

令和5年 第2回定例会

屋久島町議会会議録

令和5年6月6日 開会

令和5年6月16日 閉会

屋久島町議会

令和5年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月6日・至6月16日（11日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月6日	火	本会議	○開 会
7日	水	本会議	○一般質問
8日	木	本会議	○一般質問
9日	金	本会議	○一般質問
10日	⊕	休 会	
11日	⊕	休 会	
12日	月	委員会	○各常任委員会
13日	火	委員会	○各常任委員会
14日	水	休 会	
15日	木	休 会	
16日	金	本会議	○最終本会議

令和5年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和5年6月6日

令和5年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和4年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第5号 令和4年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 承認第4号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第9 承認第5号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第10 承認第6号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第11 承認第7号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第12 承認第8号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第13 承認第9号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第14 承認第10号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第15 承認第11号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第16 議案第40号 財産の取得について
- 日程第17 議案第41号 財産の取得について
- 日程第18 議案第42号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第19 議案第43号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第20 議案第44号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第21 議案第45号 屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について
- 日程第22 議案第46号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第47号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第48号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第25 議案第49号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて
- 日程第26 同意第1号 屋久島町固定資産評価員の選任について
- 日程第27 同意第2号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第3号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第4号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第5号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第6号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第7号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 同意第8号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 同意第9号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 同意第10号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 同意第11号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第12号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 同意第13号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 同意第14号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 同意第15号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府
予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第42 令和5年陳情第6号 安房総合センター大ホールの存続と維持管理につい
て

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課参事	眞邊満久君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和5年第2回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、中馬慎一郎君、5番、眞邊真紀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの11日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

これより、教育長より発言を求められていますので、これを許可します。

○教育長（塩川文博君）

おわびを申し上げたいと思います。

令和4年第4回定例会におきまして、高橋義友議員からの一般質問の中に、一湊小のアコウの木の保全についての御質問がございました。

その中で、樹木医からの診断書は、どのような診断書が上がってきたのかという御質問に対しまして、「樹木医の判断では、ここ一、二年の間に倒木のおそれはないという判断でありました」と答弁いたしましたが、私の思い違いで答弁をしてしまいました。正しくは、「一、二年の間に」ではなく、「今今は倒木のおそれはない」ということでもございました。誠に申し訳ございませんでした。おわびを申し上げ、訂正いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

教育長、訂正はできません。おわびだけです。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和5年第2回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告をいたします。

始めに、叙勲の伝達について御報告いたします。

今年、1月30日に御逝去されました、故日高津南男氏が、屋久町議会議員及び屋久島町議会議員として、通算6期18年の議員活動の功績に対し、内閣総理大臣から旭日単光章が送られ、5月6日に御自宅に伺い、奥様に伝達いたしました。

故人は、農林業の安定化や高齢者、障害者福祉の充実に意欲的に取り組まれました。

また、中間区民の信頼も厚いことにも伺えるように、地域の発展に存分に力を注がれました。改めて故人を偲び、これまでの御尽力に感謝し、御遺族の皆様の御多幸をお祈りいたします。

また、令和5年4月29日付の春の叙勲において、元屋久島町議会議員の寺田義隆氏が、地方自治功績として、旭日双光章の栄を受け、6月16日に伝達を行う予定としております。

さらに、保護司をお務めいただいている池下博俊氏は、更生保護功績として、藍綬褒章を受賞されました。

御両名の長年の御功績に対し、敬意と感謝を申し上げ、今後、ますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げます。

次に、令和4年度出納整理について御報告いたします。

5月31日をもちまして、令和4年度の出納を閉鎖したところでございますが、町税等の概要について御説明申し上げます。

町税に係る収納率につきましては、現年度、過年度合算で92.43%、前年度比0.49%の増となり、総収納額は12億9,770万2,000円となりました。国民健康保険税は、現年度、過年度合算で77.96%、前年度比2.97%の増となり、総収納額は2億4,771万6,000円となりました。

次に、屋久島空港滑走路延伸早期事業化島民決起集会について御報告いたします。

6月4日に開催しました本集会につきましては、天候に恵まれ、森山衆議院議員を始め、議会の皆様にもお越しいただき、450名に達する参加の下、盛大に開催することができました。

屋久島空港整備については、国民のコンセンサスが必要な国策であり、大規模な予算額を伴うだけに、島民や関係者が一丸となって、声高に要請し、この最終局面を乗り越える必要があります。

積年の願いの実現と、子や孫の世代に禍根を残さないよう、確実な実施に向けて、引き続き皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関係について御報告いたします。

皆様、御承知のとおり、5月8日から新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、規制等をコントロールしていた政府及び鹿児島県の対策本部は廃止されました。このことで、全国的に日常を取り戻す動きが一気に広がっています。

本町におきましては、4月23日に開催した産業祭りにおいて、日田市、菊陽町から御出店をいただき、1,700名の町民の皆様にお越しいただきました。

さらに、各集落での集落行事につきましても、再開を待ちわびていた町民の皆様でにぎわいを見せておりました。

加えて、本年度は、10月1日に第13回町民体育祭開催を決定しております。

また、駅伝競走大会につきましても、11月19日開催予定として準備を進めております。

また、縄文杉にお越しいただくお客様も、ゴールデンウィークでは400人を超える日が3日間あったようであり、行楽シーズンにおける観光関連企業の回復が期待されるころであります。

この3年余り、日夜献身的に貢献いただきました医療従事者の皆様を始め、感染防止対策に御協力をいただきました町民の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

ワクチン接種につきましては、本年度も引き続き、希望される方には無料で接種できる体制を継続することとなっております。しかし、ウイルスが消滅したわけではありませんので、高齢者や基礎疾患のある方に配慮した基本的な感染対策に引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

町長交際費に係る違法確認と損害賠償を求める住民訴訟は、4月17日及び5月29日と

書面準備手続が継続中で、今回は7月19日となっています。

また、令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る返還補助金の損害賠償を求める住民訴訟は、5月17日に判決言い渡しが行われる予定でしたが、延期となり、6月28日から弁論が再開されることとなりました。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 報告第3号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- △ 日程第6 報告第4号 令和4年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- △ 日程第7 報告第5号 令和4年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、報告第3号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてから、日程第7、報告第5号、令和4年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とします。

町長に報告を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、報告3件、承認案8件、物品契約案2件、計画変更案2件、条例案3件、補正予算案3件、同意案15件の計36件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、報告第3号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきまして、志戸子地区上水道施設整備事業など、4事業に係る予算の一部を翌年度に繰り越し、執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第4号、令和4年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、安房地区排水路整備事業、湯泊港災害復旧事業など、5事業が避け難い事故、事実のため、年度内に支出が終わらないことから、事故繰越しとして、地方自治法施行令第146条第2項により、繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第5号、令和4年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和4年度から令和5年度に事業費を繰り越すこととなった、ごみ処理施設整備事

業など、46事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項により、繰越計算書を報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

報告については質疑のみとします。

質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

1点だけ確認をさせていただきます。

報告第4号なんですけど、先程提案理由にありましたけれども、湯泊港の災害復旧事業なんですけれども、これは、私、ちょっと前に手戻り工事があったのかなと思ってたんですけど、先程確認しましたら、手戻り工じゃなかったということなんですけど、今回、また、報告第5号でも繰越明許、相当数出ているんですけども、本来なら繰越明許になるのかなということだと思っておりますけれども、この事故繰越しについては、明繰に出す余裕がない場合に事故繰越しという手続を取ることになっていると思っておりますが、この理由というか、予想し得なかった、やむを得ない理由ということになっているんですけど、ここら辺の内容についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○建設課参事（眞邊満久君）

今の御質問にお答えします。

当初の本工事、湯泊港の本工事の経過を見ながら、単独で工事をしているわけなんですけども、災害で認められなかった部分とか、あと安全施設を管理する部分で、港内のしゅんせつ工事等をするに当たって、本工事の進捗を見ながらここまで工事の発注をしてはいたんですけども、本工事が終わらないということで工事が少し遅れておりました。今現在は、この工事についてはもう完成をしているところです。

工事の内容としては、先程御説明したように、しゅんせつ工事と安全施設工の躯体施設の設置、そして、本堤、防波堤の先端部分の補修というのがございまして、それについては査定で認められなかった部分ですので、今回、この単独で施工をしたというところでございます。

私からは以上です。

○9番（榎 光徳君）

大体中身は分かりましたけれども、あと今の残工事について、今からまた発注されるということになると思うんですけど、そこら辺の工期的なのがおおよそ今分かれば、どれぐらいかかりそうかというのはまだ今の時点では分かりませんか。

○建設課参事（眞邊満久君）

先程の説明が少し申し訳なかったと思うんですけど、本工事については完成をしておりますして、単独分の今、事故繰越しをしている工事についても、もう既に完成をしていますので、今後の発注予定というのはもう湯泊港に関してはございませんので、以上になります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成君）

同じ報告第4号で、1件だけお尋ねをいたします。

安房地区の排水路事業の事故繰越しの件でございます。ちょっと、私、確認の意味でお尋ねいたしますが、当初想定をしていた水源はどこでどこへ変更をすることにしたのか、そして、また当初計画した水源が使用できないというのはいつ頃判明したのか、そのことを教えていただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課参事（眞邊満久君）

今の御質問にお答えします。

安房地区のこの排水路の整備工事なんですけど、当初は計画としまして、パイプラインで水源地から持ってきて、今ちょっと臭い等がする部分についての工事をする予定ではありましたが、構造的にもかなり複雑な工事になるということで、いつ頃にその工期の、工期といいますか、施工の内容を変更していたかというのは、ここでちょっと確認ができないんですけれども、今現在はこの排水路の工事として洗浄をするような工事で発注をしております。

施工の進捗としては、もうほぼ洗浄する工事に関しては終わっておりますして、あと集水枡とか、部分的な補修というのがちょっとございまして、それについてはまだ完成はしていないというところでございます。

以上になります。

○15番（大角利成君）

ということは、当初の計画ともう全く違った方向に転換したという理解でよろしいんですか。

○建設課参事（眞邊満久君）

おっしゃるとおりでございます。当初はパイプラインで通す予定だったので、それに関してはかなり複雑な工事だったということを私も確認をしていますので、全然全く違う工法で、言えば掃除をするというような形で、その臭い等を除去するという形に変更しました。

以上になります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

全体を通して質問をさせていただきます。

私、以前、去年から、この繰越明許の状況を見て、かつてない繰越しの事業になっているということから、やっぱり本町がこの公共事業をやる、建設業界のキャパシティーを超えているというふうにも言えるわけですね。そのほとんどが手つかずのまま明許繰越になっているということになっているんですけども、これはずっとこのまま続く可能性もあるんですが、必要なものとは思いますが、少し手に余るような感じになっているんじゃないかと思うんですが、町長、この明許繰越のこの状況、5号だけでも2億円という明許繰越の額になっていきますけれども、この辺の事情、背景というのは、どういふふうに見ているんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるように、明繰が多いというのは、私もそれは思っておりまして、ただ、今、言われるように、色んな条件等が、コロナ禍もありますし、そういう、人手不足というのもあります。仕事が、県とか、国とか、そういうのも一緒に出ているというのもございます、今、言うように、ちょっと今の業者数で、これだけの数を出すというのはどうなのかなということは個人的には思っておりまして、そこら辺は、今後、また見直していかなければいけない部分もあるのかなというふうには思っております。

○14番（渡邊博之君）

私はやっぱり徐々に調整をしていく必要があると、これ、また来年度の事業が出てきたりしたら、同じことがずっと繰り返して、こういう状況というのは解消できないと思うんですね。やっぱり多過ぎるということは指摘をしておいて、やっぱり改善をしていくとか、調整をしていくとかはぜひやるべきだというふうには思いますが、最後、もう一つ。

○町長（荒木耕治君）

そのように改善とか、繰越しをなるべく少なくできるように事業の発注をやっていくということで。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○5番（眞邊真紀君）

報告第5号について、1件だけお尋ねします。

予定どおり、ごみ処理施設整備事業費が繰越しになっていますけれども、川崎技研さ

んへの入札についての質問を町からしていただいたようで、その結果について教えていただければと思います。

○生活環境課長（計屋正人君）

3月の議会終了の日に、こちらのほうから質問状を送付させていただきました。4月の中旬に回答が参ってございます。

中身につきましては、なぜこのような多額の見積りになったか、そして、ごめんなさい、ちょっと、ごめんなさい、思い出せないんですけども、質問を送って回答は得てございます。私、存じ上げないんですけども、議員の皆さんが、たしか連名でお出しをしていただいていると思うんですが、その内容と変わらない結果だというような報告を受けてございます。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

私も含めた名前で、川崎技研さんに質問をさせていただいて、それと同じ回答だというふうにおっしゃられるんですけど、それで、町としては、じゃあ、入札は適切だったというふうに考えているということによろしいわけですね。

○生活環境課長（計屋正人君）

おっしゃるとおり、そのように考えてございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

- △ 日程第8 承認第4号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第9 承認第5号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第10 承認第6号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第11 承認第7号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専

決処分事項報告承認について

- △ 日程第12 承認第8号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第13 承認第9号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第14 承認第10号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第15 承認第11号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第8、承認第4号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから、日程第15号、承認第11号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてまでの8件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、承認第4号から承認第11号について御説明申し上げます。

承認第4号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、令和5年度の課税のため、屋久島町税条例等の一部を改正する条例を、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和5年度の課税に反映させる必要があったため、屋久島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳入において、町債同意額の決定、地方交付税・各種交付金等の確定並びに国県支出金等の一部変更を、歳出において、総務費では、ふるさと納税に係る増額に合わせて、旧尾之間支所解体工事、移住支援金、肥料・飼料価格高騰対策補助金の減額を、民生費では、後期高齢者医療広域連合負担金、子ども教育・保育給付金、各

保険特別会計繰越金等の減額を、衛生費では、ごみ処理施設工事施工管理委託等の減額を、農林水産業では、輸送コスト支援事業補助金の減額を、土木費では、画像システム更新負担金の減額等のため、歳入歳出それぞれ6,531万3,000円を減額し、予算の総額を131億5,078万8,000円とする予算措置に合わせ、栗生漁港機能保全事業及び永田中央線向江橋修繕事業の繰越明許費の補正、地方債借入事務の執行に必要な地方債補正の事務手続に緊急を要したことから、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第7号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整のため、歳入歳出それぞれ1,450万2,000円を減額し、予算の総額を19億4,340万4,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、国庫支出金及び支払基金交付金の確定に伴う保険給付費等の調整のため、歳入歳出それぞれ641万円を減額し、予算の総額を14億8,073万4,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第9号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整のため、歳入歳出それぞれ240万9,000円を減額し、予算の総額を1億4,279万5,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第10号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、後期高齢者医療保険料の確定等に伴う予算措置のため、歳入歳出それぞれ293万4,000円を減額し、予算の総額を1億9,282万4,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第11号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の財源に、子育て世代生活支援特別給付金の交付事務を迅速に実施するため、歳入歳出それぞれ2,885万4,000円を追加し、予算の総額を116億7,885万4,000円とする予算措置を、令和5年5月1日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

専決第7号、一般会計予算の第13号のことについて、1点だけお尋ねいたします。

資料の10ページでございます。

歳入の地方交付税の中、特別交付税が今回8,251万円報告があったわけですが、増額となった要因は何と捉えているのか、昨年と比較して特別交付税の総額はどのような状況か、お尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

10ページの特別交付税につきましては、今回、8,251万円増額しまして、確定額として4億2,566万7,000円の額となっております。

増減の主な理由というのは、単位費用で増えた部分もあるんですけど、逆にフェリー太陽Ⅱの繰出金で特別交付税で見られた部分が減ったりしていて、一概的にどの部分が大きく増えたというのが、今のところ把握はしてないところであります。

交付税自体につきましても、昨年度より新しい単位費用等も増えてきておりまして、若干の増額という形で、当初は、合併後は減ってくるという見込みがあったんですけども、横ばいから、今、若干増額の方向で増えているところです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

私は、専決の7号の中で、予算とは直接、関連として大事なことだと思っておりますので、お聞きしたいと思いますが、マイナンバーカードの促進の中で、国会でも大きく問題になっている、全国でも7,300件の、言ってみれば、間違っただけもつげといいますか、そういう事態があらわになっているんですが、屋久島町では、そういうことはないのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと、なければいなくてももちろん結構なんですけれども。

それから、11ページの中に、民生費の国庫負担金が3,000万円削減になっている中で、特に子どものための教育・保育給付事業というのは1,400万円、それから児童手当支給事業1,300万円の減額になっていますけれども、この根拠、理由というものが、もちろん分かっていると思うんですけど、お示しをいただきたいというふうに思います。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えします。

議員おっしゃる、マイナンバーに関わる誤交付とか、そういったものは、本町においては現在発生しておりません。マイナンバーの取得につきましては、現在町内で9,615名の方が取得をしております、率にしまして80.54%になっております。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

ただいまの御質問にお答えします。

11ページの子どものための教育・保育給付事業、これについては、保育所の認定こども園等の運営費ということになりますので、これは事業実績における歳出に伴う歳入の減額ということになります。また、児童手当支給事業についても、実績に伴う歳入の減額ということになります。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

マイナンバーカードも9,600名、80%を超えている普及率ですけれども、私、広報で、マイナンバーカード、取得の広報を行っていきましても、こういう現状を考えたときに、行政側からそういうことを推進すると、訴えるということは、私はもう今やめるべきだというふうに思うんですけども、町長、見解はどうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

私は、そういうふうには思っておりません。

○14番（渡邊博之君）

思っていない理由を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

今、国も起こったことに対しては、色んな事故に対しては、今、早急にそういうことがないようにということをやっているというふうに思っております。町でも、色んなこれから国全体でマイナンバーカードを普及をして、国民あるいは町民の有効利用できるように作っていかうとしているわけですから、それは、私は、今、そういうふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、承認第4号から承認第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第4号から承認第11号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から承認第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、承認第4号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することと決定しました。

次に、承認第6号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第7号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第8号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第9号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第10号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について採決をします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第11号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第11号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

△ 日程第16 議案第40号 財産の取得について

△ 日程第17 議案第41号 財産の取得について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第16、議案第40号、財産の取得についてと日程第17、議案第41号、財産の取得についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第40号から議案第41号までについて御説明いたします。

議案第40号、財産の取得につきましては、平成18年に南分遣所に配備している、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を更新するため2者を指名し、5月19日に入札を執行した結果、4,177万8,000円で落札しました、鹿児島トヨタ自動車株式会社代表取締役市坪文夫と物品売買契約を締結するものであります。

議案第41号、財産の取得につきましては、平成14年に口永良部班に配備している、小型消防ポンプ付普通消防積載車を更新するため6者を指名し、5月19日に入札を執行した結果、919万6,000円で落札しました、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第40号の財産の取得について、質問させていただきます。

高規格救急車の更新、非常にありがたいことだと思います。中の機材について、今、搭載しているものと何か変更点、変更点というか、追加したものとかあれば、教えていただければと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

新たに導入したというものはないと聞いています。ただ、今現状使っているものについて、流用できるものについては流用しながら、耐用年数等が長くなっているものについては、新規で更新するという事で仕様を作っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

40号、41号、取得については何ら問題ないんですが、この現在のものの後の処分、処分というか、その処理について、高規格車も当然廃棄になるんでしょうけれども、口永良部の分については何か、その、ほかの利用とか民間譲渡とか、そういうことはないのか、完全なもう廃車になるのか、そこら辺どう考えていらっしゃるか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

以前更新をしました積載車、ポンプ車2台につきましては、一応公売という形で令和

4年度に行っております。2台で60万5,000円の収入がございました。

また、令和4年度に導入した湯泊班の積載車及び北分遣所の司令車については、今、まだ駐車場のほうに置いておまして、使えるような状態であれば、また同様に公売をしたいと思っております。なかなか買い手がないということもありますが、一応、そういう形の処分の仕方を今現状やっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、議案第40号から議案第41号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第40号から議案第41号までの2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第41号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第40号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号、財産の取得について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第41号、財産の取得についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第18 議案第42号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第19 議案第43号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第20 議案第44号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第21 議案第45号 屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について
- △ 日程第22 議案第46号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第47号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第24 議案第48号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第25 議案第49号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第18、議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第

25、議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第42号から議案第49号までについて、御説明いたします。

議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、屋久島辺地総合整備計画について、事業調整により、令和5年度から令和6年度の事業費に増額が生じたため変更するものであります。

議案第43号、口永良部島辺地総合整備計画の変更につきましては、口永良部島辺地総合整備計画について、事業調整により、令和5年度から令和6年度の事業費に増額が生じたため、変更をするものであります。

議案第44号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固が拘禁刑に改正されることから、これら用語を使用している5つの関係条例を同様に改正するものであります。

議案第45号、屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正につきましては、移転整備した湯向温泉の利用を開始するため、所要の改正をするものであります。

議案第46号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、令和5年2月から実施している電灯及び動力料金の減額を令和5年9月までとし、令和5年10月は1kWh当たり1.8円に減額を縮小し、令和5年11月からは通常算定を行うことに併せて、別表の税抜き表示とするため、所要の改正をするものであります。

議案第47号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において、地方創生臨時交付金、財政調整基金繰越金等の増加に対し、歳出予算において、4月の人事異動による人件費の調整に合わせて、総務費では、昨年度に引き続き、新型コロナ対策事業として地域消費喚起プレミアム商品券事業補助金、水産業費振興対策燃油助成事業補助金等の増額を、民生費では、各社会福祉事業に関する国庫支出金過年度精算返納金を、衛生費では、合併処理浄化槽設置整備に係る国庫支出金過年度精算金を、農林水産業費では、小島用水路、志戸子・長峰畑かん漏水対策工事、緊急自然災害防止対策事業費の増額を、商工費では、一湊海水浴場施設整備を、土木費では、愛子団地の解体工事を、消防費では、小瀬田防火水槽撤去工事費を、教育費では、永田幼児学級備品購入費、かごしま国体推進に係る原材料費を、災害復旧費では、林道口永良部線測量設計業務などを計上し、歳入歳出それぞれ1億4,073万2,000円を追加し、予算の総額を118億1,958万6,000円とする予算措置に合わせ、ごみ処理施設運営管理発注支援業務委託の債務負担行為限度額の増額、地方債の限度額を変更するものであります。

議案第48号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、人事異動による人件費の調整、普通旅費、会費負担金の増額等のため、水道事業費用に100万円を追加し、予算の総額を4億2,271万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、志戸子地区上水道施設整備に係る企業債の増額のため、資本的収入に100万円を追加し、予算の総額を3億4,389万円とすることに合わせ、資本的収入不足額を当年度利益剰余金処分額で補填する額を5,038万4,000円に補正し、企業債の限度額を変更するものであります。

議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、令和5年2月から実施している電灯及び動力料金の減額が10月までとなったことによる調整、光ケーブル改良保守工事等を予備費で調整するため、電気事業収益及び電気事業費用それぞれ4,092万7,000円を減額し、予算の総額を6億2,967万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第42号から議案第49号までの8件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案第45号、屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について、2点御質問いたします。

1つ目ですけれども、僕、この新しい湯向温泉を5月の初めに建屋を見てまいりました。その中で思ったのが、結構普通のおうちのような構えになっているなというふうに思って、何かこう、ぱって行ったときに、民家なのかなというふうぐらい思ってしまった、そこがその湯向温泉だというふうにちょっと感じ取ることが難しかったなというふうに思いました。

そこで、その看板だったりとか、湯向温泉というものの看板みたいな設置というようなお考えがあるかどうかというのが1点、もう一つが、条例の中で、使用の時間が改正されていて、今まで午前6時から午後9時までというふうになっていたものが、午後2時から午後8時までというふうに改正されています。

これをちょっと考えたときに、例えば、屋久島からフェリー太陽で行くとなったときに、昼出しの便になると口永良部に着くのが、3時ぐらいになるのかな、というふうになって、もうその日のうちに行かなければ、例えば、1泊というふうな日程だと、3時に着いて、その日にもし行けなければ、次の日は帰りに、1時には船に乗って、また屋

久島に帰らないといけなくなると思うので、これが2時からというふうに設定されていると、もう次の日は完全に入れないというふうな形になってしまうのかなと思ひまして、そういった点に対して、どのような方々の、あくまでも住民の方だけの利用を想定しているということなのかというところを、ちょっとお聞かせいただければというふうに思ひます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

まず1点目の看板の件についてでございますが、確かに議員おっしゃるように、これまでの湯向温泉の佇まいといいますか、幻の温泉と称されるような形とはまた全然異なった近代的なものでありますけれども、看板につきましては、これまでの看板をそのまま使いたいというふうに思っております。

あと、時間につきましては、本村温泉に合わせた形で条例の改正も今回しております。また、これまでと違うのは、お湯を毎日抜いて清掃が必要だということが生じておりますので、そのお湯をためる時間が4時間ほどかかるということで、朝のうちに掃除とお湯ためをしてということ想定しまして、湯向区のほうとも協議をした上で、今の時間設定をしておりますが、今後、また状況によって見直しは可能であるというふうに思っております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

回答ありがとうございます。看板のほうは元のものを使うということで、分かりました。

時間の設定のほうなんですけれども、ぜひ委員会のほうでも議題にしていればなと思っております。

やはり、かつてはアイランドテラピー構想、旧町時代ですけれども、あったものも、今、本村温泉も使えなくなっている状態、そして寝待温泉も閉鎖している、そういった中で、温泉という魅力が非常に薄れてしまっているのかなというふうに思うものですから、観光の方も利用しやすいような温泉の形というものを御検討いただければと思っております。委員会の方にもお願いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

2点教えてください。議案第47号の一般会計補正予算（第2号）についてです。

9ページの地域活性化対策費の中で、委託料、浪岡の太鼓の輸送などの業務委託が105万6,000円、その下に、負担金補助金及び交付金のところで、屋久島太鼓浪岡派遣事業の補助金が減額の300万円、この詳細な内容と、この派遣に対しての、何人、太鼓

の方を送っていくのか、その辺の説明をお願いします。

もう一点が、15ページの観光施設整備費の工事請負費で、一湊海水浴場の施設の工事、7月1日には、「屋久島オープンウォータースイミング」も開かれて、海開きも行われますが、その開催に間に合うのかどうか教えてください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

まず1点目の、地域活性化の中の補正につきまして御説明いたします。

今回、予算の組替えという形で、当初におきまして、前回実施時と同じく300万円を想定して予算計上しておりましたが、予算執行上、細目ごとに分けて支出するほうが適正であると判断し、今回、予算組替えを行うものでありまして、当初組んでおりました補助金の中の北島まつり派遣事業補助金の300万円を減額しまして、それぞれ細目ごとに振り分けたという形でしております。

また、今のところ、予定としましては、益救神太鼓の方々が12名、所管である職員、うちの観光まちづくりのほうから職員が2名、それから町長、議長、あとご神山祭りの実行委員会のほうから2名ということで予定をしております。

また、輸送につきましては、前回と同じように、急便屋久島さんですかね、のほうに運んでいただくような予定で、予算のほうも計上しているところでございます。

それから、2点目の、一湊海水浴場の補修整備につきましては、連休明けから先月から工事のほうかかっておりますが、当初の想定よりも劣化が著しくて、スラブ筋のさびによる浮きといいますか、その辺が天井補修面積がかなり多く確認されたことから、浮き部の撤去作業や天井貼りなどの追加工事が必要であると判断をいたしまして、現在の工事が完了しまして、またその状況を見ながら追加工事の、どこまでというのが変わってくるかと思しますので、今のところ、見積りのとおり400万円を計上させていただいているところです。

国体はもちろん、7月1日の一湊でのオープンウォーターにも間に合うような形で、ちょっと工期のほうが13日ほど延びましたが、6月の29日までには完成する予定で今のところ進めているところです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております、議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更について

てから議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
までの8件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおりです。各常任
委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は
第2委員会室をそれぞれ充てます。

しばらく休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第26 同意第1号 屋久島町固定資産評価員の選任につ
いて
- △ 日程第27 同意第2号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第28 同意第3号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第29 同意第4号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第30 同意第5号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第31 同意第6号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第32 同意第7号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第33 同意第8号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第34 同意第9号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第35 同意第10号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて
- △ 日程第36 同意第11号 屋久島町農業委員会委員の任命につ
いて

- △ 日程第37 同意第12号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第38 同意第13号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第39 同意第14号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第40 同意第15号 屋久島町農業委員会委員の任命について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第26、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任についてから日程第40、同意第15号、屋久島町農業委員会委員の任命についてまでの15件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意案15件について御説明いたします。

同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項において、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て選任する固定資産評価員として、本年4月の人事異動により着任している、町民課長兼地域住民課長を選任するものであります。

同意第2号から同意第15号までの屋久島町農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第9条第1項により、6名の推薦、8名の応募があったことから、同法第8条第1項により、任命にあたり、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

候補者につきましては、西橋豊啓氏、鎌田秀久氏、岩川瑞恵氏、日高正貴氏、牧優作郎氏、塚田博氏、藤原典子氏、黒葛原洋子氏、荒田伸作氏、岩川原造氏、上山竜太氏、岩川満信氏、岩川亜希子氏、神宮司守昭氏、以上14名であります。

以上で説明を終わります。審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

以前は農業委員会であっても選挙があったんですけれども、この選挙は今も生きてる、例えば、枠を超えたらということにはならないですか。その辺ちょっと事情を説明して

いただきたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一君）

ただいまの質問にお答えします。

3年前から、農業委員会につきましては、選挙制度はなくなっております。現在は推薦と応募で、町長が議会に提案して承認を得るという形になっております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

その推薦の形は、どんな形で行われているのでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一君）

推薦につきましては、各団体であったり、各個人からの推薦等あります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第1号から同意第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第1号から同意第15号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第15号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。1件ずつ行います。

まず、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第2号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第5号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第6号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第7号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第7号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第8号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第8号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第9号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第9号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第10号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第10号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第11号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第11号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第12号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第12号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第13号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第13号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第14号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第15号、屋久島町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第15号、屋久島町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第41 令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について

△ 日程第42 令和5年陳情第6号 安房総合センター大ホールの存続と維持管理について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第41、令和5年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてから日程第42、令和5年陳情第6号、安房総合センター大ホールの存続と維持についてまでの2件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月7日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時34分

令和5年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和5年6月7日

令和5年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
12番 日高好作	<p>1. 町長選挙について</p> <p>任期満了に伴う町長選挙が10月に行われます。世代交代を訴える声やすでに表明した人、憶測で出るのでは噂される人など町民の間でも日常の話題になってきました。振り返りますと、旅費問題や簡易水道問題など議会も含めて、町民の批判の的になった事例もありました。また、3年間続いたコロナ対応にも明け暮れた4年間でありました。</p> <p>経済の再生と町民生活の安定、高齢化対応や若い人の定住など課題も山積しております。</p> <p>このような状況の中で、正式な出馬表明もなされていませんが、町長はどのように考えているのか、また表明をされるのであれば、これまでの総括を踏まえて今後どのような町政を行うのか考えを伺います。</p>	町 長
4番 中馬慎一郎	<p>1. インバウンド対策</p> <p>(1) 外国人観光客が増えていく中で今後の観光政策の方針について問う。</p> <p>(2) 外国人に向けた情報発信について。</p> <p>2. 環境問題対策</p> <p>(1) 高塚・新高塚小屋トイレの経過について説明を求める。</p> <p>(2) 避難小屋や山岳トイレ付近の水質検査の必要性はないか。</p> <p>(3) 海岸漂着ゴミの処理についての方針や見解を問う。</p>	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
6番 相良健一郎	1. 農業基盤の政策について	

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

皆さん、おはようございます。質問に入ります前に、先日、大変気になる気象に関する情報といいますか記事がありましたので、今年、3年ぶりにスーパーエルニーニョが発生するというので、しかも過去3回、これまで発生したスーパーエルニーニョ、これは世界的に大水害とか日照不足によって作物が不作になったりとか、世界的に被害が出た、そのスーパーエルニーニョ。これまでにないスーパーエルニーニョを超えるというふうな、そういうあんまりありがたくない予測なんですけど、気象の専門家が言っておられました。エルニーニョは冷夏・暖冬ですか。日照不足、それで日本中で起こった大水害、これが起こりそうなそういう気象状況にあるということで、十分、心の準備あるいは避難等の準備とか、日頃からの心構えが必要ではないかなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

今回は1点だけ、町長選挙について質問をいたします。

任期満了に伴う町長選挙が10月に行われます。世代交代を訴える声や既に表明をした人、憶測で出るのではと噂される人など、町民の間でも日常の話題になってきました。

振り返りますと、旅費問題や簡易水道問題など、議会も含めて町民の批判的になった事案もありました。また、3年間続いたコロナ対応にも明け暮れた4年間でありました。経済の再生と町民生活の安定、高齢化対応や若い人の定住など課題も山積しております。

このような状況の中で正式な出馬表明もなされていませんが、町長はどのように考えているのか。また、表明をされるのであれば、これまでの総括を踏まえて、今後どのような町政を行うか考えを伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。日高好作議員の質問にお答えをします。

私の政治家としての姿勢の原点は、私が政治の師と仰ぐ、今は亡き山中貞則先生から、若かりし頃に言われた言葉にあります。それは、先生とともに口永良部島に赴いた際、昭和57年5月、第2太陽丸初航海のときの船上での言葉でした。

私を呼び、「青年、この島を見てみろ。この島にこそ、政治の原点があるんだ」というものでした。私はこの言葉の意味を、政治とは弱い者のためにこそ、また、弱い地域のためにこそ、その力を果たすべきものであると受け取りました。この思いは今の今まで、そして政治に関わり続ける限り、今後も決して忘れることはできません。

屋久島町長として、この12年弱を振り返ってみますと、公約でもありました入島税の導入について、幅広く新たな財源を確保する手法等を検討し、他の地域での事例、収納コスト、地域経済へ影響を配慮し、山岳部の環境への負荷を与える、登山者に負担を求める入山協力金制度を導入するとともに、バスチケットに付加し、収納率を向上する工夫を行ったところであります。

入山利用調整による環境保全の代替として、全国市町村では初となる公認ガイド制度を創設するとともに、商標登録を行い、町を挙げて屋久島ルールの浸透に取り組みました。

本庁舎の位置を決定し、林業振興につながる木造庁舎の建設。後年度の住民負担を考えながら取り組み、整備した屋久島島内への光ファイバースペース、100人のためにそこまでの費用をかける必要があるのかという意見もありながらもやり抜いた口永良部島への光ファイバーの敷設、できっこないと言われながらも必死に取り組んできた屋久島空港の滑走路延伸。口永良部島新岳の噴火災時において、住民の安全を確保するため、いち早い全島避難への決断。新型コロナウイルスの検査体制迅速化を図るため、PCR機器の早期導入。町内小中学校普通教室へのいち早いエアコン設置。高校通学バスの保護者負担低減のための助成。高校生までの医療費負担ゼロ。本年度からにはなりましたが、第2子以降の給食費無償化や子育て支援センターの開設。高齢者等への定期路線バスの定額負担制度。有人国境離島法においては、地域指定を外れる状況下でありながらも、様々な方々のお力添えをいただき、指定地となり、海上輸送コストへの助成や離島カードを使った旅客運賃への助成確保。移住定住のための家賃補助や住宅取得改修への助成。以上のようなことを代表的な施策として行ってまいりましたが、まだ全ての町民の皆さんに満足していただけているとは思っておりませんが、振り返れば、これまでの政治判断として実施してきた施策は、自らの政治信条としてきた、政治は弱い者のためにこそ、弱い地域のためにこそ、という私の信念を形にできてきたものだと思っております。そ

こには、多くの町民の皆さんの御支援があったればこそと感謝を申し上げます。

また、3期6年にわたり務めさせていただきました、全国離島振興協議会会長の責にありましても、私たちの島よりも条件不利の地域、離島の問題解決への取組も、さきの信念を持ちまして、316島141人の首長の先頭に立ち、手を携えながら活動を続け、離島振興法のよりよい改正延長へと力を尽くすことができました。

しかし、今期においては、自らの不明、不徳により旅費精算の不備を指摘され、役場組織としても旅費取扱いの甘さを露呈する結果となりました。

また、口永良部島における水道工事の遅延によるところのミスにより、補助金の返還を求められる事態を招いてしまい、町民の皆様には大変なる御心配、御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げる次第であります。

その再発防止策につきましては、それぞれに対策を打ち、二度とこのようなことが起こらないように取組をしてきているところではありますが、役場機構・人事についても、さらに検討が必要ではないかと考えております。

さて、私は4年前の町長選挙において、行政組織の長として町民の皆様から大きな叱責をいただく結果となりました。新聞報道などによると、町長は辣腕を振るいすぎたとか、役場が町民を向いていないという評価が選挙の結果として表れたのだということでした。私自身は、決断し、実行することを旨としておりますが、決して辣腕など振るうべくもなく、しっかりと状況判断をし、納得をいただいた上で事を進めているつもりでありましたが、町民にそのように映っていたとすれば、はなはだ遺憾であり、私、そして役場職員のコミュニケーション不足を反省いたしました。

また、役場が町民を向いていないとの評価については、私自身、餅は餅屋との思いもあり、行政運営は専門家である職員に委ねる部分が多かったのも事実であります。餅屋の餅が顧客である町民の嗜好を考慮しないような味付けになってしまっていたとすれば大きな反省が必要であり、しっかりと町民を向いた役場行政の在り方を示していかなければならないと考えておりました。

職員からすれば、そんなことはないとの声も聞こえてきそうですが、町民がそう感じているのであれば、そのことにしっかりと耳を傾け、町民の信頼に応えていかなければならないと考えておりました。

しかしながら、今期4年にあっては、先に述べた不始末や未曾有の大災害と言うべき新型コロナウイルス感染症の猛威の前に物事を推し進めることができませんでした。様々な困難の中で自らの進退を悩む日もありました。そんなとき、耕治わあは何のために政治を志し、町長になったのか、まだやることあるやろうかと叱責し、励ましてくれる先輩もいました。また、私のこれまでの政策を評価していただき、もう少し頑張っただけで未来への道筋をつけてくださいとおっしゃっていただけの方もありました。本当にありがたい限

りであります。

この12年近く町政を預らせていただいた者としての責任の取り方として、私にとっては茨の道かもしれませんが、町民の皆様からの信がいただけるのであれば、再度町長として今期にやるにやれなかったこと、また今期の反省を踏まえ、町民と共にある行政運営を目指したい。町長も役場職員も町民も全ては町民の幸せのために働く、そんな当たり前の自然も暮らしも心も豊かな屋久島町をつくっていく覚悟を定めました。

経済的な繁栄も当然必要ですが、我が町の最大の資産はこの類まれな自然と人にあると思っています。その自然があるからこそ、私たち町民は生かされているのです。自然はかけがえのないものです。そこに屋久島の在り方があり、それが未来への責任に通じています。先人の知恵に学び、未来への筋道をつけていく。このことは今の私の世代からこそできること、かつ、やらなければならないことであり、その責任が私にはあると考えています。

町民の中には世代交代への期待もあるかもしれませんが、若さとは何か、老いとは何か、経験とは何か、それぞれに考える方はあると思いますが、私はこれまで一日一生の思いでことに当たってまいりました。そういった意味では、老いも若いも関係ないと思っていますし、これまでの経験を踏まえて政策を実現していくための人的ネットワークもおかげさまで持つことができています。そして、私の愛郷心及び政治への情熱は、私が町長を目指したときと全く変わっておりません。

ゆえに、本日ここに、次期町長選挙への出馬意思を表明いたします。

○12番（日高好作君）

これまでの経緯といいますか総括的な話が出ました。

私も質問を出したのですが、ほかの質問なら大体回答が予測できるというようなことで、今までやってきました。ただ、町長の心の中というのは、私にはある程度予測はしても見えませんので、自分で自問自答しながら、なかなかいい考えに至らない部分もあって、今日ぶつけ本番でやっちゃおうというような、そういう開き直った気持ちで出てまいりました。

町長は、師と仰ぐ山中先生ですが、私も大変尊敬する先生でした。直接会ってオーラといいますか、西郷さんとはああいう人だったんじゃないのかなというような感じの方でした。そして、びっくりしたのは自分の選挙区、大隅半島から熊毛、それぞれの選挙区、自分の選挙区の隅々まで知り尽くしている。集落の名前からどこに何がある、もちろん口永良部もそうですけど、そういう偉大な先生でした。その先生の言葉を受けて、政治家を目指したということで、大変私も共鳴する部分があるのでうれしく思います。

さて、これまでやってきたその実績というのは確かにおっしゃるとおりで、やっぱりその原点にある弱い者の立場に立ってやろうという、そのあれがやっぱりこれまでの行

政を成し遂げてきた部分ではたくさんあったのかなというふうに思います。

中には色々もめた、この本庁舎の問題とかありましたし、町長も言われましたように滑走路問題に関しては本当にできるのかという、ほとんどの方がそういう意見の中で、先日の決起集会、そこまで持ってきたといいますか、そういう状況になってきたということは非常に私は評価すべきことではないかと思えます。

ただ、その中で、先日行われた島の決起集会ですが、私ども議会は些細なことで特別委員会も設置できずというかしないで、この問題に関しては町長の孤軍奮闘であったというふうに、私は反省しながら、あの席に座っておりましたが、町長はどのような思いで、これまでの経緯を踏まえてあの場におられたのか。ちょっと心境を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

先程、昭和57年の5月に、口永良部へ船に乗って行ったと言いました。実は口永良部へ私も行ったのはそのときが初めて。なぜその船に乗っていたか。私は32歳です。旧上屋久町商工会の青年部長をしておりました。その縁で、その初航海の船に同乗をさせていただいたということです。そのときに、この後がありまして、先生が言われた言葉は、人が1人住んでも電気も水道も引いてやらなければいけない。子供が1人いても学校を造ってやらないかんのや。それが政治なんだ。政治に陰ひなたがあってはいけないんだということをおっしゃられた。私も若かったから、そんなに真剣には聞いていませんでしたけど、年齢が経つにつれてそういうことでした。

そして、一番政治家って面白いんだろうなと思ったのは、これ50トンの船だったんです、最初。この葉のように揺れる欠航丸という。第一太陽丸というのは別名を欠航丸って言ったんだ。今でも欠航丸って選ぶ人たちは言いますけれども、その時のイメージ。その船を50トンから250トンの船に造り変えてくれた。その初航海に先生と一緒に乗って行った。それを上屋久町時代にずっとそのちっちゃな船を造ってくれという陳情を要望しております。そしたら、大蔵が金を出さないとできないんだ、そういう人口が、そのとき240名です、昭和57年。そんなに5倍もある船は造れないから。そのとき山中先生が、じゃあ法律を変えろって言ったんです。船ができるような法律に変えればいいじゃないか。それが政治だと私は思った。できるものをやるんじゃないで、できないものをできるようにやるのが政治だというふうに思いました。

それからずっと、やはり県や国を相手に仕事をしていかなければいけませんから、町長というのは。町のことで財源が豊かでやっていくことは簡単です。それは事を成すには補助金を、じゃあ補助率の高い金をどうやって探すかということも大事です。

余計な話をしましたけれども、空港の件に関しましては、それは鹿児島県で県知事に私が話をしたときはけんもほろろでした。だけど、2年ぐらいかかりました。会うたび

に屋久島空港と宮之浦港、安房港をよろしくお願いします。それは島にとって、空港と港というのはこれも生命線だと私は思っていましたから。何が何でもやろうという気だったです。2年ぐらいしたら、その当時の県知事が、お前どっか1つにしろって。空港か港かどっちなのかって言ったから、いや、即座に空港ですと言いました。それから調査費がついたんです。足掛け10年です。それでここまで来ました。

私は、多くの人たちはどう感じたか知らない。これでできると思ったかもしれない。私は決してそうは思っていない。見えましたが、できるところ。だけど、それをつかむには、あと一山、二山登らなければいけない。本当にこれからが、本当の意味での勝負です、国に対して。

それこそ、ここで450名近くの方が集まってくれて、島民の総意というのを表します。それをもって国土交通省へ、また色々なお願いに行きます。だから、一日でも早く国の予算をつけていただきたいという。今、総額幾らかかるのか、町はどうなんの。この事業は国が8割、県が2割の事業です。ですから、町は財政的な負担はないです。そりゃ少しはあるかもしれませんが。ですから、あのときに、いや、ここまでやっとなら、10年かかって来た。これからはもうひと踏ん張りしなければ、この空港は早期事業化ですよ。着工を見たいという思いは、そのときもすごく思いました。

○12番（日高好作君）

ゼロからのスタートといいますか、町長と色々これまでも話す機会があって、やはり、当時の伊藤知事に、君は面白い男だねって言われたという話を聞きました。そこからの物事の進みといいますか、この間の決起集会まで流れが続いてきたんじゃないか。三反園知事や塩田知事、3代の知事が変わりましたが、物事といいますか方向性が変わらなかったというのは、やはりそこにしっかりと相手の懐に入り込む、これが政治力かなというふうに私は思うわけです。だから、特に町のトップに必要なものは、やっぱり町を方向づける、その指針と政治力にあると思います。その政治力を今後どのように生かして、また町民に対してもどのような協力を得ながら、最大の問題であります、この空港問題に今後対応していこうとするのか。

○町長（荒木耕治君）

大きなことは屋久島空港と、もう一つは、2050年に向けての脱炭素への思いをどうやって屋久島がつくっていくか。今、世界自然遺産で5つの地域の中で、屋久島は評価はされるならナンバーワンの島だといわれている。ですが、私は、それはそれで評価はしますけれども、そういう思いもありますけれども、ただ、ここに来て2050年にカーボンニュートラル、国がこれを示しているわけです。今、全国の離島で屋久島ほど羨ましがられている島はありません。水力発電、99.7%くらい、民需電力全て水力です。それを2050年に向かってどんなふうにつくっていくのか。今、電気自動車も十四、五年前に、

県と一緒に地球温暖化室というのをつくってやってまいりました。それをもう一遍、自動車、電気自動車、そういうものも含めてやっています。また、色んなそういうところから今オファーが来ます。ですが、今、担当課には何でも手を出すなど言っています。それは、屋久島がどういうカーボンニュートラルを目指すのか。島が向かうべき方向を一日も早く決めようという話です。それに合ったものと一緒にやっっていこうということを今思っています。

それと、今大きなことはそうですけど、町内で、今、少子高齢化で人少減があります。例えば、屋久島で島じりといわれる、この表現がいいのか分かりませんが、よく聞く言葉です。例えば、永田とか吉田、一湊まで。それで、栗生、中間、湯泊、こころ辺がどんどん少ない。そして、お店もなくなる、車もない。そういうときに、そういう買物弱者はどうするのという話。それで、今、地域公共交通というのを協議をしていて、やっとこれが出来上がりました。これをどこか具体的にそういうことをやっていく。要するに独居老人も多くなります、なかなか買物にも病院にも行けない。公共のバスは1時間に1本、2時間に1本しか走っていない。そういうものをどうやって、じゃあ、ドア・ツー・ドアって、要するに町でそういうものを走らせてやるか。今、コロナ禍になってからタクシーもほとんどいなくなっているような状況です。ですから、そういうことを前々からやっています。やっぱり集落が元気にならないとという思いがあります。屋久島の24集落、口永良部の2集落。集落を何とか元気にしたい。維持をして、今まで以上にそうならないような対策をこれからは打っていかなければいけない。ですから、移住定住もそうです。今、先程言いましたけれども、光ファイバーもやっと引くことができました。これは私の就任前、一番、これはもう屋久島空港と光ファイバーというのは私の公約の1つでした。これも10年かかったというのは、子や孫に借金をいかにして残さないかということです。これ、公設公営でやっていたら、いち早くできたんです、すぐできました。だけど、ランニングコストがかかる。それまで10年前にやっていたところを見ると、やるのはできたけど維持費が何千万円かかる。台風で断線事故が起これば、それ全部町や村で負担をしてやる。そういう状況で、ここでいいのかと、それですと躊躇をしています。何かいい策はないかと思って。だから、民設民営で一部負担金で済ますという、そこに金を出してくださいという話です。ですから、意外と安くできて、ランニングコスト、ゼロです、光は。そして、大災害のコロナに遭いましたけれども、コロナの間もじっとしていたわけじゃありませんで、コロナの金を使って口永良部島に引けないかという。これ口永良部島はまだ四、五年後にやろうと思っていたんですが、やはりチャンスがあればそこで動く、決断をして実行するというような。もう、これをこの機を逃したら口永良部島はしばらく引けないと私は思いましたから、その決断をしてやった。これはコロナの金を使ってやった。だから、そういうことを機を見て

やることはやらなければいけないというふうに思っていますが、色々子育て、老人、そういうことも町内のそういうことを大きなところが大体できてきましたのでそういうものをつないで、例えば空港をしたときに、じゃあどうやってそれを活用するのか。交流人口だけじゃなくて、農業も漁業もやはり付加価値をつけて代償して、それで運べる、そういうことができるんじゃないか。できさせなければいけない。そして、やっぱり農家も林業も漁業もそういう1次産業をやりたいと、それを思ったのはコロナでこだけダメージがあって、うちは7割、8割が観光関連産業でしょう。やはり1次産業を大事にしっかりしておかないと、そういうことになったときにいけないなというのが新たに気づかされたという思いがあります。ですから、やはり1次産業もきちっと、農地そういうものは少ないですけれども、やはり少ないところで反収を上げるような、そういうものもやっぱり研究し、これから作っていかなければいけないということを思います。

最近、話が長いと言われるので、語りだしたら色々語りますけれども、私は為政者とはゴールのない駅伝の走者だと思っている。ですから、今、屋久島町になって、私は今第2区を走っていると思っております。人が住んでいる以上、全て終わるということは、もう時代がそういう何らかの問題が惹起してくるわけですから、自分の公約が終わったなんていう、今までの政治家というのは私はあれはちょっとおかしいと思っております。ですから、私に与えられた区間がどんだけで、どんだけのことをやれるのか、その後の人がまたどんだけやるのか。ゴールはないと思っている、私は為政者には。その期間を一生懸命、自分の時代に合った自分のことを精いっぱいやって、次の人にバトンタッチをするというのが為政者だろうと。だから、そういう思いで先程も言いましたけれども、私もそういう整備を、今まだそういう思いを残すことがありますので、次にそういうことを一生懸命頑張りたいというふうに思っています。

○12番（日高好作君）

一農家として大変うれしいあれでしたけど、後ほど私もそのことは町長には質問しようかなというふうに一応予定はしていましたけど、やはり屋久島に与えられた自然との共生ですかね。町長、最初に言われた資源があって、自然があつての屋久島という、それは普遍的に変えることはできないですから。

この間、決起会で森山先生が言われたカーボンニュートラルのうれしい情報といいですか、そういったものも提供されました。観光業は石垣島が実証済みのように、ジェット化になって激変したわけです。2019年が過去最高で150万人だそうです、観光入り込みが。その消費額がなんと980億円。コロナで落ち込んで、昨年が大体90万人、その中で消費額が850億円というデータがあります。当然、ジェット化になれば、その辺、屋久島が何人受け入れられるかというキャパの問題もありますけど、そういったことで観光業というのはこれからも栄えるというか、それは発展はするでしょうけど、やはり今

言われたように1次産業、その自然を守る林業、それから食を与える農業、水産業、これが同時進行といたしますか、同時に発展していかなければ、何らその観光客が何人来ようと魅力のない島になっていくということはもう私が言うまでもないことですので、ぜひそこから辺、また、私も今後も1次産業の進行に関しては色々と提言はしてまいりたいというふうに思っております。

こんなに長くこの質問をするつもりはなかったですけど、淡々とという思いがあったんです。

最後に、町長に、この4年間を戦い抜くその気力・体力は十分あるかどうか、ここで意思表示をしていただきたい。

○町長（荒木耕治君）

先程、私は一日一生という言葉を使いました。明日は誰も元気で生きているという保証はないと思います。この言葉は、比叡山延暦寺で千日回峰行を2回やった酒井雄哉というお坊さんが、これ2回やるっていうのは、普通1回は阿闍梨っていうらしいんですが、2回やると大阿闍梨っていうらしいです。この人が、千日回峰行というのは5年ぐらい、四、五年かかるらしいんですけど、それを2回やった人が一日一生、昨日の自分と今日の自分と明日の自分は違うんだ、だから今日を精いっぱい生きなさいと、明日の保証はないんだ。ただ、その人が言ったのは、自分が朝に生まれて夕べに死ぬ。そして、またあくる日は目が覚めれば新しい自分なんだ。ですから、やれることは今やれということです。先に送るなということです。ですから、そういう思いで、私はいつこの職を辞めても、いつ死んでも、それにもう悔いはないと思って、そうやっています、毎日。そして毎日が真剣勝負で生きてきました、本当に。そういうことで、思いで来ましたけど、4年間保証をされるかというのは非常に難しいですけど、この職に就いてから年に一度、日帰りドックに行かされるようになりまして、行けと言われた。今、それで、最初の頃は封筒が2枚、3枚入ってきていましたけど、ここ2年ぐらい一切それが入って来てないということは、4年間は大丈夫なんだろうなというふうに、私は私自身で判断をしております。

○12番（日高好作君）

今の町長の話聞いて、私は山中先生の最後の言葉を今でも思い出します。屋久島にもう国会議員を辞め勇退したいということで末吉ですか、あそこに家も建てて、東京から本も送ってきた。ゆっくりと読書三昧をしようと思ったら、みんなが先生お願いします、勇退は認めませんというようなことで、尾之間の集会のときに、分かった、俺の命はお前たちにやる、任期途中で亡くなりましたけど、壮絶な生き様といたしますか、すごく今でも敬服しておりますけど、健康に気をつけて精いっぱい頑張っていたいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。4番、中馬です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

その前に、少し報告とお礼を申し上げたいと思います。5月4日に志戸子ガジュマル祭りというのを行いまして、ここにいらっしゃる方にもたくさん来ていただきました。集落を代表してというわけではないんですけど、一員として、たくさんの方に来ていただいたのでお礼を申し上げます。大体700人ほど来ていただきました。全盛期は1,000人超えた年もあったんですけど、やっぱり毎年、毎年やっていたものを3年空けると、何となくどれくらい来るんだろうとか不安もありまして、ちょっと品数が少なかったり、駐車場の問題とか色々課題も見えてきたので、また来年に向けて生かしていきたいなと思っています。

あと、トビウオのミンチづくりをこの時期やるんですけど、6月に入ってもなかなか声が聞こえてこなかったのが、ようやく昨日、一昨日から始まりだしたと今朝聞きまして、トビウオが取れてないのかなとか、元気がなくなったのかなとか、色々心配もしたんですけど、町長も先程言ったように集落の元気活性化というのが非常に屋久島の元気につながると思っていますので、トビウオのミンチづくり志戸子も励んで頑張っていきたいと思います。

本日の質問に入ります。

本日は、インバウンド対策、そして、環境問題対策という2つを質問させていただきます。

まず、インバウンド対策ですが、今年の春からいよいよ観光のお客様も大分増えてきました。その中で目立つのは、外国人の観光客ではないでしょうか。

鹿児島県のデータによると、4月単月ではありますが、約23万人の方が鹿児島県に観光として訪れています。そのうち約1万1,000人が外国人であったと、5%が外国人です。これは屋久島町では今どうなっているのか、そのあたりの外国人観光客の入り込み

数や今後の観光政策、そういったものについて方針を伺いたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

本町のインバウンドは、令和元年度には観光客全体の約15%を占めるなど増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インバウンド需要が大幅に減少したことは本町にとりましても大きなダメージを与えたものと認識しております。

昨年10月に日本政府が水際対策を大幅に緩和してからは、本町におきましても外国人観光客を見かける機会が増えており、本格的なインバウンド回復の期待が高まっているところであります。

町としましては、令和2年度から外国人向けの観光PR動画やウェブサイト、パンフレットを多言語で制作し、動画サイトやSNSを活用したデジタル広告配信を実施し、国外に向けて魅力発信と認知度の向上に取り組んできたところであり、その効果も現れてきているものと考えております。

また、受入れ環境につきましては、平成30年度に町独自で外国人観光客に対しての観光利便性アンケートや町内観光事業者に対しての外国人観光客受入れ課題アンケートを実施し、その結果を基に令和元年度に訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金を創設して、町内観光事業者の受入れ環境整備に対する支援を行ってきたところであります。

しかしながら、コロナ禍を経て、観光客のニーズも変化しているといわれており、ターゲットの再構築も必要であるとされています。そのため、本町にいたしましても、昨年からは港や空港において観光アンケート調査を実施し、国内観光客の動向を把握に進めているところであり、本年も7月から実施することとしております。

インバウンドは今年度は回復期に当たり、インバウンド対策は本町の観光を推進していくためにも重要な課題と捉えておりますので、まずは外国人観光客の動向把握に努めながら、本町に適した施策を実施できるよう関係機関等と連携を図り進めてまいりたいと考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

昨年、観光のアンケートを取っていただいて、私もそれを見させていただきました。また今年もそれをするというので、それとまた平成30年ですか、観光利便性のアンケートで外国人向けのアンケートを行ったという。また、やはり今この時期にやらないといけないのは、そういう外国人向けのアンケートをぜひやってほしいと思っています。というのが、観光客の中でも外国人の数がやはり目立ってきているのですが、これを国別で見ると韓国、台湾、今、アメリカとか香港、これが目立っています。アメリカとい

うのはコロナ前はそんなに多くなかったのです。新しい動きとしてアメリカが入ってきています。そしてまた、夏頃には中国がまた増えてくるのではないかということ。色々な要素があってインバウンド、外国人観光客というのはどんどん増えてくると思います。その中でも屋久島は世界遺産30周年ということでメディアに出たり、色々なところでアピールをしていただいているので増える要素があるのですが、これ逆に、観光の面だけでいうと外国人のインバウンドのお客様が来なければ、まだまだ観光事業者というのは厳しいのだろうなと思っています。ですから、これをどうやって受け入れて、地域に回して観光産業を栄えさせるかというのは1つのテーマだと思って取り組んでほしいと思います。

その中で、もう2つ目の質問に入るのですが、よく町なかで大雨の日とかバスが運休しているとき、そういったときにバス停に外国人の方がポツンと立っていたり、あとトッピーが安房港がクローズになったときに宮之浦港に移るといって、そういう情報を知らずに安房港にずっといたり、そういった状況も見受けられます。そういった方々への情報発信です。今後、どうやってやっていくのか。町の防災無線などでは日本語でアナウンスをしているのですが、やはりそれが理解できていない外国人の方が多いのは間違いないです。そして、SNS、町長もウェブ発信とか色々言いましたけど、それをリアルタイムで今の大雨とか災害時が起きそうな天候のときにちゃんと情報提供ができていくのかというと、私はできていないと思っています。

ですから、今年の1月に残念ながら韓国人の男性が山で行方不明になって、今でも見つかっていません、家族の方はやっぱりそれでも探してくれと、今でも要望してきます。

そういったことをやっぱり1人でも減らす、なくすためにもやはり情報発信というのをしっかりしていかなければいけないのかなと。特に災害時とか緊急時にはやっていかなければいけないのかなと思います。そのあたり町長、どうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

議員言われているとおりだと、私も実感としてそう思っています。先々日、飛行機が欠航になって、要するに高速船で行くときに、外国人の方は全然情報がないんです。レンタカーとかはあまり借りていないですから、動くのが公共の施設で動いていますから、レンタカーを借りている人はレンタカーの人たちがこういうことだって教えて、そうしたら今度は飛行機が昼の出なくて安房港へ行って、安房港が満席で高速船に乗れない。そのときまた宮之浦港へ行くとか、そういうことがなかなかスムーズにできていないというような私も実感としてそう思っております。

ですから、今案内を防災無線を使うのがいいのかどうか。それは内部で、今リアルタイムにできればそういうものを屋久島の情報発信をするように、内部で今、今っていうのはあれですから、内部で検討して早急にそういうことかなるようになりたいと。そうじ

やないと、今議員が言われるように、インバウンド、昨日からか鹿児島国際空港が開きましたよね。あれ台湾かどっかからか今飛んで、実はあれ何でほかのところに、鹿児島は開けないんですかって言ったら、これはやっぱり人手不足なんです。要するに、開きたいけれども人が集まらないというのが内情だったみたいで、それがやっとならなくて、そうすると今度はそこを経由してかなり屋久島にも今まで以上に入ってくるだろうなということが予測しますので、そういうことは議員がおっしゃるように内部で早急にそういうことをやっていくようには検討してまいりたいというように思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

私もこの質問を出そうと思う前から勉強は色々しているんですけど、例えば長崎市では外国人の観光客向けの情報アプリとか開発してやっています。ただ、メリットデメリットも色々あって、そういったアプリを多額のお金を出して開発してもなかなかそれを取りに行って情報を見ないという方も多いと見受けられます。ですから、効果的な情報発信を検討していただいてやっていただきたいんですが、その放送で、例えば英語でアナウンスするというのは非常に厳しいものがあるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

放送につきましては、今職員と会計年度任用職員、総合案内の女性が担当しておりますけども、全てにおいて英語の放送、韓国語、中国語の放送はできないものと思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

全部が全部対応していただきたいとは思いませんけど、やはり災害時とか緊急時、そういったときには何か外国人に早く伝える方法手段を本当に模索していかないといけないかと思っています。

内閣府が出しているこういう外国人向けのパンフレット、これ「やさしい日本語」というテーマで書かれています。日本人向けに書くんじゃなくて、外国人に分かりやすい日本語でパンフレットを作って、日本語で書いているんですけど、当然QRコードをつけて多言語化した色んな言葉を見られるようになっていきます。町のほうでも看板やポスター、色んなところで英語とかローマ字の表記が目立つようになったので対応策をしているんですけど、さっき韓国の男性の遭難の話をしましたけど、韓国の方でもやっぱり英語をしゃべれない方もいたりします。ですから、英語対応ではなくて多言語化、本当にこう色んな国の言葉をあまり看板をあちこちつけるのはよくないというか、景観的にもあまりふさわしくないの、こういうQRコードを使ってとか色々対応していただいて、色んな方が情報を収集できる仕組みをつくってほしいと思います。

私もあまり英語はしゃべりませんので、片言の単語を並べて少し意思疎通することもあるんですけど、片言の単語しか並べられないこちら側と、韓国とか色んな国の方々が

来て、そこの方も英語をしゃべれないという方との意思疎通というのは本当に難しいなと思っています。それがやっぱり緊急時、災害時になると余計伝わっていないことが命取りになりますので、ぜひお願いします。

続きまして、大きな2番目の環境問題対策に入ります。

昨年の12月にも質問させていただきました高塚・新高塚小屋のトイレの状況というのが非常に悪くなっており、12月に質問させていただきましたけど、4月、年度が変わって新たな契約も成されて、新しい動きになっていると思います。その辺の経過についての説明をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

高塚小屋トイレ、新高塚小屋のトイレに関する管理及び搬出状況について申し上げます。

令和4年度につきましては、昨年12月の定例会で申し上げましたとおり、搬出に使用するトロッコのブレーキ部品の故障により、その修繕に時間を要することが大きな原因でありました。その後、トロッコが走行する軌道のレールや枕木等の補修箇所が多数見つかり、補修に時間を要したところであります。その間、高塚小屋・新高塚小屋のし尿搬出が滞っておりましたが、本年3月より最も多く貯留している高塚小屋について搬出作業を本格的に再開をし、高塚小屋で580ℓを搬出しております。

現在の貯留バケツ残置数としましては、新高塚小屋、3月31日現在で21個、高塚小屋、4月29日現在で27個となっており、依然として多い状況が続いています。

今後の搬出計画につきましては、4月に執行された山岳部し尿搬出業務に係る入札において落札した業者と協議をした中で、現在の残置分について7月初旬を目途に同社独自でヘリコプターをチャーターするなどして全量搬出をすることを思案しているとのことでした。

本町としましては、搬出業者や関係機関等と連携し、現状の早期解決に向けて取り組み、併せて今後の山岳部トイレの在り方についても環境省や関係機関と協議をし、早期に方向性を出せるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

少しずつ本当に改善していかなければいけない問題で、今の答弁で今度新しく契約された会社が7月にヘリによる搬出を、これはもう言い切っていいというか、もうやると、観光課でいいんですけど、もうやるといふふうに思っていていいですか。もうヘリの予約というか、ちゃんと段取りはできていますか。その辺お願いいたします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問ですが、先日、業者のほう町長のほうに見えまして、そういった計画をしているということでもう事前に業者のほうと現地も見て確認をしているというこ

とは報告を受けているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

大量のバケツがありますから、ヘリで高塚・新高両方ともやっぱり運び出してほしいなと思います。

その中で契約のことに少しお尋ねします。一般廃棄物処理計画の中でこれを業務契約をしていると思うんですが、やっぱり基準というのがあります。業務の遂行に足る施設や人員及び財政的基礎、そういったものとあと業務に関する相当の経験を有する適切な者に対する委託というふうになってはいますが、新しい契約先がトロッコがないというのも聞いているんですが、その辺のトロッコの状況、発注とか、その辺はどうなっていますか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問の前に契約内容のことに少し触れておりましたので、契約内容の変更点につきましては、令和5年度の山岳部し尿搬出に係る業務仕様書のほうにおいて搬出予定量等は変えることなく、業務の内容としまして一文を追加したところがあります。内容としましては、貯留バケツにし尿を貯留する場合は山岳部の景観にできる限り配慮すること、そのため貯留バケツは最小限の個数に止めるように努めることとしたところでございます。これを、このことを追加事項に努めていただくことが再発防止につながるものと所管としては見ております。

○4番（中馬慎一郎君）

先程、私がトロッコのことを聞いたので、次の質問と一緒に答えていただければいいんですけど、今その契約の変更で、できるだけ最小限に抑える、とどめるという表現でした。これは具体的にどれぐらいの数を想定しているのか。そして、その契約の中にそういう抽象的な文言ではなくて、具体的な数字として挙げられなかったのか。その辺はどうお考えですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

予定搬出量につきましてはこれまでと数量的には変えておりません。この文言を追加することで、なかなか判断としては難しいと思うんですけども、状況的にこの文言をできる限り遂行していただくことがちょっと難しいところではございますけども、数量的にもうちょっと厳しめにというお声も以前ございましたが、そこはちょっと今のところ所管としては変えることなく、この文言によって務めていただくことをお話ししていますので、その状況はちょっと手探りではございますが、見ながら進めていくことになるかと思えます。

トロッコに関しましては、当然、今回受けていただいた会社につきましては、トロッコを所有しておりませんので、今のところヘリ搬出でという計画、また、人海戦術によ

りということを知っておりますので、例えば、今後またトロッコというお話がございましたら、そこはまた関係機関との協議が必要になってくるかというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。先程はヘリ搬出も自社、向こうの契約業者のほうでやるということなんですが、ヘリの費用から相当な数の搬出量ということで、これは今まで町が契約していた搬出の単価に合わせて町はお金を支払うということではないんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

当然、ヘリにかかる費用がかなり高くなると思われまして、そこはまた今後協議をしながら補正対応になるのか、ちょっとまた確認をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

環境省も新高塚小屋のTSSトイレの搬出にヘリを使うような情報もありますので、できるだけ町の手出しも少なくなるような、環境省とも相談してやっていただければと思います。

また、契約についての最小限という言葉、文言はこの1年様子を見ていただいて、またもし変えられるのであれば、変えなくても済んだならそれでいいんですけど、変えられるのである状況になれば、やはり変えてしっかり監視をしていただければと思います。

そのトイレの問題で、次に、水質検査のことを触れているんですが、これは以前も淀川小屋や、あと白谷雲水峡の駐車場などで、トイレから便槽のほうから水が漏れていたり、近くの河川に水が流れて水質が悪くなっているんじゃないかという情報も以前はありました。そのことから数年経って改善はされていると思うんですけど、今放置している高塚・新高塚やほかのトイレもそうですけど、白谷雲水峡もそうですけど、仮のバケツ、これポリタンクの耐用年数というのもあります。もう私がガイドしてからずっと置いているようなバケツもあったり、ああいう野ざらしにあそこにあるバケツにいつまでも置いておけるものではないし、いつかは破損して壊れるんじゃないかなと思っています。あれが破損してこぼれたりすると、またかなりの大腸菌とか発生につながる可能性もあるので、そのあたり水質検査というのは、今、町のほうでどれぐらい把握している、実施しているか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

現在、山岳地域にあります6か所の避難小屋のうち、淀川小屋、石塚小屋、鹿之沢小屋、新高塚小屋、高塚小屋の5か所につきましては3年に1度、小屋周辺の沢や水場などについて環境省による水質測定を実施しており、結果については世界遺産科学委員会

や環境省ホームページなどで公表し、専門家の先生方の意見等を踏まえ、管理を行う形となっております。

測定結果では、水質についてはほとんどの避難小屋においておおむね良好との測定結果が掲載されております。もう一か所の白谷小屋につきましては、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会において管理しておりますが、これまでのところ水質検査は実施をされていないようであります。屋久島は水の島であり、屋久島憲章の本文にあります、「いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます」という条文に基づき、この島の命を育んできた豊かな水環境を保全するためにも、今後、関係機関と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

白谷小屋もまたやっぱり検査をしてほしいんですが、白谷の本当に駐車場のトイレ、今2つに分かれていますけど、あそこも近くに白谷川が流れていまして、その下は当然、宮之浦集落の河川につながります。あの下で子供たちが遊ぶ場所もあったりしますし、白谷雲水峡というのもしっかり、今、これ3年に1度、ほかの小屋はやっているということでしたので、同等の感覚でいいのか分かりませんが、ぜひやってほしいと思います。

これ、白谷でやるとすると環境省ではなくてレク森独自というか、町がやるということですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

おっしゃるとおりです。レク森のほうに確認をしましたところ、これまで白谷小屋については行っていないということで確認をいたしました。

下のほうのトイレにつきましては、以前、下のほうに影響があるのではないかとということがあった時点で調査をしているということですので、山岳部のほうが環境省のほうでやっていただいていますので、白谷のほうは今後レク森のほうで検討してまいりたいと思います。

○4番（中馬慎一郎君）

ぜひやってください。町長も、今、答弁の中で屋久島憲章の1文を読んでいただいて、屋久島は本当に水の島、どこでもおいしい水を飲めると、観光客もその河川、流れる川の水をおいしいおいしいと言いながら飲んでいただく、その体験がまさしく屋久島の価値を高めているんだなと思っています。ぜひお願いします。

最後の質問に入ります。海岸漂着ごみの対策についてです。

毎年冬になると季節風に乗って、また、大しけのたびに、特に屋久島の西側を中心にたくさんの海岸漂着ごみが流れてきます。

今、町のほうでは海岸漂着物地域対策推進事業補助金というのを活用して、令和2年度335万6,000円の補助金で約4.7トン回収しています。令和3年度では388万3,000円助金に対し9.6トンの回収になっています。これは委託事業を受けた集落が令和2年度では屋久島と口永良部島合わせて10か所の浜、そして令和3年度では合わせて14か所の浜で行っております。そして、ペットボトルや缶、瓶というのは町のクリーンサポートセンターで処理をし、大きな漁網、ロープ、浮きなどは島外に出していると聞いております。

これにつきまして、やはり漂着ごみというのも、これはもう日本全国どこの地域でも問題になっており、解決策になかなか光が見出せない、先が見えない問題の一つじゃないかなと思っています。

新しいごみ焼却炉が令和7年にできる屋久島町において、この海洋漂着ごみの処理対策についての考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

本町における海岸漂着ごみの処理に関しては、いわゆる海岸漂着物処理推進法に基づき方針を定めているところです。海岸漂着物処理推進法は第17条第1項において、漂着ごみの処理をその海岸を管理する海岸管理者や海岸の土地の占有者、または管理者に求めており、漁港区域にて町が管理者等となる場合を除いて、港湾区域、海岸保全区域や一般公共海岸区域では、主に県が海岸管理者となっています。また、同条第3項では市町村は海岸漂着物の処理に関して必要に応じ海岸管理者または海岸の土地の占有者に協力をしなければならないとされ、また、第11条第2項では、国民は海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう求めなければならないとされ、町や国民の責務について規定をしております。

本町では、民間団体や個人による海岸清掃を含む清掃ボランティアの実施に関しては、申請により指定ごみ袋等を無償で提供しており、原則、清掃ボランティアが回収した海岸ごみ等を自らクリーンサポートセンターに持ち込んでいただき、発生した廃棄物は本町の処理責任の下、一般廃棄物として適切に処理をしているところであります。

しかしながら、一部の町民や町外の団体から屋久島、口永良部島の海岸ごみは全て町がしないと誰がするのかやボランティアで民間が集めるのだから回収は町がすべきという意見もたびたび寄せられ、その都度法令による海岸管理者と町の責務と国民の協力を説明しながら、よりよい対策の在り方を組み立てようとしているところです。

屋久島の海岸延長約126.7km、口永良部島の海岸延長約49.7kmの一部において、毎年多くのボランティア清掃の皆さんの活動や、県補助事業である地域対策推進事業・屋久島環境文化財団のマリンワーカー事業などを活用しながら、関係機関と連携した海岸漂着ごみ対応を進めていますが、全域の回収対応等は不可能となりますので、引き続き、

重要海岸や主要海岸を中心に海岸管理者等や町内外のボランティア活動での協力を得ながら、海岸ごみ処理の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

私もたまに海岸漂着のボランティアに参加したり、クリーンサポートセンターに持って行ったりします。多分僕と同じように思っている方が非常に多いんですけど、海岸の漂着ごみがやはり島から出たものではないということ、そして、何でそれを島の税金といたら変ですけど、島の町税を使ってこれを処理しないといけないんだとか、何で俺たちがこれをしなきゃいけないんだとかいう、すごく理不尽なものです、これ。ですから、色んな人たちが葛藤を抱えて、これをなんとかしなきゃいけないということで民間でも様々な勉強をしていただいて、中にはやっぱり町に負担をかけないように、これを何とか活用できないかというのを勉強している人たちもいます。

ちょっとすみません、資料をお渡ししていいですか。

○議長（石田尾茂樹君）

どうぞ。

○4番（中馬慎一郎君）

一つの例として、今、お渡ししたのは海洋ごみのプラスチックを洗浄して、熱で溶かし、圧縮したものを製品化したものです。ちょっと見た目が悪いので、僕が自分で作ったものなので、プレゼントするということではないんですけど、またいいのがもしできたらプレゼントします。ただ、それを本当に商品化して売っているところもあります。海洋ごみというのが、ごみではなく資源だという捉え方でやっている自治体や民間企業もあります。

長崎の対馬では、確か海洋ごみのプラスチックを溶かして燃料として温浴施設のエネルギーに使っているという事例もあります。何かそういう海洋ごみというマイナスイメージとか暗いイメージがあるんですけど、そういう活用もあるんだというのを知るだけでも、ボランティアに参加した人も少し前向きな気持ちで、すごくそれをエネルギーに変えとか、何か商品を生み出すとか、そういったものに変えていくことで、すごくいい勉強になったなど私自身は思ったので、ぜひ、町でも何か検討していただければなと思いました。

去年、観光まちづくり課のほうで、ふるさと納税で海底清掃をしていただきました。あれはあれでとても感謝申し上げます。ああいったことをして海の状況を知っていただいて、ごみのことを知っていただくのはいい機会だと思うんですけど、もっともっと色んなアイデアを持っている方がいて、今みたいなことを教えてくれる方もいたり、色んな地域に行って勉強して伝えてくれる方もいます。ですから、町もまだまだ何か方策が見えない状況ではありますけど、ああいったふるさと納税を使った活動の一環としてそ

ういう座談会というか、勉強会みたいなのを開いて、屋久島町が1つになってこの問題に取り組むという1つの道をつくってほしいなと思っています。

やはり、クリーンサポートセンターの職員の方もすごく献身的で、置いていていいよ、あとはこっちで処理するからと言っていただくんですけど、やはり心苦しいという思いが持って行くとどうしても生まれてしまいます。そういったものをみんなで少しずつ改善していくというか、お互いを思いやる気持ちでやっていかないと、なかなか進んでいかないのかなと思いますので、町、民間含めて色々進めていただければなと思っています。

この問題で、町長、今の話で何か資源に対して思いがあれば。

○町長（荒木耕治君）

こういうものを私も実際目にしたことはあります。こういう活動もやっているんだなという思いがありました。ですから、今、議員が言われるように、そういうこともごみを資源にするというのも一つの方法でございますので、また内部でそれは検討させていただければというふうに思います。

実は、全国離島で理事会等で出てくる話、漂着ごみ、見えるところはボランティアとか今そういうことでやっているけど、危険で陸から行けないようなところにもいっぱいあると、ですから、こっちきれいにしても台風が来たら、またそれが流れてこっちに行くから、そういうことではいけないんじゃないかということで、国に変な形、今、私どもが言っているのは、公共事業としてこれを回収をさせてください。人が行けないような危険なところ、例えば、上から行って、量でいうと自分たちが見えている、今やっているところって少なく、まだそれ以外のところが多いと思うんです。ですから、それを国に要するに何かやってくださいと言う、あるいは形は変えても公共事業的なもので今の時代に合った公共事業的なものを作ってもらう。それは国の離島の悩みです。ですから、そういう話を今していますんで、国にはまたそういうお願いもして、言わば外海離島であるこの有人国境離島の中でそういうことが特にできないかということをお願いしております。有人国境離島も今7年目で、あと2年したら時限立法ですから10年が来ますんで、そのときにそういうものも織り込んでもうちょっときちんとして国に対して要求と要望をしていこうという話は今しておりますんで、それはちょっと時間がかかるかもしれないですけど、そういうこともやっていく。

今、議員が言われるこういうごみを資源に変えるということは、今できることですので内部で少し検討させてください。

○4番（中馬慎一郎君）

よろしくお願ひします。担当課長でいいんですけど、先程、私が令和3年度は9.65トン、これは屋久島町に委託をした集落のごみ回収量です。今全体でどれぐらいのごみ、

クリーンサポートセンターにそういう海洋漂着ごみが送られてくるのか、運ばれてくるのかというのはちょっと数字的なことをもし分かれば教えてください。

そして、今度できるごみ処理場で、今、漁網やロープは島外に出していますけど、そういうものがどういうふう処理できるのかお聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

令和4年度の海岸漂着ごみ、主にそのボランティアを含む運ばれたごみの量なんですけど、18トン余りです、1万8,210kgが令和4年度の実績でございました。私、手持ちで4年間の今数字を見ているんですけども、大体20トン弱で推移をしているような状況です。

ただ、町長の答弁でございましたように、原則ボランティアさんに運んでいただいているというような状況です。

答弁の中にもありましたが、ぜひ取りに来てほしいというようなもの、例えば観光客さんがわざわざ掃除をしてくださるといような、例えば日曜日にしたいんだけども少しごみ袋の配布をして、さらに持って行く手段がないものだから取りに来てくださいといようなところもございます。そういう場合はもうやむを得ずこちらのほうで回収をさせていただくような事例もございます。逆に、町民の方が持って行けないものだから、自分で緑の袋を買って、燃えるごみだけ拾ってステーションに入れると、そんな大量なごみではありませんが、そういったところのものはどうしてもカウントはされませんが、大体20トン弱で推移をしているような状況です。

新たな施設に関しましては、年間大体40トンまで海洋ごみの処理をするような計画を立ててございます。もちろんすさまじく太いロープであったりとか、どうしても処理困難物として島外に出さなくちゃいけないものも生じるとは思いますが、新施設においては投入口にはまる大きさまで裁断さえすれば、全て焼却はできると、金属類は除きますが、そういう計画を講じているところです。

以上でございます。

○4番（中馬慎一郎君）

具体的な数字ありがとうございました。年間大体20トンということで、これ回収しきれないごみも入れたら、恐らく島内にはまだまだたくさんのごみが眠っているというか、放置されているという状況ですよね。

その中で、私も観光協会の一員というか理事で、ちょっと言いにくいことなんですけど、例えば観光協会でも年に1回、海岸清掃をやっております、海祭りとか。あのときで1回で運ばれてくる量はかなり多いんですけど、やっぱりごみを民間の人が運んで来るにしても、何かルールが必要じゃないかなと思うんです。やっぱり負担をかけない、機械もそうですけど、人にもやっぱり負担をかけないように、1日どれくらいまで受け入

れられるとか、例えば何曜日なら受け入れやすいとか。何かクリーンサポートセンターの作業のことも考えながら運んで来る必要もあるのかなと思っています。ですから、観光協会の理事会でも提案しようと思っているんですけど、そういう一遍に大量のごみをばっとやるんじゃなくて、もう少し負担をかけないようなやり方というのも考えていかなければいけないのかなと思います。

その辺、現場からは何かそういうお声とか提案とかありますか。

○生活環境課長（計屋正人君）

現場のほうから海祭りに関してこういうように指導してほしいというようなところは、こちらのほうは聞いてはいないところですが、中馬議員もそうであるように、私たちも実際、海岸ごみの清掃をやってきましたし、今後も進めます。その中で、やはり網と普通のペットボトルであったり、洗剤の入った容器であったり、そういったものが混じってしまいますと、どうしても網に絡むところのもので、いわゆる処理困難物として島外に搬出することにもつながるのかなと思います。かと言って、それを一つ一つ分別するとなれば、そのボランティアの人たちも本当に大変だなと思いますので、また今年、残念ながら海祭りできませんでした。また来年皆さんと知恵を出し合いながら、そういったところの協議もできればいいかなと思います。

これは令和元年のデータになりますが、令和元年の恐らく海祭り関係で7,800kg、約7トン、8トン近くが集まったのかなと思っています。現場の職員は、取りあえずそこに保管をして、ぼちぼち中を開けながら分別をしてというような形なので、どうしても浜のものですので砂がかんだりしているところも多々ありますので、そういったものの処理といいますか分別といったところがやはり非常に手間がかかっているのかなと思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

分別をしっかりと負担をかけない、それがやっぱり持続可能なごみの対策につながっていくと思っています。やはりどこかに負担をかけると持続できなくなってしまうと。機械もそうですけど、人もそうだと思います。

観光まちづくり課の課長にお願いというか要望としては、今年も海底清掃と決まっているわけではないでしょうけど、ふるさと納税で2,000万円の予算を組んでいただき、そういった事業をやろうと今からしています。島内にもたくさんの方々がこの問題に取り組み、町と一緒に何とか解決していこうと、知恵を出し合っていこうという方々もいるので、やっぱりそういうせっかくの予算があるなら島内の色んな方々も巻き込んで、こういう勉強会、未来に向けた話をしていただきたいなと思っています。

もし、観光課で動きが取れないなというときは、私のほうでも個人的に色んな人に声をかけて場所を提供さえしていただければ、人を集めてやりたいなと思っています。

町長、先程、出馬表明の中でも自然の大事さ、そういったものを訴えていただきました。私もこの環境問題というものに対して町の方針、町の政策でしっかり取り組んでいただきたいのですが、やはり山岳部の問題に関しては色々な議論をして、山岳部の協力金という形になって、今、それを何とか環境を維持しようとやっています。

屋久島町、今年世界遺産30周年を機に全体構想案が可決したり、世界遺産の管理計画の中でも、屋久島町の世界遺産エリアだけじゃなくて、やはりそのほかの周辺地域の保護や活用、保全、そういったものを考えていかなければいけない。

今の海洋ごみもそうなんですけど、これをしっかり保護していくとか、保全して活用して、島民が住みやすくする町にしていくために、山岳部の保全協力金の最初にあった入島税とか、新たな財源をもって、これをしっかり環境保全をしていくんだ、自然を守っていくんだという仕組みを今検討してほしいと思っています。というのが、インバウンドでお客様も少しずつ増えてくるかもしれない。観光がまだ元気なうちにそれをしていかなければいけないということと、あと、先だつての空港延伸のこともあります。あと数年後にできる空港が新しいお客様をどんどん運んで来る、そういったときに受け身になるんじゃないかって、そういう観光客をコントロールしながら環境保全にもつながる仕組みを今のうちにつくり上げて数年後に備えないといけないのかなと思っています。そのためには、やはり町長になる方、町長の強いリーダーシップが必要でしょうし、一朝一夕でできるものではないと思っています。ですから、山だけじゃなくて、この自然環境を保護するためにそういう協力金制度、または入島税、宿泊税、色々あると思うんですけど、それをどうやって国としっかり協議して責任分担をしながら、そういう制度もつくってほしいなと思っています。

私は観光業が決して屋久島の主体になる、主力産業になるという想像はしていません。やはり影で支えるというか、経済を循環させるための一つの手段として観光は絶対あって、なくてはいけないんですけど、それにもう一つ、観光客、観光産業が栄えることで、そういった自然環境を守るための仕組みづくりというのをぜひつくってほしいと思っています。それがやっぱり世界遺産に指定された屋久島の責任であり、今、トップランナーとして走る屋久島の使命ではないのかなと思っています。

町長、その辺、もしお考えがあればお願いします。

○町長（荒木耕治君）

山も森も川も海もつながっている。これはイコール世界自然遺産という形。今、山岳部だけを特化してやりましたけれども、それはその時代はそうだったかもしれませんが、今からはそれはもう少し見直さなければいけないのかな。それがこの機会なのかなというふうに思っています。

そして、屋久島が大きく、量を求めるんじゃないかって、質の観光へ変わっていくのも一

つの方法じゃないのかなというふうに私は思っております。ですから、もう来るもの拒まずというような、そういう観光でいいのかというのも、これ個人的には思っております。ですから、やはり行列ができるような島にしたいなと思うんです。本物の人だけ屋久島に来てくださいみたいな。そういう意味での量より質というものにこの30年との色々見てきて色んなことがあって、ですから、そこをやっぱり変えていかなければという。空港ができたからといってどんどん客を入れるという、私は毛頭そういうつもりはありませんから、もし、そうなったら利用調整やります。やっぱり島、自然を守る、やっぱり両立をさせる。先程も言いましたけれども、やっぱり私どもはこの島で生かされて、この島で生活をしているわけですから。やはりこの島に住んでいてよかったと言われるような島づくりを目指していきたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

全体構想案が可決されて、今年、来年にかけて特定観光資源というのでも協議していきます。ぜひ町長のそういう思いもつけて、一刻でも早く自然環境をしっかり保護できるような、そして経済活動と結びつけるような仕組みづくりというのを検討していただければと思います。本日は終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から開会します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、観光まちづくり課長より発言を求められていますので、許可します。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

先程の中馬慎一郎議員の一般質問に対する町長の答弁の中で一部修正箇所があり、町長に伝わっておりませんでしたので、所管より訂正をいたします。

2番目の環境問題対策の環境省による水素測定を3年に1度ということでお答えいたしました。正しくは5年に1度でありますので、訂正いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、6番、相良健一郎君に発言を許します。

○6番（相良健一郎君）

皆さんお疲れさまです。6番、相良でございます。元同僚議員が一般質問の冒頭で、いつも季節ごとに花のことを言っていたことを思い出しまして、今現在、平内の水土里サークルの一環でヒマワリとコスモスが咲いています。やはり花を眺めていると心がす

ごく癒されます。こんな私でも微笑んでしまいます。皆さんも湯泊、栗生方面に出かけることがありましたら、ぜひ立ち寄って眺めてください。きっと心が癒されます。枯れる前には必ず行かれるようお願い申し上げます。

では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目、南部地区における土地改良事業に対する経常賦課金の軽減について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

相良健一郎議員の質問にお答えをします。

南部地区における土地改良事業に対する経常賦課金については、畑地帯総合整備事業で整備した、高平区から湯泊区までの7集落の水利施設等の維持管理費用として、1反当たり2,000円の農家負担金を屋久島土地改良区が徴収しております。早い地区においては、昭和63年度より徴収が開始されており、今年度で36年目となっております。年間600、4,000円となっている農家負担金については、屋久島土地改良区が7集落の水利施設等の維持管理等を行う費用としております。また、屋久島土地改良区へ年間1,500万円の運営補助金を町より支出しております。

経常賦課金については、合併前の旧両町の土地改良事業導入時における農家負担金の考え方に違いがあり、旧上屋久町では事業導入時の農家負担金を徴収していないのが実情となっております。本町としましては、このような実情を踏まえ、諸課題等を精査した上で、南部地区の経常賦課金の軽減等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（相良健一郎君）

今の答弁の中で、一部、私の資料と違うのがありまして、組合員が456名、年間賦課金が640万円でございます。今、町長の答弁では600、4,000円ということだったんですけども、それはお間違いなくお願いいたします。

まず、町長にお尋ねします。町長、屋久島の農家の方々は、まず平等だと思われませんかということを質問したいと思います。

○町長（荒木耕治君）

まず最初に、640万円に訂正をしたいと思います。

今、平等かという単純には平等ではないというふうに思っております。

○6番（相良健一郎君）

そういう質問じゃなくて、農家は皆さん平等にあるべきだということかないかの話です。要するに、屋久島の農家の方々は全員平等であるべきだということかどうかです。

○町長（荒木耕治君）

基本的には平等であるべきだと思います。農業に限らず、色んなもので今、合併後色んなものが平等でない部分がありますから、それを今一生懸命平等にしようということで、できるものからやっていっている状況だというふうに今考えています。

○6番（相良健一郎君）

確かに平等性に欠けていると思います。

答弁の中で、旧上屋久町では事業導入における農家負担がない、徴収していないということでしたが、旧両町の農業に対する負担金の考え方は、その時代、旧屋久町と旧上屋久町の考え方でそれは違うでも構わないと思います。でも、今現在、合併しているわけですから、1つの屋久島町になっていますので、やはり農家にとっては比較してしまうということがありますので、やはり統一性を持ったほうがいいのではないかと思います。町長の今の考えをお示してください。

○町長（荒木耕治君）

合併前の為政者が、それぞれ為政者の判断でそういうふうにしたんだろうと、事業導入の。旧上屋久町のほうは負担を取らずにやる。それは為政者の考え方がそうだったんだろうと思いますが、今現在そういうことが起きているのであれば、しかし、長年の間にずっと南部の場合には取り続けているわけですから、36年前からです。今新しくした人を取らないというのは、そこら辺で平等性がどうなのかという問題も一つには惹起してくるような気がします。

○6番（相良健一郎君）

そこで、答弁の中でも諸課題を含め軽減等を検討するという回答がありました。

そこで一つ提案なんです。高平地区は昭和63年から経常賦課金を払っています。30数年負担しています。一方、鈴岳地区については、事業がまだ10年ほどしか経っておりませんので、10数年としか負担していませんので、高平地区からの軽減を行うなど、農家の平等性を考えて検討していただきたいのですけども、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○建設課長（日高 望君）

先程の相良議員の質問に対してお答えをいたします。

議員言われているとおり、南部地区につきましては、昭和63年から事業導入して長いところで36年。鈴岳地区が平成16年から経常賦課金の徴収を行っておりますので、これについては今20年目という形になります。そういうこともありまして、結果的に議員が言われている高平が一番長いわけですけれども、そこから軽減をしていくという形については、町のほうから1,550万円の運営補助金という形で支出をしてございますので、そこら辺の絡みもありますので、そこら辺を精査した上で軽減に向けての検討をしたい

ということでございます。

○6番（相良健一郎君）

あくまでも私が提案した一つの提案であって、また協議をしていただいて、どういう軽減の仕方があるか検討していただきたいと思います。

なぜこのような質問をしたかという、3月に土地改良区の総代会があり、私も総代の一人であります。その中で後継者がいないので、今後、経常賦課金をいつまで払わなければいけないのか。私も事務局をやっていたので、これはずっとです。孫の代、ひ孫の代まで、今のところ続くということで、本当に高齢者の方が心配されているわけです。その中で、高齢になり、私はまだ50代なので、まだ子供がいますからいつまで払わないといけないというのは心配しないのですが、高齢の方が後継者もいないという状況の中で、本当にどうするのだろうかという心配があつての質問です。また、後継者が本当に少ないということもありまして、この問題については、実際、町長も屋久島土地改良区の理事でありますので、やっぱり声を出して少しでも軽減してほしいということでもあります。

そういうことによって町長にお願いなんです、もちろん経常賦課金の軽減は当たり前なんです、遊休地も含め関係機関と協議をしていただいて、今後の屋久島の農業をどのようにしていくかということ踏まえて、この質問の最後になるんですが、町長に今後の屋久島農業について何か意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

非常に難しい質問ですけれども、町が農業を、それは何の仕事もそうですけど、農家も自分で努力をして自分が何を作るか、そういうことでやっていくことが基本だろうというふうには思いますけれども、今、屋久島の農業はポンカン・タンカンが主産業でした。ですが、今、ポンカン農家というのはミカンもタンカンに変わりつつあります。ですから、耕作面積全体も少ないですけれども、その中で反収の上がるものを作っていくというのが一番いいだろうというふうに思っています。

今、お茶がずっと広がってきていますけれども、お茶はお茶なりに、やはりお茶農家の人たちが努力をして、それなりのものに作り上げてきたんだらうというふうに思います。

それともう一つは、先週、全離島の総会が沖縄の那覇でありまして、離島視察に南大東島へ行きました。周囲21kmの小さな島ですけど、真っ平らな島です。そこで何をやってたかという、サトウキビを作っていました。そしてサトウキビを全部機械化です。植え付けから刈り取りまで、スマート農業というんですか、そのモデル地区みたいな大型機械化を入れてやっています。これは全く屋久島とは比較にならないですねという話をしながらだったんですけれども、やはりそういう1区画を大きくして大きな機械が

入れるようになるような、そういう整備を当然しているわけです。1人で持っている面積が、一番持っていないところで6町歩ちゅうんです。一番持っているところは40町歩持っているちゅうんです。その農家でサトウキビで一番少ないところでも2,000万円ぐらいの売り上げをやる。ですから、そういう農業のやり方というのが一方ではありますが、屋久島はとてもじゃないがそういうのはできませんから。だから、今の耕作放棄地をどうやって有効活用してやっていくのか。それはやはり反収の上がるものを作らなければいけないだろうなというふうには、今のところ私も思っておりますけれども、それに何か特効薬があるかと今言われれば、今のところ私もそういうものは持ち合わせてはおりません。

○6番（相良健一郎君）

確かに町長の言われるとおり、屋久島の山、平地が少なくて耕作面積が少ないということが分かります。ただ、やはり町も連携して、農家と連携して、今後の農業に生かしていただければと切に願うところでございます。

では、次の質問に入りたいと思います。

町営住宅等の条例改正についてですが、過去に私も屋久島に働き手がいないということで町営住宅がどうにかならないかという質問をさせていただきました。そのときに、来ても住むところがないということでした。12月の定例会でも同僚議員が類似した質問を行っております。

やはり島外から受けるには町営住宅の改正等が必要じゃないかということもあり、こういう質問をさせていただいているんですが、その中で労働者が不足していくと、やはり町としても何らかの手を打たないと人口増にはつながらないということを考えておりますけれども、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

本町の単身用住宅については、屋久島町営住宅管理条例施行規則により10団地が定められています。そのうち5団地については耐用年数を過ぎ、老朽化が著しいため、政策空き家に指定し、居住者の退去後は解体する計画となっています。現在、10団地83戸の単身用住宅のうち、5戸の修繕中の住宅を除けば78戸の単身用住宅は住居している状況となっています。

本町の町営住宅管理条例につきましては、国の公営住宅法に基づく管理条例となっているため、議員が提案している条例改正は厳しい現状であります。町営住宅から管理条例に基づかない一般住宅への移行を検討したいと思っております。

しかしながら、町営住宅から一般住宅へ移行については、公営住宅法の様々な制約を受けることから法令を精査し、可能性を探ってまいりたいというふうに思っております。

○6番（相良健一郎君）

回答の中で、5団地については耐用年数を過ぎ、老朽化が著しく政策空き家に指定し、住居者の退去後は解体すると答弁がありました。そこで、建設課長でいいんですが、住宅の耐用年数を教えていただければと思います。

○建設課長（日高 望君）

町営住宅につきましては、国土交通大臣が定めている部分がありまして、耐火構造の住宅につきましては70年、準耐火構造の住宅が45年、木造住宅が30年という形で耐用年数が基準化されております。

○6番（相良健一郎君）

ちょっと一つの例を取りますけど、恵比須団地は鉄筋ですよ。何年に造られています。分かりますか。

○建設課長（日高 望君）

恵比須団地につきましては、昭和53年から55年にかけて3棟を建設してございます。経過年数といたしましては、一番古いところで45年経過してございます。

恵比須団地につきましても耐火構造の住宅でございますので、耐用年数は70年という形になります。

○6番（相良健一郎君）

そこは耐用年数が70年ということで、あと25年ありますよね。ということは、私の考えの中ではそれが近かったら1棟丸々単身住宅にしてほしかったという希望があるんですけども、全然年数が足りませんので、あと25年も待てませんので、そこら辺は分かりました。

関連性がありますので町長に伺いますが、今後、島外者の受入れをするために何が必要かというのを今考えをお持ちでしたら教えていただければ。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

住宅と仕事と住むところが一番だというふうに思いますけど。

○6番（相良健一郎君）

住むところと町長おっしゃっていただいたんですが、本当にどこの集落も空き家政策をやっていると思うんですけども、働き手もない。働き手が来ても住むところがないというのが非常に屋久島は問題だと思うんです。

そこで町としても手を打たないと島外から来ない、人も人口も増えない、ましてや働き手がいなくなるという、屋久島が衰退していく一方じゃないかと考えるところがあります。

もう最後になるのですけれども、確かに条例改正は厳しいかもしれませんが。過去にも同僚議員も同じような質問を2個か3個しております。やはり、急務ということ念頭に置いて、住むところ、住居の問題については、町としてもしっかりと取り組んでいた

だきたいのですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

もちろんしっかりやることはそうですけれども、今少し入居者のニーズというのも変わってきておまして、私らの若い頃は雨露しのげればというのがありましたけれども、今は空いていても入らないというところもあります。それはやっぱり居住の少しでもきれいなところ、いいところ、特に水回り、トイレ等にしても、今言いましたけれども、45年前に造ったものがそのまま、あと25年いくのかというところもあります。だから、この住宅の問題は全体数を、熊毛でも断トツに多いんです、屋久島町というのは。上屋久と屋久町と合併をして多いんです。その中でつくっていますから、多い。最近になって民間が住宅をどんどんアパートを造ってきたというところもあります。ですから、少々高くてもそこに入って行く。悪い住宅空いていますと言っても、今度は利便性が悪い、ちょっと離れている。一つの例を挙げると、宮之浦には5か所くらい住宅はありますが、ほとんど政策空き家です、3か所は。残り2つの空いているところが深川という深川団地、ちょっと離れている。ここは空いているけど入らない。何でって言ったら、周りに店も何もない。例えば車を持っていなければ、買物は一番近いところでもライフセンターまで歩いていかなければいけない。そういうのでなかなか利便性のことを言ったりして、なかなか入らないということもあります。ですから、そういう色んなものを住宅の係とも色々そういう話をして、壊すものは壊して行って、そして例えば独身だけが入れるものを新たに造れないのか、今の時代にあった独身の。そういうものも壊すばかりじゃなくて、壊した後にそういうことも、例えば3つ壊すなら1個造っても全体を減らしていくというような、そういうことをやっていかないといかんのかなという話は今しております。内部でちょっとまた色々話をさせていただければというように思います。

○6番（相良健一郎君）

最後にそういう町長の思いがあるのであれば、ぜひやってほしいということで、私の一般質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時15分から再開します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、高橋義友君に発言を許します。

○11番（高橋義友君）

皆さん、お疲れさまです。本日、一般質問、最後の質問者になりました。議長に発言の許可をいただきましたので、通告のとおり、3問について一般質問をいたします。

質問内容は、1番目が歩行者と防護柵の補修について、2番目が一湊矢筈の元浦海岸に階段を設置できないか、3番目に、廃校後の一湊中学校の現状と今後についての3問についてお伺いをいたします。

1問目の歩行者と防護柵の補修について伺いますが、この場所は一湊の大浦団地横の町道で数年前から歩行者と防護柵が不足し、いつ補修をしてくれるのかずっと待っていたんですが、一向に姿が見えないので、今回こういう一般質問という形を取らせていただきました。早急に補修ができないか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員の質問にお答えします。

早急にやります。

○11番（高橋義友君）

ありがとうございます。完璧な御答弁をいただきました。いつ頃をめどにやるのか、そこあたりはどうですか。

○建設課長（日高 望君）

議員の御指摘の部分につきましては、現地の調査を終わってございます。約60mあるんですけども、30m区間につきましては防風帯がかなり大きくなっていますので、防風帯のない部分30mについて、現在ある予算の中で対応が可能だということなので、いつというのはなかなか言えないんですけど、できるだけ早めに対応したいというふうに考えます。

○11番（高橋義友君）

今年度予算の残の中でやるという解釈でよろしいんですか。

○建設課長（日高 望君）

うちが今持っています修繕費の中で予算がございまして、それで対応したいと思っております。

○11番（高橋義友君）

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

1つ教えてほしいんですけども、防護柵の中には車両用の防護柵と、それから歩道等の防護柵があるんですが、今ここに現在設置されている防護柵はどちらのほうの防護

柵になりますか。倒れていて車が通るのに支障もあるし、歩行者が、人間が通るのにもどうなのかと思うのだから、どっちのほうの防護柵の予算になるんですか。

○建設課長（日高 望君）

今現在、設置されている防護柵につきましては、道路用の防護柵という形の考え方はありません。フェンスの上に忍び返しまでついていますので、大浦団地を住宅用地として造成をするときに高さがあつて危ないという形の中で設置をしてございますので、道路の部分で車がそこから落ちるとかという部分のカーブなんかによくガードレールとかをするんですけど、そういう考え方で設置されているものではありませんので、今回につきましてはうちの町道認定もされていますので、30m区間についてガードレール部分のほうを設置を考えています。

○11番（高橋義友君）

要するに、今、道路にしてあるが、車道用のガードレールであるということですね。1mくらいの。分かりました。よろしく願いいたします。

2問目の質問に入ります。

一湊の元浦海岸に階段を設置できないかということなんですが、担当課長には、公務多忙の中、現地までお越しいただきまして、説明を聞いていただきましてありがとうございます。

近年、屋久島では、時期にとらわれずスキューバダイビングやシュノーケリングをする人、通年ダイビングを楽しむ多くのダイバーの方が見られます。

特に、一湊矢筈の元浦海岸は、昨年、同僚議員の調査資料によりますと、7月、8月の2か月間で約4,500名ぐらいの来場者があったそうです。恐らく通年でいきますと倍ぐらいのダイバーの方々が訪れたのではないかと思います。

しかし、この場所は、駐車場から海岸に降りる道が私有地で、海岸に降りられる方々が雑草を踏み込んで自然にできた道のため、また、雨により土が流されたり、道路から約30cmほど陥没もしております。道幅も60cmぐらいと狭く、1人歩いて通るのが精いっぱいので、スキューバダイビングの方々が重いタンクを背負い、海岸にたどり着くまで大変つらい思いをしていると思います。

9月18日は隣接しております一湊海水浴場で、国体のオープンウォータースイミングも開催されます。これらの人気度は高くなってくると思います。

町長、ここで常日頃から言っております、海水浴場を中心にした一湊の一本浜、それから矢筈岳灯台から八幡様、元浦海岸を一体としたマリンスポーツの基地にできないか。その先駆けとしてこの場所を整備し、里の観光地としての集客できる施設を造ってほしいと思います。その一環として元浦海岸の階段設置は意義あると思います。元浦海岸のすばらしい海岸線が観光スポットとしてダイバーや子供たちの遠足や観光客の憩いの場

として安全に利用できる施設として階段の設置ができないかお伺いたします。

○町長（荒木耕治君）

一湊周辺のダイビングとかシュノーケリングが今4,500人、2か月で来たというのは、これはある意味でいうとコロナの逆のプラスになる要素で、ダイビング客が外国あるいは沖縄や奄美へ行けなかったダイバーが屋久島に来たというのが事実だろうと思います。私の知り合いの民宿にもダイバーの客がずっと泊まっておりまして、ダイバーの客って結構長いんです、1週間くらい平気でいて同じとこばかり潜っているのかどうか知りませんが、元浦もシュノーケリングそうですけど珊瑚のとことか、何か飛行機が落ちている、私は見たことありませんけど、そことか。ですから、ダイビングスポットで、屋久島はあちこちあるんですけれども、今、一湊のあの辺りが八幡様の前とかそういうところがダイビングスポットとしては非常に注目をされているし、お客さんも多いというふうに思っております。

そこで元浦海岸については、御承知のとおり鹿児島県が管理する地方港湾上屋久元浦港として位置づけをされております。御指摘の階段設置箇所につきましては、確認したところ、屋久島電工が所有する私有地でありますので、議員が言われる階段もしくはスロープ等を設置ということになれば、まずは、所有者である屋久島電工と協議の上、御承知いただければ利用者の安全を確保するため、町としてでき得る対策を早急に応じてまいりたいというふうに思っております。

また、元浦海岸を観光客や子供たちが憩いの場として利用できるようにとのことにつきましては、現在、一湊海水浴場につきましては9月に開催されます、燃ゆる感動かごしま国体オープンウォータースイミング競技はもちろん、7月の地元の一湊地区のオープンウォータースイミングの開催に間に合うよう、これまで指摘のありました休憩舎、側溝を含めた周辺整備を進めているところであります。

以前より一体的な整備の必要性については申し上げてまいりましたが、一湊集落においてもかなり前から整備構想があったとも聞いております。元浦海岸の件を含め、この辺り一体はほぼ屋久島電工が所有していることもあり、そこら辺の整備がまず必要であること。まず、港湾区域における県との協議、景観の問題等も出てまいります。

町とましても海水浴場でなく、先程の元浦海岸におけるダイビングやシュノーケリング、矢筈岳神社、一湊灯台を含め貴重な観光資源として認識をしておりますので、さらなる利便性や機能性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○11番（高橋義友君）

私は前向きな答弁をいただいたと解釈しております。

世界遺産は山岳から、私は海の中までが世界遺産だと思っております。当然、山岳地帯を整備するのもよろしいですし、海岸あたりもきれいに整備して観光客を呼び込むと。

そういう意味では、私は今のここの元浦海岸、将来に向けては私はその階段を、私の考えでは海岸まで10mぐらいしかないんです、道路から。ですから、そこを幅が10mぐらい、長さが10mぐらいのこういう段差の階段をすれば、物すごくいいスポットにもなるし、ダイバーの人たちも喜んでそこを通れるようになるんです。我々も一湊区の中で年に二、三回海岸の清掃をするんですけれども、確かにこの元浦海岸は漁網なんかがたくさん打ち上がります。それを引き上げるために道路も何もないもんだから、要するに一苦労をしておるんです。ですから、そういう階段ができることによって、そういうごみの処理もスムーズにはできると思いますけれども。相手があることですので、ひとつ前向きに考えて階段設置を取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

屋久電が通行止めにしたらあそこ行けないんです。今、無断で使っているようなものですから、屋久島電工にはあまり大きな声でも言えないんですけれども。議員も御承知のとおり、あそこがもう何十年になりますか、ヤマハがヨットハーバー作るって言って、要するに漁協の人たちが猛反対をしてできなかった。あれが今できていたら、どんな一湊になっていたんだろうなというのを今聞きながら思ったんですけれども、そういうこともあったなというふうに思っています。ですから、そこら辺の判断というのは非常に難しいんだろうなと思っております。

今、私が町長になってすぐ屋久島電工にすごい文句言ったことがあります。それは今一湊海水浴場の前に屋久電が資材を下ろしていた橋げたが2つあります。あの沖のほうのやつにクレーンの壊れたのが乗っていたんです。それをもうずっと言っても壊さないものですから、相当やかましく言って、何度、屋久電に行って、やっとならぬクレーンだけ外したんですよ。だけど、あと橋げたが2つ残っていて、これをもう言葉が悪いかもしれませんが、爆破するかなんかそのままそこに沈めれば漁礁になるんじゃないですかということ言って、それでないときは、あれにまた橋架けて海釣り公園か何かにしてください、釣りをするところもないんで安心なんで。そうしたら景観上、非常にあそこら辺はよくなるんじゃないですかということも相当言いまして、やっとならぬ上だけ外しましたけど、その先が進んでないという経過もあるんです。

今言われるように屋久電の敷地がもう大部分ですから、そういう面では屋久電さんとそういう話を、今議員が言われるような階段を、私、一湊の浜も急ですから、できればそういう階段を一湊の浜にもできないのかなというのはずっと思っております、よその海岸線に行くと、みんなそういう海水浴場には階段にしているところがいっぱいあるので、屋久島一つもないんです。今までの人、何していたのかなって思うぐらいな思いがありますけれども、そういうことも含めて本当に一湊のマリンスポーツとしての本気で取り組んでやらなければいけないというふうに思っております。

今、部分的にあったけれども、点を線にしてつないで面にしていくという、一湊はそういうことのほうが一湊の集落を興すことにつながっていくんだらうなというふうに思っておりますので、これは本当に前向きに屋久電さんや関係機関もありますから、そこら辺とも調整にちょっと時間を頂ければというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

全く町長と同じ考えです。私も都会の海辺ですか、今回も長崎県の五島に行ったんですけれども、海岸線はざーっと今言ったように階段でもう海に続いているんです。ですから、近辺の方々がそこにぽんっと乗って海をいつでも眺めると、そういうのが今言ったように屋久島はないんです。だから、せめてマリンスポーツの基地にしようという、私もそういう考えを持っております。もちろん町長は私よりもそういう強い考えを持っておりますので、ぜひやっぱりそこを口火を切って、相手は確かにいます。でも、あそこは90%、80%が屋久島電工さんの敷地ですから、相談すれば、ノーとは言わないなどは思いますけれども、屋久島町の活性化のために頑張っていただければと思います。

それでは、2番目の質問はこれで終わります。

大きな3問目の質問に入ります。廃校後の一湊中学校の現状と今後について、以下5項目についてお伺いいたします。

まず、1項目めですけれども、校庭の今後の計画と利活用について。この件については今までも幾度となく質問をしてきている案件ですが、学校統合から今年で10年を迎えました。今までの経緯について幾度となく説明を聞いておりますので省略いたしますが、一湊区から出されている校庭の跡地利用の要望書については御理解をいただいているものと確信しております。本年1月から2月にかけて体育館も解体されました。それも踏まえて、今後の校庭の利活用をお示しいただきたいと思っております。

○教育長（塩川文博君）

今の高橋義友議員の旧一湊中学校グラウンドの整備についてお答えいたします。

先程、議員もおっしゃられたとおり、これまで一湊区からの要望でありますとか、高橋議員からの一般質問もいただいており、その後、一湊区と協議を重ねまして、令和3年度に一応事業計画を目指す旨、御回答をいたしております。

整備内容については、約1万m²の全面芝張りを行うものとしております。事業費が約4,000万円で計画しております。

社会教育課のほうでは、令和3年度から令和8年度までの事業計画の中で、旧一湊中学校体育館の解体が終わる令和5年度に事業計画を要求しておりましたが、事業採択につきましては教育委員会部局であり、町長部局など、町全体で様々な事業計画があることから要求しておりました旧一湊中グラウンド整備については、後年度へ後ろ倒しとなっております。

教育委員会としては、令和8年度までには事業化ができるよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

教育長の今の説明の中で、全面的なグラウンド、当初、5,000m²から始める予定ではなかったですか。当初から1万m²だったですか。

○社会教育課長（泊 竜二君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この1万m²につきましては、当初、令和3年度の事業計画においては、その面積を事業計画としております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

1万m²といったときにどこからどこまでを1万m²と自分たちで考えてこういうことにしていますか。

○社会教育課長（泊 竜二君）

校庭の全ての面積を計画しております。

○11番（高橋義友君）

私の考えでは、当初、体育館は令和4年度解体だったですね、2月に解体して、体育館は解体が終わったんですけど、そのとき5,000m²を全面芝生にするというということで予算要求をしたんじゃないですか。令和5年度の予算要求をして、それが延ばされたと。これで体育館が取り壊されましたから、今度はそれを拡張して1万m²を全面的にすることにすると、そういう解釈でいるのですが。令和5年度の当初予算に要求したんですけども見送られたと。政策推進課長、見送る原因は何があったのでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

全課の事業計画と財源的なものを考慮しまして、後年度へという形になっております。

○11番（高橋義友君）

要望書の回答には、令和3年度実施するという事で回答を頂いているのです。ということで我々は区会の中には報告しております。色々なもろもろの優先事項があることは私も承知ですけれども、10年来、我々はずっと言ってきたことなんです。一湊の活性化のために私たちも大きく挙げているわけですから。ここら辺は区の意向も汲んで、一日も早い実現をしてほしいと思います。

教育長は8年までにとということだったんですが、1年延ばして令和6年度の予算に乗せるのは厳しいことですか、どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

内情を申し上げますと、令和5年度の当初予算の編成におきましても、当初各課からの取りまとめの結果、財源不足が10億円から15億円ありました。この15億円を優先的に事業を着手していくためには、かなりの厳しい協議をしてきたところであります。ですので、来年度簡単に、じゃあ5,000万円という話になったときに、どの財源を使ってするかという部分もありますし、新しい新規事業等も出てきますので、そこを見極めながらの事業の選択となっていくと思っているところであります。

○11番（高橋義友君）

はっきり言いまして来年度も厳しいということですね、そしたら。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

はっきりは申し上げられないです。本当はかなりな部分がありますし、ただここに来て本当にコロナ等も含めまして、新規事業、特に子育て世代の事業等がかなり一般財源が非常に膨らんでおります。あと、扶助費、福祉費の伸びが右肩上がりで伸びておりますので、その付近を一般財源で賄わないといけないという部分も実際にありますので、そういうのを見極めながらするとすると、今、はっきりとという言葉が問いかけても私のほうでは答えられないということでもあります。

○11番（高橋義友君）

地域の方々はまだ体育館も解体されたと、あとは全面的な芝生を造ってくれるんじゃないかと、皆さんそうして喜んでいるんです。またここで私は、いや、また予算はついていないです、来年も厳しい、再来年も厳しいと言ったら、ちょっとがっかりするような気もするんです。まあそういう、今後もそういう考えだったら仕方ないのかなと思います。帰ったらそういう説明はしておきます。厳しいということは。

次の2番目の質問に入ります。

体育館解体工事に伴い、校庭内に造られた仮設道路を撤去しない理由は何ですか。

○町長（荒木耕治君）

当初の解体設計の段階から校庭利用者との協議の中で、体育館解体跡地を駐車場に利用したり、管理車両の出入りなども想定されたことから、工事用道路を解体工事後も使用する計画としていました。校庭利用者や一湊区とも協議をし、そのまま残すことを前提に、工事用道路を一湊側のほうへ寄せるなど、なるべく校庭を広く使えるように配慮しながら関係者にも着工前の現地立会いをいただき実施をしたところです。

しかしながら、道路を整備したことで校庭の雨水排水に支障があるなどの声をいただいていることから、排水状況を確認をし、できることから対応してまいりたいというように考えております。

○11番（高橋義友君）

私は、体育館を解体ための仮設道路かと思って、体育館の解体が終わったら当然取り

除いてくれるものだと思って、こういう一般質問をしたのですけれども、区との協議、駐車場にする、利便性がいいからということで今の工事用道路を残したということですね、そういう解釈でいいんですか。分かりました。

今後、要するに、グラウンドの中に工事用道路があるわけですから、芝生を植えたり、何らかの支障が出てきたときには、この工事用道路を撤退というのはできますか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

そういう邪魔になるようだったら、それはやぶさかではないと思います。

○11番（高橋義友君）

グラウンドゴルフをする人たちからは、何でこんなところに道路を造ったまま撤去しないんだという厳しい声をいただいているのですけれども、将来的に向かってそういう道路の利活用のために工事用道路を撤去していただくと、そういうことがあれば、またそのように申し伝えておきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の質問に入ります。校庭内の産業廃棄物の処理について伺ひます。

旧一湊中学校校庭の産業廃棄物の処理については、令和4年の3月議会でも同じような質問をし、担当課長答弁では、鹿児島の方にいる株主の方に相談しまして、3月20日から22日の3日間かけて重機、トラック等を借り上げ、きっちりと処理してもらい、今その指導をしているところだと答弁を受けております。それから1年が経ちました。今年3月の第1回議会定例会の総務文教常任委員会で体育館が解体されたということで現地視察に行きました。しかしながら、産業廃棄物はそのままの状態です。1トフレコンバッグで約20袋ぐらい、校庭に置き去りにされております。この1年間、その会社とどのような交渉をし、今後どうしていくのか、お知らせください。

○町長（荒木耕治君）

旧校舎テニスコート部分を貸し付けしている、株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみが集積したもので、旧テニスコート脇に20袋が置かれています。確認したところ、トラックで搬出しようとしたが、釣り上げがうまくできずに搬出作業を中断したとのことで、袋詰めをやり直した上で改めて搬出するとのことであります。早急に搬出するように改めて要請をしております。

○11番（高橋義友君）

その答弁は、昨年3月の現地視察でもそういうことを聞きました、私は。業者に言っただけです。しかし、業者はなかなか言うことを聞いてくれないと。そういう答弁をいただいております。それからこの1年間、業者とはそれ以上のことを詰めてきたんですか、どうなんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

当初、校庭裏には産業廃棄物が散乱しておりました。それを御指摘を受けましたので、事業者側と話しをしまして、まずフレコンバッグ20個に詰めていただいて、ある程度取りまとめた整備ができておりました、会社側としても誠意を見せていただいたところでありました。その後、資金的な部分がありまして、今早急には持ち出せないということで、資金ができるまで待っていただけないかということで、ある程度待っていたところで搬出するところまで来たんですが、現実的にそれに6か月から8か月ぐらいかかった時点でしたので、フレコンバッグがもう傷んでおりました、ユニックで釣れなかったという経緯があります。ここに来て再度申しております。ただ、業者側からとしては、かなり水を含んでおって、その重さも含めてあるので詰め替えをしないとユニックで釣れないところでもありますので、梅雨時期を待っていただきたい。梅雨が終わった時点でしっかりと搬出することを確約するという話をいただいているところです。

○11番（高橋義友君）

それは行政と業者が話した結果ですか。ですから、梅雨明けには確実にやってもらうということですか。そういうことで御理解していいんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

まずはフレコンバッグを詰め替えをしないといけなくて、今かなりの水を含んで重たい状態ですので、今出すとまた同じことの繰り返しになりますので、梅雨明け後に詰め替えをして搬出するという形で返事をしっかりといただいているところです。

○11番（高橋義友君）

分かりました。返事をいただいているということですね。分かりました。では、よろしく願いしておきます。

4番目の質問に入ります。現在校舎の現状はどのようになっているのか。今後の利活用について伺いたいんですが、令和4年度の第1回の定例会でも同じ質問をしております。その後の町の取組、今後の利活用をどうしていくのか、お示してください。

○町長（荒木耕治君）

議員も御承知のとおり、跡地施設を菌床シイタケ等の栽培を行う株式会社農業法人屋久島の杜めぐみに貸し付けをしているところではありますが、事業としてコロナ禍での外食産業等の縮小によって、やむを得ず生産休止となっており、コロナ禍からの復調基調を見られる昨今においても、まだ生産の再開はできていない状況であり、また、建物自体の維持管理の状況としましては、外部・内部ともに清掃や整理整頓が行き届いているという状況にないことから、これまで複数回、担当課より清掃等の指導を重ねてきており、引き続き、指導を重ねていきたいと考えております。

今後の利活用につきましては、会社側としてもこれまでかなりの整備投資をしてきて

いることから、投資の回収に向けて事業の再開時期を見極めているとのことで、休止期間中も貸付料としては支払いを続けていただいているところであります。

貸付契約につきましては、契約が満了する来年3月末までに会社側の事業継続の意思があり、生産・販売の再開が図られる状態であることが確認されれば、契約更新を行うことを考えております。

○11番（高橋義友君）

私が一般質問を出してから、一湊中学校の校舎の中に入ったことはありますか。どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今回の通告からですか。いや、今、鍵がかかっておりまして、勝手に入れない状態。専任だった職員がそこにはいないので鍵がかかっていて、入るときには専任の職員に了解を得て鍵を持ってきてもらって入らないと入れない状態になっておりますので、最近の確認しておりません。

○11番（高橋義友君）

一番早い段階でいつ頃入ったことがありますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今年の2月か3月の頭には1回入りました。

○11番（高橋義友君）

日を追うごとに校舎は劣化していっているんです。6月の3日の土曜日だったですか、グラウンドゴルフをしている人たちから校舎の中に猿がいると、猿が入っていますということで連絡があったんです。私もその足ですぐ見に来ました。校舎は4か所ぐらい1階の窓が開いておりました。2階の窓も数か所開いております。恐らく空気の入替えのためにわざと開けているのかどうか分かりませんが、雨なんかもどしゃ降りのはときはどんどん入ります、中には。結構、猿も遊ぶようになっております。天井も落ちています。そういうことがあるものだから、私、現場を見に行っただのか、確認したのかわかって聞いたのはそこにあるんです。

契約は来年の3月の31日までですよ。あと9か月あるんですけども、町有財産賃貸契約書の中に実施調査等項目があるんです、項目が。町長がその他、必要があると認めるときは現地に行って調査ができるんです、自分たちは。今がその時期だと思いますけれども、あと残りが9か月の更新まで。今何らかの形でやっぱり会社と話し合いして継続するのかやめるのか。そこあたりを一番見極める時期が、私は今なんじゃないかと思えますけれども、そこら辺の考えはどうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

もう見極める時期、1年を切っておりますので、御指摘のとおり見極める時期だと感

じておりまして、この議会の前から会社側と協議を重ねてきました。先程の町長の答弁の中で会社側の事業継承の意思があり、生産販売の再開が図られる状態でなければ契約の更新をしませんというのを厳しく申し上げたところであります。そしたら会社側としましては、はっきりと今回回答がありました。まずは、菌床栽培はもう辞めますという話です。なぜならという形で問い合わせたところ、菌床を仕入れていたところがコロナで倒産してキノコ類を作りたくても菌床の仕入れができないので断念することと見極めたということでありました。この3年の期間中、いや、どうしていたのかという話もしましたら、次の生産体制のための市場調査をしているという形の中で、先週しっかりと次に向けた事業計画書も提出されてきております。この中で今回は輸送コストがかかりにくい軽い品物にまずしたいということで、市場調査をずっと半年ぐらいしてきたようです。

大葉、シソの青いほうの葉、大葉が今のところ一束5枚入りで市場価格で税抜き価格で59円程度で取引されているということがありまして、まずは3月に向けて大葉を取り組むための室内の掃除から始めて栽培をしたいという事業計画が来ております。

あと、覆っている部屋等につきましては、そこについては薄暗いですので、その後経過を見ながらホワイトアスパラの栽培も取り組んでいきたいという形の中で、今、具体的な事業計画と予算等を示していただいていますので、これが3月までにきっちりと履行できるのであればという判断の中で、町としましては再度契約をするかしないかを判断していきたいというふうに考えているところです。

○11番（高橋義友君）

私、今そういうのを初めて聞きました。そういうキノコに代わってそういう商売をやると。今、前向きな話でそれがうまくいけば、それに越したことはないんですけども。今のところ、会社のほうも要するに営業していないから、あそこの環境整備ですか、あれもやっていない。行政としても貸し付けるからしないということで草ぼうぼうなんです。年間120万円頂いていますよね、使用料として。今のところ手つかなしの120万円が入ってきているんですよね。その4分の1でもいいです、30万円。月にして約2万5,000円ぐらい環境整備に回すことはできないですか。そうすれば、いちいち草が生えているからどうなの、そうなのということ言わなくて済むんですが、収入の中らわずか4分の1です。それぐらいのお金を環境整備として回すことはできないですか。そうすれば近辺もきれいになると私は思うんですが、どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

貸付料と環境整備は別のもので私は考えております。ですので、貸付料はきっちり貸付料でもらいまして、貸しつけている敷地については今後もきっちりと指導しながら事業再開に向けて会社側の責任で行ってもらうように今後も強く訴えていきたいというふ

うに思っています。

○11番（高橋義友君）

あくまでも会社側の責任でやってもらうということですね、分かりました。それではそこを強く言っておいてください。

最後の質問に入ります。

関連なんですけれども、鉄筋コンクリートの平屋建てのトイレがあるんですが、同じことで今後の利活用を教えてください。これも前の定例会でも一般質問しております。その後、町はどのような取組をしてきたのか、今後の利活用はどうしていくのか、お示しくください。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が言われるように現実的には校舎もトイレもひどいもんです。私も体育館の解体のときに最初と終わりぐらい2度ほど行きました。そのときも担当課長にもそういう話も周辺をちゃんとするという話はしてあります。ですから、今言われるようなことをやってきたんだろうというふうに思っております。

旧校舎と渡り廊下で接続する御質問のトイレにつきましては、旧校舎とともに貸付物件に含んで契約をしており、相手方とは校庭等を利用する地域住民に開放するという取決めをしています。なお、維持管理についても相手方が行うものとしていますが、さきに申し上げたとおり、整理整頓が行き届いていないこともあり、地域の方々には御不便をおかけしている状況であると認識をしております。

今後の利活用についてであります。旧校舎内部にトイレがないことから利用者が安心して利用できるよう、旧校舎とトイレは一体として貸付対象にすべきものであり、今後もこれまでどおり地域住民の方々に開放しながら貸付事業に供していきたいというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

要するに、業者は営業していないわけですから、当然その管理はできないんですね。トイレ、見に行きました。大きい木が屋根に生い茂り、周りは草ぼうぼう。怖くてトイレに行けないと言っているんです、高齢者の方は。蛇が出てくるんじゃないかと。

僕もこの一般質問をする前に現場を見に来ました。裏は捨て場になっています、ごみの捨て場。あんなところにどうして行けるんですか、高齢者の女性の方が。これはもう前から言ってきました、この件については。ちょっと行政というと指導を厳しくしてください。指導した、指導した、ただそれだけでずっと済ませるんじゃないかと、聞かなかったらどうするんだ、指導をして最終的に。先のことを考えているんですか、行政の言うことを聞かなかったらどうするんだと。1年前から全然変わってないじゃないですか、ここあたりは、トイレの裏なんかは。物置にもなっています、業者の。そういう段階で

地域に開放するといったところで使えません。ちょっとそこあたりを会社側に言ってもらって、地域の方も安心して使えるようなトイレにしてくれるようお願いしておきますが、どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

1つの希望としましては、3月までにきっちりと事業開始ができることがまず前提だと思っております。今、専任で雇用された職員につきましても生活があることから、あそこで居住しておりましたが、実際には鹿児島でアルバイトをしていると聞いております。その方が帰ってくるのか帰ってこないのかも含めまして、きっちりと3月までに事業開始されるのであれば、あの施設内部も改修されないといけないし、トイレについても維持管理ができていかないといけないと思っておりますので、3月の再開が可能か可能でないかを見極めながら指導していきたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

分かりました。この件については、ずっと一般質問で言ってきたんですけども、また3月頃を見計らって、また先どうなったか追いかけて、また一般質問をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月8日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時03分

令和5年第2回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和5年6月8日

令和5年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
14番 渡邊博之	<p>1. 環境整備について</p> <p>修復が頻繁に繰り返されている安房港入口で「あわほ館」前の道路は、すでに限界状況ではないかとの住民からの指摘もある。抜本的な対策が必要と考えるが、見解をお聞きしたい。</p> <p>2. 町営住宅対策について</p> <p>残りわずかの居住者に退去を要請している小原、平和、登り上がり団地の現況を示していただきたい。この後の計画があれば具体的に明らかにしてほしい。</p> <p>※以前も指摘していた深川団地空き室は本年度11室にも及んでいる。家賃収入の点でも問題があると思うが、その原因はどこにあると思うか。また、どう対応しようとしているのか、示していただきたい。</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>学校給食費の一部無料化が始まったばかりだが、熊毛郡内でこれまで最も遅れていた中種子町が、この6月議会で保護者負担ゼロの完全無料化に一気に踏み出すことが確認されている。本町もさらなる見直しが必要になっていると思うが、見解をお聞きしたい。</p> <p>4. 政治姿勢について</p> <p>国会では、LGBTQの法案の中身をめぐって与野党間で激しい攻防が繰り広げられていますが、本町議会ではすでに性の多様性を認めることを前提としたパートナーシップ制度導入の請願が採択されている。しかし、いまだ条例制定</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	に至らず、道半ばの状況である。今後、条例制定について、どのような考えかお聞きしたい。	
15番 大角利成	<p>1. 公共施設での防火防災訓練等について（幼稚園・学校除く）</p> <p>(1) 防火・防災訓練は適正に実施され、その結果は的確に報告しているのか。</p> <p>(2) 消防設備の点検及び報告はどうか。</p> <p>(3) 消防設備の点検・報告業務を一つの課に統括してはどうか。</p> <p>2. 農業振興について</p> <p>新規作物の試作・検討の現状はどうか。 (農家に奨励できそうな作物はないか)</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 岩川卓誉	<p>1. DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みの現状と、今後の展望は</p> <p>(1) 令和4年度からスマホアプリやコンビニ等で各種税金・使用料等の支払いが可能になったが、税金と使用料、それぞれの総収入に占める利用の割合はどの程度か。</p> <p>(2) 町がこれまで取り組んだDX施策の内容は。また、その効果をどう評価しているか。</p> <p>(3) 各公共施設等の利用について、ネットで予約から支払いまで完結できるシステムを導入する考えは無いか。</p> <p>(4) 窓口にいらっしゃる住民の方へ予約システムを導入し、職員の負担軽減と住民の利便性向上を図る考えは無いか。</p> <p>2. 獣医師の確保の必要性は</p> <p>南部の獣医師が閉業して久しいが、獣医師の確保の必要性をどのように考えているか。</p> <p>3. 「町民とひざを交えた意見交換」、の取り組みは</p> <p>令和4年3月の施政方針で「町民とひざを交え</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	意見交換をする」としていたが、具体的にどのような取り組みを行ったのか。	
7番 岩山鶴美	<p>1. 町の保健室構想について</p> <p>2階子育て支援センターの部分は、姿が見えてきたが1階に関しては何ら進展が見えてこないが今後の予定を伺います。</p> <p>2. 選挙に関わる、期日前投票所について</p> <p>(1) 期日前投票の場所を、本庁だけではなく他に考える予定はないか伺います。</p> <p>(2) 屋久島町は地理的にも広く、例えば車での移動式投票所が必要と思うが、どのようにお考えか伺います。</p> <p>3. 屋久島町町民歌と町民歌体操について</p> <p>(1) 町民が自分達の故郷の歌として、しっかりと浸透するためにも、朝や3時の防災無線に流すことが出来ないか伺います。</p> <p>(2) 素晴らしい町民歌体操が出来上がっているが、これを役場と町民が一緒になって健康作りに取り組むことが町の活性化に繋がると思うがその有効活用について伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>選挙管理委員会委員長</p> <p>選挙管理委員会委員長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君	選挙管理委員会委員長	鎌田富士雄君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

おはようございます。日本共産党の渡邊博之でございます。

コロナに関する一切の制限がなくなったこともあり、本町の観光も活性を見せつつあるように感じています。海外の観光客の姿が多く見られる中、近隣国の韓国や中国の観光客が少ない印象があるのは、それぞれの国と日本との外交的関係性が影響していることにあることは否めません。

国家間の緊張と断絶を避け、相互のリスペクトをベースにして、どんな問題も話合いで解決する友好かつ平和外交の構築こそが、本町の観光に安定と持続性をもたらすことになるのではないだろうか、そんな思いを申し述べ、通告に従い順次質問してまいります。

まず、環境整備についてです。

それは、安房あわほ館前、Aコープ前です。そして、高速船乗り場の入口に当たる一部道路であります。

この場所の路面破損の修繕については、私自身も目にしたら、その都度、担当課へ要望をしてきました。ただ、もうこの繰り返しは限界なのではと思っていた中で、複数の住民の方々からも、全面的にやり直すべきではないかとの声が届けられています。屋久島の玄関口の一つで、観光客はもちろん、買物客など人や車の往来が頻繁な要所です。

この要望について、町長の見解を求めたいと思います。

この後、町営住宅問題、子育て支援、パートナーシップ条例制定について、順次質問をしてまいります。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。御指摘の道路、町道中通線につきましては、令和3年度に舗装の損傷度診断を実施し、令和4年度より社会資本整備事業により、舗装状態の悪い部分より舗装修復工事を実施しております。令和5年度につきましては、屋久島町共同店舗施設ばんちゃん前を実施する計画となっており、令和9年度に全線の舗装補修を完了する予定であります。

○14番（渡邊博之君）

今、町長がもう実施の計画だということを申し述べましたけれども、ちょっと情報が手に入らなかったもんで、質問させていただいているわけですが、写真はもう、現場は見ていらっしゃるわけですね。それではもう多くを語りませんが、ただ、ここだけ集中してこんなにひどいというのは、地下にやはり何かこういう現象を起こす要因があるのではないかと考えているのですが、建設課長、その辺ももう分かっているんですか。

○建設課長（日高 望君）

御指摘の場所につきましては、安房港への大型車両がちょうどハンドルを切る場所になってございます。その関係で、ハンドルを切ったときにどうしても舗装面に対しての力がかかるという部分で、あの辺が一番悪くなっております。

今回につきましては、CBRといって下の基盤部分の調査も入れていますので、それによって舗装構成を確認して、今年5年度は今御指摘の場所の舗装を復旧する形でございます。

○14番（渡邊博之君）

写真を見る限り、ハンドルを切るカーブだけじゃなくて、ほかのところも結構荒れている状態ですので、やっぱりしっかりと調査をして、そういう対応もしながら、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、この問題はこれで置きたいと思います。

次に、町営住宅に関して2点お尋ねをいたします。

宮之浦地区になりますけれども、もう40年を大きく超えた旧公営住宅の退去をお願いしているというふうに思います。私の知人も既に退去を決めて、引っ越すようにしておりますけれども、現況をお示し頂きたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本町では、計画的な住宅の改善や修繕等により、効率的かつ円滑に維持管理を実施することで、住宅の延命化とライフサイクルコストの縮減を目的として、令和4年1月に屋久島町公営住宅等長寿命化計画を策定しております。

その計画の中で、宮之浦地区の半四郎田団地、火の上山団地、登り上り団地につきましては、耐用年数も過ぎ、老朽化が進行し著しい劣化状況が見られるため、用途廃止を決定し、昨年9月に入居者全員と今後の方針について意見交換を行い、他の町営団地へ

の転居を進めているところであります。

火の上山団地と登り上り団地の解体時期については、今のところ未定ですが、半四郎田団地につきましては、入居者全員の退去の見通しがあり、本年度中に解体を予定しております。解体後の跡地の活用については、今のところ計画は未定となっております。

○14番（渡邊博之君）

半四郎田、小原町と私は書きましたけれども、この団地については、もう全ての皆さんが退去をしているということになるわけですね。そして、今年度、取壊しをするということになるわけですが、そのほかの団地は、あと何人ぐらい残っていらっしゃいますか。

○建設課長（日高 望君）

火の上山団地につきましては、団地に点々と残っている形なので、あと5、6人、あと、登り上り団地につきましては、今現在、3名の方が居住をされてございます。

色々話合いの場を設けてはいるんですけど、なかなか空いているところの町営住宅のほうに移ってもらえていないというのが実情です。6世帯です。

○14番（渡邊博之君）

中には、高齢者の皆さんもいらっしゃるというふうに思います。その意味で、強制であってはもろろんなりませんし、やはり理由と今後の計画も示しながら、そういう話合いを続けながら、一方では、やはり転居先の住宅の世話とか、そういうことも必要だったというふうに思うんですが、ごめんなさい、納得していない方々の主な理由というのは何でしょうか。

○建設課長（日高 望君）

すいません、先程の登り上りの今の居住者、3名と申し上げましたが2名でございます。訂正をお願いいたします。

それと、今言われている、こちらからのお願いに対しての退去ができないという理由の一つには、かなり皆さん高齢化をしております。場所が変わること、あとは車を所有されていれば移動的にはいいんですけど、移動した場合に、例えばAコープであったりとか、買物先の部分での距離が遠くなるとか、ここら辺がございます。

もう一つは、もう年齢として今さらというところも気持ち的にはあるということで、なかなかお願いを聞き入れていただけないという形です。

○14番（渡邊博之君）

こういう理由であれば、なかなか進捗しないという感じがします。でも、やはりそういう方針を決めたのであれば、やはり努力をしていていただきたいというふうに思います。これはこれでよしとさせていただきます。

次に、もう1点ですが、昨日の一般質問の中でも、私の参考になった件が2つありま

したけれども、町長は、深川団地を取り上げていらっしやって、なかなか埋まらないという理由に買物困難の件を取り上げましたけれども、決してそれだけではなくて、以前、私が指摘したように、子供を育てている期間は恒常的な措置があつて、家賃は抑えられるわけですが、子供がその場所を離れると一気に高くなる、8万円という高額な家賃になるケースもあるということを私は聞きましたけれども、この家賃についての、一つはここが解決されれば入居者が増えるんじゃないか、といたしますのも、この問題というのは、単なる住宅に空き家をつくらないということだけではなくて、地域のコミュニティーの維持といいますか、活性、こういったものにも大きく、地元としてはそういう問題として捉えているというふうに思うんです。ですから、その辺の努力をお願いをしていたわけですが、公営住宅法が改正されて、例えば同居親族要件というのは、同居する親族があることというのが最大の条件だったわけですが、改正後は一律、基準は廃止して、事業主体が条例で定めるというふうに改正をされているわけです。

この件でいえば、昨日もありました独身の方々を入れるように、それを否定するような条例があれば、それを改正して、独居の人たちでも、あるいは単身でも入れるようにするというのも、一つの道だと思うんですけれども、この辺の可能性は町長はどう。

○町長（荒木耕治君）

深川団地もそうですけれども、登り上り団地が、今、人が入ってきているというのはそういうことなんです。独身の方も入れるようにしたというので、登り上りじゃない、香附子団地です。香附子はかなりそういうことで。

それで、深川の住宅というのは、あれは1人で住むとかなり間取りが広いんです。あれ、入ると、もう1人では余る。シェアみたいに二、三人で入るにはいいのかもしれませんが、そういうふうな、今の時代、シェアというか何かそんなので入るといっても何か考えようによってはできるようなことをすれば、深川なんかというのも埋まていくのかなというふうには思ったりもしております。

○14番（渡邊博之君）

ぜひそういう可能性も探っていただいて、深川の場合は11空き家がある。かなりの率で空き家をつくっているというのもありますので、やっぱりこれを埋めていくというそういう努力は続けていっていただきたいと。これは家賃、収入の面でも私はやっぱり問題だというふうに思うんです。

ぜひ、努力をしていただきたいということと、政府が今度、空き家活用のための法改正をやるようとしているわけです。まだ審議に入っていないというのが情報ですが、国はやはり空き家をなくす、こういう方向で努力をしているわけで、この中で、公営住宅が空き家が増えるというのでは、やはり矛盾をするというふうに思います。そういうことも念頭に、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。今日は早く終わりそうなので。

次に、4点目になります。学校給食費についてです。

本町では、今年4月に1子を除いて、学校給食を無償にするという道に踏み出しました。これはこれで大変大きな前進だと私も評価をしていますが、最近の情報で、遅れていたと言っては不思議ですけれども、手つかずであった中種子町は、一気に全員無料と、完全無償化です。そういうふうには踏み出しております。財源の確保も大変だと思うんですが、方向性として、やはりしっかりと肩を並べるように努力をすべきだと思うんですが、その辺について。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの渡邊博之議員の御質問にお答えいたします。

先程、議員も申されましたように、本年度から第2子以降の給食の無償化を実施しております。議員もおっしゃいましたように、これから無償化のほうも検討していく必要があると思っております。ただ、無償化の措置に対しましては恒久性が必要であると考えます。財源確保の上からも、財政当局と十分検討し、少子化対策、また子育て支援の観点からも早急に取り組む必要があるというふうには考えております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

すみません、教育長のほうを向いて質問すべきだったんですけど、私、町長かと思ひまして。

今、答弁を頂きました。確かに財源がどのぐらいか私も聞いていませんけれども、大きく膨らむだろうというふうには思います。ただ、そこでとどまるのではなくて、今、全国で大きな運動となっているのが、国がやはり学校給食、ほかも含めてですけども、教育の改善をやっぱりすべきだと。日本は世界でも遅れた教育に関しての予算も含めて後進国というふうになっています。

憲法では、学校に関する義務教育費はこれをすべて無償とするというのがあります。ですから、今、地方で一步一步重ねられている努力は、やがては政府に対して、国に対して、財源的な確保も含めて実現をさせると、そういう目標で行われているやつで、そのためにはやはり地方自治が頑張っていて、そのことを先に示すという、今、そういう必要性があるというふうに思うんです。

財政は町長でしょうから、ぜひ、その辺を含めてやっていただきたいと、頑張っていたいただきたいということをお願いしておきます。

次に、パートナーシップの制度についてであります。

日本は、同性婚を認めない、先進国では、この前のG7の中でもこれを認めない、あるいは法制化していない唯一の国として話題になりましたけれども、やはり法律化する

必要があるというのは、こういう方々が、その制度がないために不利益を被っている、受けるべき権利、そういうものが受けられないでいるという、ここが最大の問題なんです。

地方で、今、進んでいるのは、国待ちではなくて、自らこういう方々を救済する、あるいは認めていく、そういう制度づくり、これは法律的には効力がありませんけれども、それが今、日本の大きな自治体での流れになっているということ、それがパートナーシップ制度だということでもあります。

屋久島町は、議会はもう1年前でしたか、12月議会か、どこかそこらでパートナーシップ制度の必要性を認める議決を行っているわけです。言葉で言い換えれば、仏はつくったと、あとは魂を入れるということになるんだろうというふうに思うんですけども、それができるのは町長である。条例化、あるいは要綱という形でも両方です。条例化のほうが強力性を持っているわけですけども、色々事情があるのでしょうか。

このパートナーシップ制度の必要性、どう思っていますか。

○町長（荒木耕治君）

パートナーシップ制度の導入については、議員がおっしゃるように令和3年第4回定例会において、請願が採択されてから、これまでの間、請願提出者との意見交換や庁内各課において、制度を導入した場合、どのような行政サービスが可能なのかの調査を行いました。

また、県内で導入している指宿市と鹿児島市へも担当者が出向き、意見交換を行っています。両市とも、制定に向け研修会や市民への啓発活動など、かなり時間をかけていると聞いたところです。

本町では、去る5月31日に、教育委員会主催の熊毛地区人権教育研修会において、主に学校関係者や保護者、社会教育団体などに呼びかけ、LGBT、性的マイノリティーへの配慮と題した講演会が実施されました。この内容は、担当課からの要請で実現したものです。

なお、この研修は職員研修の一環として位置づけ、職員にも出席を呼びかけたところです。

請願採択から1年以上が経過し、いまだ要綱等の制定には至っておりませんが、まずは、今年1年かけて、町民、そして職員への研修や広報等を通じた啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

私がこの問題でやはり重視しているのは、もちろん屋久島町内にそういうカミングアウトといいますか、あるいはそういう申請があるかどうか分かりませんが、そういう環境をまず整えるということ、これが大事だというふうに思うんです。さっき講演

会の話がありましたけれど、まさに人権の問題だというふうに思うんです。

人権を保障する、そういう分野でのもので、広報とかそういうのも大事かもしれませんが、まずは町長の認識が、これの必要性があるとしたら、私はやはり議会は採択したわけですから、それはすぐにそういう実体化に向かって判断をすべきじゃないかというふうに思うんです。

私、今まで前段でやった4点というのは、言ってみれば、次の選挙を超えた次代になげるものとして、今回、捉えて質問をしていますけども、この問題については、残り9月議会があります。その間に、やはりもうやるべきではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

私も議員と同じ、これはやらなければいけないというのは同じ思いであります。先程も申し上げましたように、少し時間がかかるという部分もございますので、なるべくそういうふうに、私の任期内にそういうことが、可能性があるのかどうか、少し時間を頂いて、そこ辺を勉強させていただければというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

議会が議決をしているということは、大事に考えていただいて、まさに車の両輪の真価を発揮する私は場面だというふうに思います。そういう意味で、私はもう任期内にやっぱりやってしまうと、次の議会で上程をしてもらうということが一番望ましいというふうに思っております。

少し時間がありますので、質問としてはこれが終わりになりますけども、我々の先輩からよく言われることが、政治家は、あるいは政治は品格と品性、これを意識して追求すべきだということだと思います。もちろんこの言葉は、私自身、まだよくその内容をつかめていませんけれども、政治というのは現実の問題があつて、課題があつてというのがありますよね。その中にこの言葉をどうその形で結実させるかということは、まだまとまってはいませんけれども、今度のこの場合も、やはり町長もいいことだということ、そして議会も議決をしている、そういった意味では、これを完結させることがこの議会の品性、品格につながっていくのではないかというふうに思います。もたもたして、後からという、考える時間が欲しいということは分かりますけれども、そういった意味での品性、品格というものを感じながら、今、質問しているわけですが、町長選挙もあと4か月後に迫りました。

選挙で品格、品性といえ、やっぱり政策を前面に出して、町民にその真を問うということを町長だけではなくて、立候補するそういう皆さん方が、自分の思い、政策をしっかりとたたきながら、この選挙を迎えると、あるいは終わると、それも選挙における品格ではないかなというふうに思いながら、そのことを要望して質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、建設課長から発言を求められていますので、これを許可します。

○建設課長（日高 望君）

先程、渡邊議員のほうから、火の上山団地の現在の居住者の人数を私のほうで5名と申し上げましたが、12名でございます。

なお、2人につきましては、深川団地のほうへ転居の予定となっております。5名につきましては、すみません、交渉の中で5名だけはちょっとどうしても動きたくないという5名でございます。すみませんでした。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまです。15番、大角利成でございます。許可を頂きましたので、一般質問を行います。

梅雨に入り、これから先、大雨、台風等の災害発生が心配される時期となりました。早速、先週は台風2号の進路が気がかりでありました。今度はまた第3号の進路が気がかりでございますし、最近のトカラ列島近海における地震発生も心配であります。このような状況下にあることから、災害発生に備えた適切な避難行動や人命救助訓練がますます重要になってまいります。

先月、鹿児島市において、町村議会議員研修会が開催され、災害発生に対応する防災訓練の必要性和充実した避難所運営等々について学ぶ機会を得ました。その中で、避難所においては、被災して落ち込むのではなく、前向きに生きていく表情、笑顔の多い避難所、いわゆる住民共助による避難所運営が大切であること、そして、避難訓練は失敗してもよい、失敗を次につなげればよいというアドバイス等も頂きました。今後の参考にしたいと思っております。

それでは、通告順に従いまして、質問をいたします。

1点目の公共施設での防災・防火訓練等についてお尋ねをいたします。

まず最初に、幼稚園、学校等を除く、町有財産である防火対象物における防災・防火訓練は、法に定めたとおり適正に実施され、消防分遣所のほうへ報告は的確にされてい

るのか確認の上から、お尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えをします。

役場庁舎をはじめとする各公共施設において、消防法に基づき防火管理者の選任が必要な施設については、所管課において防火管理者を選任し、消防計画を作成の上、分遣所へ提出をしているところです。

訓練につきましては、施設ごとに作成された消防計画に従って実施しなければなりません。近年は、感染症流行の影響を受けて、多くの施設で実施できていない状況にあります。訓練が未実施である点につきましては、分遣所の指摘も受けているところですので、今後、計画的に実施したいと考えております。

役場庁舎関係の訓練結果報告については、訓練の実施前には、分遣所に訓練計画書を提出し、その後、結果の報告を行うことで、課題の指摘や講評を頂いているところです。

指定管理者により管理頂いている施設につきましては、訓練の実施及びその結果について、町への報告を求めていることから、実態については把握できていないのが現状ですが、選任されている防火管理者の責任の下、感染症流行前までは適切に実施をされてきたものと考えております。

○15番（大角利成君）

通告をして、恐らく、今さら何を聞くのというのがお気持ちではなかったのかなと思うところですが、今、町長の答弁にもありましたように、私が気になっているのは、いわゆる管理委託をしている施設について、少し心配をしている面もあったものですから、今回、この質問をいたしました。

職員等が関わる施設については、多分、しっかりとやられていると思うんですが、各公民館等、あるいはその他の公共施設はどうだろうかというのが私の心配をするところでありまして、冒頭で申し上げましたように、今回の研修で、やはりそういうところを感じたものですから、今の答弁で、なかなか、特に集落あるいは各種団体に管理委託をしているところについては、的確な確認作業はされていないというようなことでございます。

ぜひ、今、聞いて安心はいたしましたけれど、法で定まっているからそんなに委託の段階で協議をしなくてもいいのかもしれませんが、私は、大変こんなことを言うと集落の区長さん方にお叱りを受けるかもしれませんが、やはり管理委託をする仕様書、契約書の中にそういう点検、通常の点検業務、そしてまた避難訓練等のこと、しっかりと明記をされて、双方が確認をし合うということが必要じゃないかなというふうに考え

ているんですが、それについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

教育委員会が管轄しております対象施設、公民館等施設でございます。公民館26施設の中で、24施設がその対象になっておりますけれども、現在のところ、半数の12集落が実施しているということは確認ができております。

○15番（大角利成君）

分かりました。やはり、最終的に何かあって、そして問題視されるのはどうしても施設を管理している町のほうに来ると思います。ぜひ、また機会があるときに、各施設の確認をしていただいて、そこら辺の今後に向けた取組等を協議していただいて決定をしていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

2点目の項目ですが、消防設備の関係でございます。

消防設備の点検、それから点検の報告、これについてはどのような状況か、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

自動火災報知機や誘導灯、消火器具等の義務づけられている消防施設点検及び報告につきましては、町が町内事業所に点検業務委託をしており、町及び分遣所への報告を受けているところです。

点検において不具合報告があれば、その都度、修繕等の対応に努め、結果についても分遣所に報告をしております。

また、分遣所においては、不具合等の報告を受けた場合は、改善報告を求め、それが適切に行われているか、後日、立入検査を行っていることから、適正な管理ができているものと考えております。

○15番（大角利成君）

想定をしていた答弁、安心をいたしますが、ここでちょっと確認のためにお尋ねしたいんですけども、点検を毎年して、毎年、報告をしなければならない防火対象物。あるいは、点検は毎年で、報告は2年に1回でいいという施設があろうと思います。もし間違っていたら、御指摘ください。

例えば、毎年点検をするようになっていて、報告は隔年置きという施設について、そういう施設がある場合に、大変失礼かもしれませんが、報告をする年度だけ点検をして、通常は毎年やっていない、そのような施設はないですか、確認のために。関係課長でもよろしいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

消防の設備点検につきましては、各所管のほうで委託料の予算を計上しまして、毎年適切にやっているものと思われまます。

○15番（大角利成君）

安心をしました。もしかしたらそうでないのかなというのを感じましたし、そういうのを少し耳に挟んだものですから、今回、確認の意味でそれをお尋ねしたところです。

そこでなんですが、3番目に入ります。

今、総務課長からありましたように、あるいは教育長の答弁にありましたように、それぞれの所管課で予算を計上し、そして、業者に見積りを取って消防点検の場合です。そして、それを実施していただいて、町長に代わってといいますか、業者のほうから分遣所のほうに報告をして、その結果が町のほうにも来るのでしょうか、そういう感じだと思えます。

そこでなんですが、防火対象物もかなり多いと思います。町長、この消防設備の点検、報告、これをどこか一つのところにまとめて、ここの部分だけでも1つの課で管理体制をやるということについて、検討、協議をされたことはないですか。

○町長（荒木耕治君）

消防設備の点検は、施設の規模や構造、形態に応じ設置しなければならない基準や設備が異なることから、その施設を熟知している者でなければ、適切に管理できないものと考えられます。

また、屋久島町公有財産管理規則では、各所管課長等が管理者として、公有財産の適正かつ効果的な維持管理に努めなければならないと規定されておりますので、1つの課で統括するのではなく、それぞれの所管課が適切に管理すべきだろうというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

町長の考えは分かりました。

民間側からすると、分遣所のほうからも、民間のほうも厳しい運営の中で、特に人命に関わることですから、そういう施設の点検とかそういうのは気を遣っていると思えます。

この消防設備の点検報告業務というのは、幅広く、先程申し上げましたように、民間にも影響を及ぼすわけですがけれども、先程来、聞いていて安心したんですけども、やはり公共施設がしっかりとやって手本を示すことで、分遣所のほうも民間への指導とか、そういうのも胸張ってできると思います。今、お聞きしましていうと、避難訓練についても100%じゃないというお話もございました。

そして、各委託先の防火責任者の選任等もしっかりなされて、町のほうへ報告もされているんでしょうけども、そういう方々のやっぱり研修等も、町が中心になって、年に1回、あるいは隔年ごとでもいいでしょう、行政のほうで少し考えていただきたい。今されておれば、それにこしたことはありませんが、そういうこともやっぱり行政が音頭

を取って、そして、それに民間がついてくるというようなことのほうが、ベターだと思いますので、引き続き、対応をお願いしたいと思います。

1点目については、確認の意味で、私、質問をさせていただいたところです。

それでは、2点目の農業振興について、少しお尋ねいたします。

本町の気象条件に適応して、市場あるいは消費者ニーズに高く、収益性に優れた新規の作物の導入について、これまで県及びJAと共に検討されてきたと思います。本町における新規作物の導入について、その検討と現状はどのようになっているのか、少しお聞かせを頂きたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

新規作物の検討につきましては、果樹では、タンカンなどと収穫時期が重ならないレモン類、ダイダイなどの香酸かんきつについて、試験を行うために植栽を行っているところです。

果樹ですので、結果が判明し判断できるまでには、どうしても時間がかかりますが、現在のところは順調に生育しております。

また、果樹の振興につきましては、果樹農業を支えているタンカンの生産量の増加、安定生産につながっていく取組も同時に行っていくことが重要であります。引き続き、園の若返りを図るための改植事業や省力化を図るための園地整備、関係機関と協力し、進めていきたいと思います。

あわせて、隔年結果防止のための着果過多を是正するために、摘果マニュアルを作成し、タンカン生産者に配布するとともに、研修会等を実施し、栽培面積の高位平準化と安定生産を図っていくこととしております。

畑作につきましては、サツマイモ基腐病が広がっていることで、病害の被害軽減とともに、代替品目についても検討が必要な時期となっており、関係機関と協力し、代替品目の検討を行っています。

品目につきましては、夏季に収穫できるサトイモ、ラッキョウ、カワヒコイモの3品目で、現在、実証栽培を行っています。実証栽培を受けて、有望な品目として確証が得られれば、農家へ推奨をしていきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

考えてみますと、本町の農業は、昭和45年に製糖工場が閉鎖をされた。それを機に、従前の果樹、それから、でん粉カンショから、実エンドウ、ソラマメ、それから、カボチャ、キュウリ、バレイショ、いわゆる特に南部のほうでは、輸送野菜と言われる野菜づくりが盛んになりました。

当時は、私の思い出では、町役場と農協、そして当時は、まだ普及所もございませんでしたから、県のほうから役場に派遣をされた県の普及員、この方たちが一緒になって、

私の思いではどちらかというと、行政、J A主体で、農家に、強制ではないですけど、そういう感じで作物の作付を奨励した時期であったかと思います。おかげさまで、特に実エンドウについてはヤクミドリとか、そういう品種もでき、そして屋久団地という一つの大きな団地ができて、たしか私の記憶では、大阪、愛知、名古屋市場、そして福岡市場中心に、かなりの産品が出回った。そして屋久島のPRができたというふうに今思っているところです。

その後、色んな輸送コスト等の問題もあってか、思うようにその野菜もずっと長続きはしなかったわけですが、そうしているうちに、タンカンの垂水1号というのが、この屋久島の試験園で新しい品種ができ、そのことの後押しもあってか、また、少し果樹園を荒らすまではいけませんけども、手入れが薄くなった果樹園の見直し、そして垂水1号というタンカンの増反が始まって、今があると思っています。

そして、そうこうしている間に、夏場の農家の収入をどうすべきか、少しでもということが始まったのがパッションフルーツだと思うんです。そしてまた今、焼酎ブームもあって、焼酎用のカンショが作付をされているところですが、高齢化もあってか、あるいは新規就農者の数の減ということもあって、思うように増反がされていない、このような状況だろうと私は思っております。

テレビ、あるいは新聞等の報道によりますと、他市町村においては新規品目の開発、それから、既存する、いわゆる作物の栽培技術向上の研究に取り組み、そして、農家への作付奨励等がなされているようであります。

本町において、先程町長が答弁をされましたように、これまで色々と努力をされ、そして試験、検討がなされてきたことは理解をするところですが、農家の皆さん、町民の皆様に、そういう情報がよく伝わっていないといいますか、あまり提供されていないんじゃないかなというふうに思うのは、私であります。

もう少し、現段階の調査研究等の情報も農家に伝えながら、そして、農家の意向も聞きながら、意見も聞きながら、そして特に若い青年たちが希望を持ってそういう新しい作物へ挑戦する、そんなのも必要な時期なのかなというふうに私は思っているんですが、今、私が申し上げたことを聞いて、町長、何か思いがあればお聞かせ頂きたいと思いません。

○町長（荒木耕治君）

率直に申し上げまして、時代の流れは早いなという思いです。私も五、六十年前、うちにもポンカンが3反歩ぐらい、北部はあんまりミカンをやっていませんけど、それでも3反歩ぐらいポンカンがありました。それで、今、言われるように、色んな人が一体になってといいますか、例えば南部のほうは、特に集落を挙げてそういうものを作っていく、特に、私は常々、南部はもう食料の基地にという、要するに、今、色んなことで、

ウクライナの情勢から農家、飼料にしても肥料にしてもすごくそういうもので、今、自給で要するに何でもするように、今、農業もしなければいけないということで、国も一生懸命そういう方向性を向いています。

ですから、屋久島に限って言うと、北部でほとんど、私が育ったところでは、農業というのはもうほとんどやっていないです。それはもう家庭菜園みたいな、そういう感じ。ですから、南部のそういうところは、もう屋久島の食料基地は南部のほうになるんだろうなということで、今、耕作放棄地も色々出てきて、それでいいのかという問題もあります。

ですから、県の試験場もあったりして、その中で色んなやっぱりことを、今、議員がおっしゃられるように、そういうことを一生懸命やってきたと。ただ、今の時代は、消費者のニーズの思考の移り変わりも早いといいますが、特にかんきつ類にしては、植えてから何年かかかる、その間にまた新しい品種がどんどん出てくる、そういう中で、なかなか農家としてそれに追いついていけないというものもあるんじゃないだろうかというふうに思う。そういうことからいうと、パッションなんかというのは、そのときに作って、もうすぐに換金できるものになってきていて、そこら辺に移っていくというものもあるのかなというふうには、今、思っております。

ですから、今、色んな、今、農家の人に対する情報の取り方とかやり方というのも変わってきていると思っている。昔は役場とか県とか、そういうものが行って教えた、今、こうばあっとやっているところは、今、インターネットでもう全てのものを引き出せるという時代、技術から何から、全てそういうもので自分で情報を得る、そして、自分でもう先んじて始める、そして、あるいはそこで特化してその人が伸びていくという、そんな時代で、もう今、あると思うんです。だから、その中で農業をどうつくっていくかというのは、また非常に難しいことでもありますし、議員がおっしゃるように、これから役場とJAもそうですけれども、もう、今、生産者もなかなかJAを通さずにやっていく、そういうのもかなりあるようには聞いてはおります。

ですから、そういうことが農業をどう担っていくのかということもありますので、本当、ここで、昨日も言いましたけど、やっぱりこのコロナ禍で1次産業というのをもう一遍、見直さなければいけないという思いは、今、強くありますので、そういうものを含めて、一緒に研究といいますが、そういうものをやっていければいいのかなというふうに思っています。

○15番（大角利成君）

今の町長の話聞いて、農家の方々も少し安心をされているのかなとは思いますが、なかなか新しい品目が出てこない、しかしながら、私が知っているIターンの方々、農地を借りて屋久島に合ったものを何かないかということで、一生懸命頑張っている方も

いらっしゃいます。そういう方たちとのやっぱり意見交換もたまにはしていただいて、そして情報を収集していただきたい。

特に、今、町長の話で出ましたように、ネット社会で、色々と特に若い人たちはそういうものにたけていますから、やっていると思います。ただ、今、私がこれまで感じてきたのは、何かしらやってはいるんだけど、それが目に見えてこないために、ポンカン、タンカン、あるいはバレイショ、ちょっとした野菜、もうこれで屋久島はずっと行くというような感じに受け取るものだから、やはり少し行政もリーダーシップを取って、農家の方々とも意見交換をしながら、何か風を吹かせてほしいなと思うものですから、今回、質問をしたところです。

今の現状の作物体制を維持していく方針であれば、品質向上といわゆる増産に向けた栽培技術、これは言うまでもありませんけれども、確立をすべきと思います。そして、先程申し上げました若者、そしてIターン、あるいはUターンの方の新規就農者の支援、この支援を少し手厚く、そして、何といたっても本町の農業を担っていく担い手、認定農業者の方々も数十名いらっしゃいます。その方々とのやっぱり意見交換というのをやってはいるんでしょうが、少し充実をしていただいて、そして、町長自らそういうのも手がけていただければ、農家の皆さんもやる気が出てくるんじゃないかと、こういうふうに思うところです。

やはり、これから先の農業は機械化、そして施設化導入、先程パッションフルーツの話もありましたけれども、パッションはいいというふうに聞いていますし、私どもも年間数十パックを買って送ります。いいものはいいように、ちょっと力を入れて行政も支援をしてやって、そして先程申し上げました、今以上の大きな一つの団地、屋久団地を各品目で作っていただいて、市場、消費者に根強くPRしていただきたい、このように思うところです。

先程町長が少し触れましたが、昨日の同僚議員の一般質問の中で、町長は次期町長選挙への出馬を表明いたしました。その中で、このコロナ禍にあって、本町の主体産業である観光産業の落ち込み、これを痛感に感じた。それを見たときに、改めて第1次産業の重要性を感じたと、このようにお話をされました。

最後に町長、本町の農業振興について、新しい品目の開発試験もそうですけども、本町のこれからの農業振興について、どのようなお考えをお持ちか、どのような気持ちを持っておられるのか、通告しておりませんが、差し支えなければお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程、我が家にも3反歩ぐらいのポンカン畑があったと言いましたけど、30年ぐらいしてそこへ行ったら、もう雑木というんですか、もうポンカンの木より駄竹が大きくなっていて、そんな状況でした。それを皆さんは信じないと思いますけど、草刈り機をか

らって、チェーンソーを持って、それを全部切って、切ったら80本、私の親は植えたと言うんですけど、三十二、三本生きていました。手入れは一切していませんから、伸び放題です、上に伸びて。それを少なからず、自分の趣味みたいにして、それをやって、もちろん無農薬、無肥料、人に言わせれば無気力と言いますが、そんな中で、それをずっとやってきて、言え、お金にするわけではないですから、そんなにきれいなミカンはできませんけれども、しかし、親類縁者には、結構送るだけのものが取れておりました。それでずっと来ましたが、三十何本残っていたものが、今現在、2本しか残っていません。それはやっぱり、薬もそうなのか、老木なのか知りませんが、もう60年、70年になってきたから、それは枯れました。

その間に何を植えたかという、我が家は民宿業ですから、そこで使えるものを植えたほうがいだろうということで、まず植えたのがカボス、スダチ、ユズ、シークワサー、ライム、レモンもそうですけれども、そんなものを、今このくらいになっていきますけど、これ結構なるんですね。家業ながら毎日レモンをつけるんです。切って。いつだったか出ましたが、トビウオも唐揚げにして、今は羽まで食べて、頭から全部食べるような、それにもやっぱりレモンとかをつけるんですよ。それを自家製でやろうと思って今やっていてそういうものを作って、自分の周りの人にやったりすると、これ何と言うんです。

もうポンカンとタンカンしかミカンがないと思っているのか、キンカンぐらいかと思っているのかなというふうに思いますけれども、そういうことで、自分でそういうことをやりながら、大変ですよ、ものを作るというのは。

それと今、やはり、親が子供に誇れる農業、言わば何年前か知りませんが、麦生集落が天皇杯をもらったような、そういうやっぱり農業といいますか、誇れる、堂々と親が子供に継げと、これで生計を立てろというような、そういう農業ができればいいのかなと。そのために、じゃあ耕地面積が少ない、ここでどうするのかなという思いはずっと持っていました。

先月、全国離島振興協議会の総会が沖縄の那覇でありました。離島視察がございまして、私は南大東島へ行きました。周囲21kmぐらいの島ですけれども、今、人口1,200人ぐらい。一面サトウキビです。それで、今いう機械化、屋久島は機械化できない、機械化をやっています。今、何と言うんですか、スマート農業と言うんですか。もうサトウキビを植えるのから刈り取りまで全部機械でやる。それで、これはどのくらい1人の農家で持たれているんですかと聞いたら、持っていない人で6町歩というんです。2,000万というんです、年収。だから、要するに、そこではそういうことで、移住者もいらして、そういうことをやっているというのがありますけれども、村を挙げてそういう中でやっている。

だけど、その中でも、サトウキビだけじゃなくて、何かほかのものをということ、今、給食は水耕栽培で野菜を作っています、学校の給食は水耕栽培で全部賄っているということでした。水がないんですよ。昔から海水をろ過して水にして、要するに川が一本もないわけですから、平らなところですから。そういうことで、驚いたのは水をすごく大事にしている、雨どいをつけて、下のドラム缶みたいなタンクを置いて、雨水をためて、それだけ水を大事にしている島。屋久島なんかじゃ、そんな水なんかどうでもというようなそんなところで、やっぱり日本にもそういう島があるんだということです。

だから、その中でもやっぱり、そういうので農業を一生懸命やっている。ですから、これから、特にもう南部がそういう場所ですから、それに対しては、今まで以上に農業に対することを、あるいは技術者とか指導員とかそういうものを入れて、もう一遍、徹底的にやる。今、また新しいものも、昔なかったお茶なんかというのも今できてきて、面積もどんどん増えていって、お茶も早い時期に、いち早く出て、新茶のときに出ていくという。鹿児島県自体も、もうじゃあ静岡を抜くんじゃないかというようなところまで来ているので、そういう面では、屋久島もそういうものが新しくできていくものがあれば、どんどん新しいものもやっていく。やはり、そういうことで農家にも、担当課もそうですけれども、職員もそうですけれども、私もそういう車座でそういうことができれば、行って、また色んな悩みもそういうことも聞いて、農業でそれこそ飯が食える、食べられる、そういうものを目指してやっていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

今、町長からお茶の話も出ましたが、私、同年の今は亡きお茶農家から、以前、お話を聞いたことがありました。全く分からない中で、私は、大角君、町の技術者が言うとおりに全てやってきました。それで、今、自分があります。ですから、行政に対してもう感謝しかないと言って、お茶の一つの基盤を築いて、今は息子さんがされていると思うんですけども、残念ながら早く他界をしましたけれども、そんなお話も聞いたことがあります。

今、色々と個人がやる時代にはなってきましたけども、まだまだ私は、この地では行政がある程度主権を握って、農家に自信を持って指導し、そして、新しい作物開発ができたとすれば、自信を持って作付を奨励していく。このことがまた大事かなと思います。

そのためには、農家の皆さんがどういう感触を持っているのか、今、町長からありましたように、ぜひ、これまで以上に農家と情報交換をしていただいて、私が常日頃申し上げてきました我が町は観光の主体の町になりましたけれども、それをやっぱり支えるのは第1産業であるというふうに私はずっと言ってきております。そういうところは、町長とも同じところありますので、ぜひ、機会があるごとに農業振興について話をさせていただいて、農家の皆様方が、ちょっとやる気をこれまで以上に出すような、そうい

うことを行動することが、町長自身のことにもつながると思いますので、ぜひ農業振興について、これまで以上に力を発揮していただきたい。そのことをお話しして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、岩川卓誉君に発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

お疲れさまです。1番、岩川卓誉です。

一般質問をさせていただく前に、この場をお借りしまして、町民の皆様にご報告とお礼を申し上げたいと思います。御存じの方もいらっしゃると思いますが、私、岩川卓誉は、この6月末をもって、屋久島町議会議員の職を辞させていただくこととなりました。町議会議員をさせていただきまして2年、議会の中でも、反対意見や修正案を出させていただくこともありましたが、当局にはなかなか受け入れていただけなかったのだなというふうに認識をしております。

昨日は、町長の御答弁の中で、様々取り組んでこられた施策等もございましたが、統計屋久島町などを見ますと、ここ10年で年間の出生数は平成28年の115人から令和4年の48人に激減、町民所得推計は相変わらず熊毛地区で最下位、人口減少に歯止めがかかる様子はなく、社人研の推計よりもさらに急激に人口が減少しております。様々な施策を実施していただきましたが、効果が薄く、暮らしがよくなってはいないのではないのでしょうかという思いです。

私自身、任期途中の2年で辞職という形になり、御支援頂いた皆様には申し訳ない気持ちもございますが、この6月末で議員を辞職し、町政の改革に向けて新たな挑戦をすることを決心いたしました。

町執行部の皆様、同僚議員の皆様には大変お世話になりました。また、御支援頂いた町民の皆様に対しまして、この場で心よりお礼を申し上げます。

それでは通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。

1つ目の質問です。

デジタルトランスフォーメーションの取組の現状と、今後の展望についてということになります。

屋久島町においても、全国的な流れと同様、スマートフォン決済等、行政事務の一部DX化が進んでおります。町民や他の納税義務者にとって、24時間の支払いが可能になるなど利便性も向上し、職員の徴収等の事務の手間も削減する効果がついてきて、初めてDXの成功ということになるかと思いますが、税金や使用料の総収入に占めるスマホ決済等の割合はどの程度か、まずお伺いしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川卓誉議員の質問にお答えをします。

令和4年度、収納された町税は、現年度、過年度合算で15億5,843万円余りです。国民健康保険税は、2億4,711万円余りです。そのうち、コンビニやスマホ決済で納入された割合は、税目により割合が変わりますが、住民税の普通徴収分は5.23%、固定資産税7.74%、軽自動車税19.52%、国保税普通徴収分6.26%です。また、水道料上水道は2.33%、保育園利用料は8.55%、電気料金は1.20%、住宅使用料は2.63%がコンビニ等収納となっております。

以下、奨学金で23.98%、介護保険料7.15%、後期高齢者保険料で2.67%、農業集落排水使用料で3.8%となっており、納入者の年齢層や居住地が島外か島内かで、割合は違ってきております。

金融機関でなくても納められるという利点は浸透してきていると思われしますので、今後も徐々にであります、若い世代を中心に割合は増えていくものと考えております。

○1番（岩川卓誉君）

今、お答え頂きました各種利用率なんですけれども、これらの結果について、この利用率は高いというふうに考えていらっしゃるか、また、今後の利用促進については、どの程度を目指していくのかというところがあれば、お聞かせを頂ければと思います。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

ただいま各種税、それから使用料等について、町長のほうから答弁させていただきましたが、この中で、奨学金が23.98%、2割を超える利用になっております。これはやはり、奨学金を借りている方たちが島外に就職をして、そういう人たちがこういったものを利用して収納しているのではないかなと推測されます。

町内では、色々、令和4年度からQRコードによる収納とかもできるようになっておりますけれども、これからもっともっと啓発が必要かなと。まだ1桁台がほとんどですので、1割、2割ぐらいまでは伸びていけば、町民の方の負担、それから職員の負担も少しは軽減されるのではないかと思いますので、そこは啓発を頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

奨学金、確かに23.98%、非常に高く、やはりニーズがあったんだなというふうに思います。実施していただけてすごくよかったんだと思っています。

このスマホ決済等が進むということについて、町民の方だったりとか、職員の方の声といったものはどういったところが聞かれますか。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

これに関して、直接私のほうでよかったとか、これは使いにくいなという情報、御意見は承ってはおりませんが、今後、割合が増えていけば、それは導入した結果で、いい方向に向いたなということが言えるかと思います。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

運用の面等でも、色々やっぱり問題が出てくることもあるかと思っています。どんどん積極的に意見のほうも聞いていただければと思っています。

広報等も、恐らく導入時に町報に載ったかと思うんですけども、そのとききりなのかなというふうに僕はちょっと感じておまして、スマホ決済等ができるということもまだ知らないという方もいらっしゃると思うので、周知の徹底、意見の徴収を行っていただいて、町民の利便性の向上と職員の事務負担軽減というところに、課長がおっしゃるようにつなげていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

スマホ決済等とは別になりますけれども、町がこれまでに取り組んだDX施策の内容、また、その効果をどのように評価しているかといったところを伺います。

○町長（荒木耕治君）

令和3年度より、若手職員を主体としたDXプロジェクトを立ち上げ、様々な業務改善について協議をしましてまいりました。

令和4年度の実績ですが、参議院選挙における各投票所の投票者数の報告をシステム化し、集計作業の迅速化及び本部職員の負担軽減を図ることができました。また、庁内のコンプライアンスチェックシートの回答方法をシステムで行い、集計・分析の自動化を図り、職員の現状を把握し、今後の職員研修の在り方について参考としております。

その他、台風により避難所に避難されている方についても、システムを利用し本部へ報告することで、避難世帯数、避難者数が本部にて素早く把握できるようになり、迅速な状況把握ができるようになったというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

今、御回答頂いた件ですけれども、選挙が終わった後の各集落から持ってくることで

すよね。これは非常によかったのではないかなと思います。やはり時間がかかっていたので、遠方から来ることも大変だったと思いますし、ぜひ、こういったところにどんどん取り組んでいただければと思います。

また、コンプライアンスシート、台風により避難している方についてもシステムで本部に報告ということだったんですけれども、今、言っていただいたところを見たときに、やっぱり行政内部で、今、とどまっているのかなという印象を持ちました。町のDXの取組というところで、直接的に町民の利便性の向上につながるというふうなところは何かございますか。

○副町長（日高 豊君）

まず、議員がおっしゃるDX、DXの本質的なところの捉え方が一致しないと、なかなか議論として進まないんじゃないのかなというふうに思っております。これまで、一昨年、電算、そういうことにスキルを持つ職員の採用をさせていただきまして、そこで一番最初に、その職員を含めてDXのプロジェクトを立ち上げて検討したことは、まずは、役場の職員が何を目指して仕事をするのかというところからでございました。

その中で、まずは自分たちの今行っている仕事が果たして効率的に行われているのか、まずそこからやった上で、それはなぜかといいますと、まず、町民の皆さん方の幸福度というか、町民が幸せになることが職員としての仕事の目的でありますので、まずは、町民と向き合う時間をつくるために、どう自分たちは今持っている仕事を効率化して、どこに問題があって、どこに無駄があってというところをまず削っていくことから、DXというのは始まるというところから、現在、取り組んでおります。

ですので、最終的に、今の多分、議員のおっしゃられようというのは、多分何かシステムを入れて、それが住民の利便性が上がるとか、そういう意味でのDXで御質問されているのかもしれませんが、現在、役場として取り組んでおるのは、まず自分たちの業務の効率化、そして時間をつくって、それを町民と向き合う時間にしていくという意味でのDXという取組をしておりますので、そのところは少し議員の感覚とはずれているところがあるので、なかなか、今、町民向けにというところからいくと、私たちのほうとしては、先程申し上げたような、外とつながるシステムということではなくて、内政的に収まる形のシステムを使ったことですので、先程ありました投票所の時間ごとの投票率の報告とか、そういうのは外とせずに、結局、費用はかからずにできるシステムというか、そういう取組を現在はしているところであります。

○1番（岩川卓誉君）

お話、分かります。まずは職員とか内部事務をというところで、空いた時間を町民と接する時間に充てるということなんですけれども、それをやったときに、じゃあその空いた時間を、実際に町民との時間に充てられているかどうかというところは分からない

わけですね。やっぱり町民から見たときに、何かDXをやっているらしいよという話はあるけれども、役場の中だけで収まっているということになれば、結局、町民はそれを恩恵に預かっているという実感は湧かないと思うんです。

ですので、この後の質問に関わってくるところではあるんですけども、何か町民にとって利便性のある形というところを、最終的には、今、副町長の御答弁の中でも、まずはというふうにおっしゃったので、最終的にはそういうところまでお考えにはなっているのかなというふうに思うんですけども、そういったところまでお考え頂ければなというふうに思って、今、町民の利便性という言葉を使わせていただいたところでした。

ちょっと御質問なんですけれども、町長、副町長、AIという言葉はよくご存じだと思うんですけども、RPAという言葉は御存じでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員、言われるようにAIは存じていますけれども、今、言われたのは、まだ今、私は知りません。

○1番（岩川卓誉君）

私も、何か上から言おうと思っているわけじゃなくて、僕も今回、この一般質問をするときに勉強させていただいたものですから、これはいいなと思って提案させていただこうと思ってきたんですけども、ロボティックプロセスオートメーションというふうなものらしいです。AIというものが自身で学習を深めて判断していくソフトウェアに対して、RPAというのは、製作者によって決められたルールどおりに動くというのがRPAの特徴。あらかじめ設定された作業を繰り返していくような作業にたけているソフトウェアというふうになっています。

これが、総務省が出しているんですけども、自治体におけるRPA導入ガイドブックというのがあります。それによると、全国の政令指定都市では、令和元年度にはほぼ100%でRPAが導入済み。政令指定都市以外の自治体でも、約58%の自治体が導入済み、または導入を検討しているというふうな段階になっておりました。

このRPAにつきまして、屋久島町では検討はされなかったでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

まだ検討はしておりませんが、ですから、結局、同じ効率化の話なんだと思うんです。ですので、まず、自分たちのしている作業がどういう作業をしているのかというところの積み上げがなかったら、幾らそういうソフトを入れても、それは単なる宝の持ち腐れになるので、まずは自分たちの業務を整理して、ですから、ひょっとしたら、一番初年度にやったところでもあるんですが、それは別にソフトウェアとかという意味じゃなくて、例えば、各課において同じことをしている、それはどこかで集約をして時間的な削減とか、時間を削減できれば、当然、職員のコストも下がるわけですので、そういうこ

とはできないか、そこに問題がないかというような、まずはそこから始まっています。

今、議員、ソフトウェアとかシステムとかの話をされますが、やったらいいことはいっぱいあると思います。ただ、それが費用対効果をもってしたときに、私たちの町の規模なり、あるいは業務の在り方、例えば、うちが出張所がないとか、本庁だけで全てが完結しているとか、そういうことであればまた違うんでしょうが、それは、それぞれの自治体の行政の機構上の話とかも含めて、まだまだ、どちらかというシステムを入れるとかという前の段階の精査が、私たちの町はまだ終わっていないというふうに思っておりますので、まずそこを整理した上で、無駄のないシステムの導入というのが必要ではないかなというふうに思っております。

○1番（岩川卓誉君）

先程お答え頂いたことと同様な形で、一貫してお答え頂いたと思います。

まず、どういう事務があるのかというところを整理するというところ、内部的にまとめていくということも、もちろん重要な点だと思いますけれども、こういった技術はどんどんまた新しいのも出てきますので、早急にそういったところも進めていっていただいて、なるべく利便性の高いものにしていければなというふうに思っているところです。

全国では、税とか国保、児童手当、職員の時間外手当等の庶務とかだったり、そういうあらゆる分野で本当にRPAが活用されています。そんなにたくさん費用がかかるものではなかったりするものもあります。個別事務によってはです。そういったところで、おっしゃったように費用対効果もしっかり見極めながら実施していただければ、例えば、奄美市では、ふるさと納税の寄附データ集約、お礼メール送信、お礼品の出荷依頼、寄附者に対するお礼状、受領証等の帳票をPDF形式で作成・保存する、こういったところに、繰り返し同じ作業になるものですから、そこにこういったRPAというものを導入して、その導入前の220時間というふうな事務作業時間から、導入後80時間へと、63.6%の事務効率化に成功しているというふうな事例もありました。

総務省のRPA導入ガイドブックというものをぜひ見ていただいて、そこにそういった事例がたくさん出てきておりましたので、ぜひ参考に取組んでいただければと思っております。

そんな中で、ちょっと触れてしまっている部分もありますけれども、3つ目の各公共施設等の利用について、ネットで予約から支払いまで完結できるシステムを導入するお考えはないか、もう今の感じだと、考えはないというふうな形かもしれないですけども、伺います。

○町長（荒木耕治君）

現在、本町の公共施設を利用されるお客様につきましては、電話やメール等により空

き状況を御確認頂き、仮予約をした上で、窓口等で申請書を提出していただいております。

なお、総合センターや社会教育課所管の宮之浦、安房体育館など、一部の施設につきましては、これまで利用する際、利用者が守衛から鍵を受け取り、使用後に鍵を返却していましたが、令和3年度からリモートロックと呼ばれる暗証番号式スマートロックを導入し、利用者自らが解錠して入館するもので、鍵の貸出し、返却を不要とすることで利用者の利便性向上を図り、好評を得ているところであります。

リモートロック導入に際しては、予約、支払いのシステム化につきましても、連携可能なものを導入できないか検討したところでありますが、公務での利用が多い施設もあることから、職員による予約と利用者による予約をシームレスに連動させる必要があり、総合行政ネットワークに接続可能であるなどの条件を満たした観光所向けのシステムを調査しましたところ、初期投資やランニングコストに多額の経費を要することが判明し、利便性や利用者数などを総合的に考慮した結果、費用対効果が見合わない可能性が高いということで、システムの導入については一時見送る判断をしたところであります。

しかしながら、昨今、政府からもデジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上を要請されているところでありますので、引き続き、より安価で利用できる方法がないか情報収集に努めるとともに、利用者の声にも耳を傾けながら、関係各課で検討してまいります。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひ情報収集等に努めていただきたいと思います。

今、町長がおっしゃったように、今、公共施設の予約を行う際には電話をして、仮予約して、申請書を書いてというふうな形で、役場でそのときに支払いをしなかったら、また使い終わってから払いに来てという形で、非常に手間も多くあると思います。

隣の種子島の中種子町が、令和3年の5月1日から公共施設等の予約がオンラインになっています。予約状況がネットで確認できるんです。私どもも、例えばバレーボールの大会をしようと思ったときに、この日は空いているかなと思ったときに確認できるというのはすごく便利だと思うんです。今の屋久島町の現状だと、例えば、夜にその会があったら、役場が開くまで電話で空いていますかという確認もできないというふうな状況になっていますので、声にならない声なのかもしれないですけども、そういったニーズがあるということは、ぜひ胸に留めていただいて、家にいながらにしてそうした手続が完了すれば、非常にいいことだと思いますし、町民も便利ですけども、職員も1回1回電話も受けなくて済むし、窓口対応も減ってくるでしょうから、そういった形でぜひ御検討頂ければと思っております。

4つ目になります。

窓口業務を中心に予約制度を導入し、住民、行政相互の利便性向上を図れないかというところでございます。

○町長（荒木耕治君）

本町は、合併以前から鹿児島県電子申請共同運営システムに加盟をしており、電子申請が可能となっております。

現在、申請ができるものは、児童手当等に関するもの、学校給食費に関するもの等、11件が申請可能となっておりますが、実績はありません。

それは、本町には他の市町村より出張所数も多く、電子申請を行わなくても近くに窓口があるからとも考えられます。

また、住民サービスで長時間待つことのない窓口業務を実施しているからであると考えます。

また、予約をして来庁されたとしても、窓口で手続に来庁される方々は、個々に内容が違っているため、聞き取りをしながら手続を行うことが多いので、単に予約ができたから待ち時間が短くなるとは限りません。

また、職員についても、どこまで準備が必要なのか、逆に必要以上のものまで準備することになり、かえって手間がかかる場合も考えられます。

将来的には、来庁しなくてもスマホやパソコン等で電子申請ができるシステムの導入も含め、検討が必要と思われませんが、現時点で新しいシステムの導入は考えておりません。

○1番（岩川卓誉君）

本件につきまして、今、実績ゼロというふうにおっしゃいました。児童手当、学校給食等11件ですか。その事実を知らなかったものですから、実績ゼロだったらちょっと余計なことを言っているかなという気もするんですけども、2つ、ちょっと今、答弁の中で気になったことがあります。1つは長時間待つことがない窓口業務ができているというお話だったんですけども、私、実際、先日、とある方の婚姻の手続についていったときに、やっぱりたまたま混んでいたということもあったんでしょうけれども、1時間近く時間がかかったということはありません。あらかじめ来庁することが分かっていたら、時間短縮ができたんじゃないかなというふうには思ったんです。

例えば、今、横浜市で、婚姻とか出生とかだったり、ある程度これを出さなきゃいけないというのが分かっている手続というのがありますよね。そういう窓口手続をオンラインで予約することができるというのがあるんです。あらかじめどのような方が来庁されるかということが分かっていたら、個々に内容が違ってくるということですけども、婚姻だったり、出生というものは手続の方法も分かっていると思いますので、この方が来るんだなということが分かれば、職員が必要十分な準備ができて、待たせる時間も少なく

なるのではないかなというふうには思うんですけども、そういった点については御検討頂けないでしょうか。

というのが、例えば、これはオンライン予約システムを入れなくても、例えば、電話で婚姻で行きますとか言うておけば、誰と誰ですみたいな形でしておけば、こういうふうにできますよとか、そういったところも含めて御回答頂きたいと思います。

○町民課長兼地域住民課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えします。

届出につきましては、本人さんの現在は署名、捺印は大分省くことができるようになってきておりますけれども、本人さんが署名していただく、書いていただくということが一般的な、今、届出です。ですから、予約をされても、まず来ていただかないと手続的には終わりません。

その中で、やはり記入すべきところがあって、婚姻の場合なんかも法務局に届出をしますので、そういったところで、実際に書いていただきながら、ここはこういうふうにして記入してください、ここはこういうふうに書いてください、何日付ですというふうには、お客様と対話をしながら手続をして、一つの届出の書類を作るということになっていきますので、予約をされてきても、結局はそこで手続をしていただかないと今はいけないような状況ですので、なかなか予約をしたからといって、ぱっと来てぱっと終わるといった状況ではございません。

予約をしていて、前に来ている方たちが、先程言われたようにちょっと手続に時間がかかってとなると、せっかく予約をしてきたのに時間がかかっているじゃないのという、また逆の意味での苦情も受けることになると思いますので、今のところではそういう手続について予約を取るというのは、ちょっと色々まだクリアしなければいけない課題があるのかなと思っております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

予約をすれば予約優先だと思うんです。例えば、仕事で、もう昼休みの時間しか行けないから、この1時間でやりたいみたいな話が出てきたときに、そういう対応ができるかどうかちょっと分からない部分も、まだ研究しないといけない部分もたくさんあると思うんですけども、それができるというふうな形も、町民にとってはすごくありがたい部分が出てくるのではないかと、その提案をさせていただいたというところでした。

準備しておく書類とかも、来てから例えば出さないといけないものも結構あると思うんですけども、それもこの方とこの方がこの要件で来るというふうに分かっておけば、あらかじめまとめて準備しておいて、間違いのないようにできるのかなと思って。一回、

僕も経験したんですけど、出した後に電話がかかってきて、すみません、これもありましたみたいなこともたまにある。それはあって当然だと思うんです。人間ですからミスもするでしょうから。ただ、そういうのも予約制度というものを導入することによって、ミスも少なくできるのではないかなというふうに思いますし、御検討頂ければなというふうに思った次第でした。

ちょっと窓口から少し離れるんですけども、一つ、粗大ごみのことでちょっとお伺いしたいことがあって、ごめんなさい、通告していないんですけど、粗大ごみの予約制度を導入して、例えば、粗大ごみの家の前での回収なんかにはちょっと応用できないかなということを最近考えました。

あらかじめ予約すると、家の前に来てくれるというふうにしておけば、お年寄りだったりとか、トラックを持っていなくてステーションまでも運べないみたいな人たちに対しても対応できるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、事業者のほうも、あらかじめ回収する量が分かれば対応しやすいのではないかなと思いますけれども、そういったことについては、検討の余地はないでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

岩川卓誉君、通告にありません。

○1番（岩川卓誉君）

では、すみません。これはちょっと通告にないので、また個人的に伺いたいと思います。失礼しました。

2つ目、ごめんなさい、獣医の確保の必要性について、これは御指摘頂きまして、獣医というのは正しくは獣医師ということですので、獣医師というふうに発言したいと思います。

南部のほうは獣医師が閉業しました。ペットを飼っている方も多くいらっしゃいますけれども、獣医師の確保の必要性をどのように考えているか、御答弁お願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

平成期、本町の動物診療を担ってきた小動物臨床獣医師は、尾之間と宮之浦にそれぞれ1医院の民間動物病院を開業していましたが、そのうち、尾之間については、令和2年度に獣医師が不在となったことから、現在、宮之浦の1医院が小動物開業医として業を営んでいるところです。

犬・猫、小鳥など、人々の生活を豊かにするために、家庭で飼育する動物は、動物愛護思想などの普及により、愛玩動物として親しまれています。一般社団法人ペットフード協会による令和4年12月の実態調査によれば、国内における犬・猫の飼育頭数は、犬が約705万頭、猫は犬の飼育数を抜いて約883万頭と報告をされています。過去10年を見ると、犬は微減、猫は横ばい状態であり、本町においても、犬の登録数は550頭前後で

推移しています。

犬・猫の平均寿命は、過去10年で比較すると14から15歳とされており、それぞれ1歳前後寿命が延びているようです。人換算で約72から76歳前後で、高齢者医療も必要な年齢となり、また、各家庭でもペットから日本アニマル、伴侶動物として位置づけも変化しつつあることから、飼育者の求める獣医療の内容も複雑化、多様化していると言われています。

これら小動物獣医療をめぐる状況を考慮すれば、これまでどおり南部地域に動物病院が開業している状態が飼育者にとって望ましく、安心できるものと承知をしていますが、国や県が連携し、生産者等のニーズに応え得る獣医療を提供する体制づくりのための産業動物獣医師や公務員獣医師の整備ではなく、民間の小動物分野の開業となるため、現時点においては、島内唯一となった宮之浦の動物病院を有効に活用することが最も望ましいというふうに考えております。

○1番（岩川卓誉君）

今、北部のほうに1医院だけということになっていると思うんですけども、今年度から地域猫の去勢の手術の関係で、補助のほうも出していらっしゃる件で、今で何件程度実施されているかということをお示してください。

○生活環境課長（計屋正人君）

今年度から、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成事業を開始しました。現在のところ、5月1日からスタートしてございますが、6件申請がございまして、1件当たり10頭まで申請が可能となっております。

一応、申請から実績、確定したのが1件です。残り5件は申請があって交付決定をしたというような形になってはいますが、6件の総数としては47匹あたりということになっています。

要綱上、宮之浦の獣医師で手術を行う、島内の獣医で手術を行ったものが対象ということにございますので、今現在6件の申請のものは、全て宮之浦の獣医師に執刀をしていただくというような形になります。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

屋久島町に動物病院が1か所になったという現状でありますけれども、我が家も実家で大型犬を飼っています。何かあったときには非常に頼りにして、大変頑張っていただいているというふうには思っていますけれども、やはり、屋久島中のペットが集中してしまっている状況にあるのかなというふうにお見受けをしています。

それに加えて地域猫の去勢手術だったりとか、狂犬病注射等もそうですよね。という形で、お仕事もかなり多くなってきているのではないかなというふうに思うんですけれ

ども、こういった状況について、現在の動物病院側から町のほうに、何かしら相談といったものは今までなかったでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

飼い主のいない猫の不妊手術の助成事業を始める前に、宮之浦の先生とは十分な打合せをしてございます。先生が体力的にもちょっとできないよということになれば、やはりちょっとこの要綱の在り方を考えなくちゃいけない、再度検討しなくちゃいけないという状況になりましたので、事前に十分に協議を行った上でゴーというような形になってございますので、現在、先生のところから、すごく今多くてというようなお話は承ってはいないところです。

○1番（岩川卓誉君）

大変頑張っていて、先生にもなかなか言いづらい部分もあるんですけども、
○○
それは多分、お一人で見られるのが大変ですし、大きいと暴れたりするものですからというのもあると思うんですけども、そういう現状がありまして、そういった点に関して、例えば、それで僕たちは鹿児島に犬を連れていかなければならなかったりという部分もあるんですけども、自分たちで飼っている犬なので、もちろんそれはしなければならぬんですけども、そういった家庭もなかなか多くなってきているのかなというふうに思っています。

手術だったり、できる手術、できない手術があったりしますので、そういった点もあるのかなという中で、例えば、獣医師会さんなんかには相談などをして、町から旅費とか日当をお支払いするような形で、屋久島とか、あとは獣医師がいらっしゃらない口永良部島なんかにも医師を派遣するようなことだったりとかということは、御検討頂けないでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

あくまで民間の動物病院になりますので、経営をするオーナーさん、もしくは獣医師さんが、診療対象の小動物を決定するのだらうと思います。宮之浦の先生にちょっとお話を伺いました。基本的に、犬・猫は全部見られていらっしゃるんですかねというお話を、ちょっと担当を通して聞いたところ、基本、大型犬も見ていますよというお話でした。ただ、今、議員が言われるように、どうしても場合によって診療できないこともある。それが、飼育者さんが落ち着かせようとしても、どうしても暴れてしまう。あとは、怯えて、飼育者さんや獣医師さんも攻撃するような状態の犬であれば、やはりどうしても難しいときがあると。今、議員がおっしゃったとおり、島の診療ではちょっと対応できないようなものももちろんあるというような御回答でございました。

基本的に、大型犬であろうが中型犬であろうが、なかなかそういうような興奮状態で

あれば、やはり見られないのかなというふうには感じているところです。ただ、議員が言われたように、やはり飼い主さんの責任といったところがございますので、それが町の1軒の動物病院で対応できない場合には、やはりその責任を果たしていただいて、動物愛護の基本にのっとり、種子島なり鹿児島で見えていただくしかないかなといったところです。

実際、口永良部の動物について、ちょっと私も全然頭になかったものですから、そこについては、また持ち帰って検討する余地はあるのかなと思っています。もし、島内で小動物医がいなくなった場合、狂犬病の注射をどうするのということになります。その場合は、当然、今、議員が御指摘していただいたとおり、県の獣医師会に依頼をして、来ていただいて予防注射のほうを施行していくということになろうかと思っております。狂犬病の注射は、当然、口永良部島のほうに宮之浦の先生が行って、行っているわけですので、そういったところも少し検討はできるかなと思っていますが、今々、すぐすぐそういうような対応ができるかと言われれば、ちょっと困難かなと思っています。

○1番（岩川卓誉君）

すぐに、そういう旅費を用意してくれとか、そういうつもりも僕もないんですけども、例えば、今、動物病院が1医院しかないという現状を踏まえて、やはり10年後、20年後というところを見据えて、色々今から準備をしておいていただければという思いで、この質問をさせていただいたところですので、何とぞよろしく願いいたします。

では、最後になります。町民と膝を交えた意見交換会の取組についてということです。

令和4年3月定例会の施政方針で、町民と膝を交え意見交換をするというふうにおっしゃってございましたけれども、具体的にどのように取り組んだのかお示してください。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第1回定例会施政方針の中で、様々な政策決定において町民に理解を頂く努力が足りないという自覚の下、町民との意見交換を行うことを表明いたしました。実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、比較的感染状況が低い口永良部島において、6月28日に開催いたしました。

意見交換では、新岳噴火警戒レベル引き下げに伴う入山規制の緩和や、町が行う事業についての説明を行い、島民と意見交換を行い、貴重な意見を頂き今後の事業推進の参考とさせていただいたところです。

また、町が把握していない比較的小規模な修繕などの要望があり、早急な対応を指示したところであり、住民との意見交換の重要性を再認識したところでもあります。

また、屋久島島内においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せない中、様々なイベントが中止になる状況であったことから、町民の安心安全を守るべき立場の行政が、感染拡大を招くおそれがある会議は開催できないと判断し、リモートでの開催

を模索いたしました。口永良部での経験を考えますと、直接、顔を合わせての意見交換が重要であると判断し、他地区での開催は断念せざるを得ない状況となりました。

しかしながら、庁内全ての課において、課長、統括係長を対象として住民から寄せられた意見やそれぞれが持つ課題について意見交換を実施し、本年も5月に実施したところであり、課題を共有し解決に向けた協議を行いました。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、イベントの再開や人の交流が増える中、町内においても感染状況が落ち着かない状況ではありますが、町民の声を聞くことは重要なことと認識をしておりますので、本年度の開催についても、状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（岩川卓誉君）

今年度の開催について、状況に応じてということですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今の御答弁の中で、コロナの合間を縫ってという形で実施したというふうに発言があったかと思えます。町長、コロナをちょっと理由にしないでいただきたい部分がありまして、施政方針の中で、「2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施することができませんでした。本年度におきましては、どのようにしてもこのことを実行してまいります」というふうにされていらっしゃいます。このことというのは、町民と膝を交えて意見交換会ということですよ。今、くしくも答弁の中にございましたけれども、リモートでやるという方法もあったと思えますし、これは施政方針というのは町民へのお約束事ということになると思えますから、ぜひ実施していただきたいなというのが私の率直な思いです。

この件につきまして、屋久島町の長期振興計画に、町民からの課題として話合いの機会が少なく、住民間や行政との意見交換がしにくいというふうな一文が載っていますが、町長、これを御覧になられたことはありますか。

○町長（荒木耕治君）

ありますし、さきの選挙でもそういうものが結果に現れたんだろうと。昨日も言いましたけど、そういうものは十分に感じておりますから、反省をして今度やろうということでした。いいですね。

○1番（岩川卓誉君）

同じ長期振興計画の中に、それに対する具体的な施策という形で、まちづくりミーティング等、定期的な話合いの開催に取り組みますというふうに書かれております。今の御答弁では、やはり定期的な話合いの開催というものがなかなかできていなかったのかなというふうに思うところです。

合併から15年がたって、その行政が遠のいているだったりとか、話を聞いてもらえな

いというふうな声はやっぱり大きくなっているように思います。直接話すことで、町民のお困り事ということが見えてくるわけですから、こういった点についても、ぜひ本気で取り組んでいただけたらと思います。

私のほうからの質問は以上になります。

○町長（荒木耕治君）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、岩山鶴美君に発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

皆様お疲れさまです。7番、岩山です。

梅雨に入り、あちらこちらに鮮やかに咲くアジサイの花が、雨の中、生き生きと輝いて見えますが、その反面、蒸し蒸しとした湿度の高さや、日々の気温差などによる健康面に気をつけなければならないときでもあります。台風3号も発生していますし、今日も一日、大雨の予報です。

この時期、やはり気になるのは災害のことではないでしょうか。毎年、豪雨による災害が多い時期でもあります。また最近では、全国各地で大きな地震も頻繁に起きています。

同僚議員と内容がかぶりますけれども、先月5月16日、我々議員は町村議会議員研修会において、住民の自助、共助による避難所運営と題して、熊本県西原村議会議員であり、消防団員でもある堀田直孝氏の体験を聞くことができました。

当時、税務課長であった堀田さんは、役場を早期退職されて議員になられた方でした。平成28年4月14日に起きたマグニチュード6.5、最大震度7の大地震が襲ったその瞬間から、約800名の避難所での生活の内容、日々のことを事細かに丁寧にお話しされました。必要のない人は一人もいないと、様々な職業の人が役割分担をする、得意分野を生かすことで、スムーズな避難所運営ができたそうです。被災して落ち込むのではなく、前向きに生きていくその姿勢が、笑顔の多い避難所となり、奇跡の避難所、明るい避難所と言われるようになって、メディアにも取り上げられました。この熊本県阿蘇郡西原村をお手本に、いつ起こるとも分からない災害への備えを、屋久島町に生かさなければいけないと強く思ったのは、きっと私一人ではありません。

そして、被災したそのとき、議員である我々は何をすべきかと問われました。それは、日頃からの知識の備えであると、声高に言われたことが心に残っています。大変貴重な

講演でした。この内容を、私なりに女性団体や集落、各グループや友人たちにも伝えていきたいと思っています。

さて、今回の私の質問は、1番目に、町の保健室構想について、2番目に、選挙に関わる期日前投票所について、3番目に、屋久島町民歌と町民歌体操についてであります。

1番目の町の保健室構想については、2階の子育て支援センターの部分が7月に開所されるとのことで報告を受けています。大変心待ちにしていますが、1階に関してはどうなっているのか大変気になるところです。今後の予定を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えします。

島の保健室構想につきましては、令和元年9月に、社会福祉法人暁星会相談支援センターやくしまより、福祉の拠点づくり、相談窓口の一元化を図ってほしいとの要望を受け、また、安房支所の利活用についての協議結果として、福祉分野における活用の方向性であったことから、取組を進めてきた経緯がございます。

その後、令和4年度の町の主要施策の一つとして、島の保健室構想を掲げ、福祉支援課において協議を行い、1階フロアは相談支援センターやくしまの移転も含めた福祉の拠点施設に、2階フロアは子育て支援の拠点として事業展開を図ることとしました。

なお、2階については、現在、子育て支援センターとして整備中であり、開所に向け準備を進めているところです。

御質問の1階部分の進捗につきましては、改修工事に伴う設計までは終了しておりますが、工事に着手できない状況にあります。その理由としましては、1階の工事予定箇所には、屋久島観光協会事務局があり、工事着手するためには事務所を移転頂く必要があるためです。

なお、観光協会の利用形態としましては、屋久島町総合センターは町の財産であるため、行政財産の使用許可を1年単位で更新し、使用料を頂いた上で借用する形態を取っております。

観光協会事務局の位置は、町の観光行政を推進する観点からも非常に重要でありますので、観光協会の意向も伺いながら検討してまいりましたが、移転先の決定に至っていない現状にあります。

部分的な工事の着手についても検討しましたが、工事に伴う騒音の影響や費用増加の懸念もありますので、引き続き、移転先の調整を行い、できるだけ早期に解決できればと考えております。

○7番（岩山鶴美君）

この問題に関しては、私は3回目の一般質問となります。

今、町長から回答を頂きましたけれども、私も1階厨房の部分、それから観光協会奥の部分というのが、設計図が出来上がっているというのを知らなかったです。厨房の部分に関しては設計図を見せていただきました。そんなに準備が整っているにもかかわらず、じゃあなぜとなったときに、今、町長がおっしゃられたように、観光協会の移転の問題があります。

今、町長が答弁していただいたにもかかわらず、4月には観光協会との契約をまた取っておりますよね。その辺については、この島の保健室構想の準備をするので、設計図もできているのでという内容を説明して、観光協会にはそういう説明が行っているのかどうかということをお教えください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

移転に伴う交渉につきましては、福祉支援課のほうで進めているところですが、観光まちづくり課としましても、この件は状況を把握しておりますので、御説明をさせていただきます。

昨年7月に、町長のほうより観光協会のほうに伝えまして、内容としては、令和5年3月末決算後をめどに観光協会の移転を進めてほしいという旨、お願いをしたところでございます。

昨年、観光協会の理事会の中で、付議事項として、屋久島町島の保健室構想に伴う協会移転について協議がなされまして、町からの移転申入れに対し、協会としましては、移転先として第1案に南日本銀行、第2案に屋久島事務所、旧福祉事務所のところを考えているとのことでありました。屋久島事務所につきましては、日高県議にも打診をし、進めていたようではありますが、観光客を上まで歩かせるのはという意見もありまして見送ったようでございます。

その後、屋久島環境文化村センターが毎年公募しております、以前飲食スペースで利用されておりました場所が、長らく応募がないことから、県のほうにお願いしまして、協会の方へ打診をいたしましたが、ちょっと広過ぎるということと、現在の観光案内所が中にありますが、そちらのほうは無償で借りているようでありまして、新たにそのスペースを借りるとなれば、テナント料のほうは月12万円かかるということで、幾らか減免があるにせよ、高いという理由から断ったようでございます。

また、第1案にありました南日本銀行につきましては、町のほうに無償譲渡でというお話があったようではありますが、政策推進課に確認しましたところ、非常に建物の状態がかなり悪くて、手を入れるには相当な改修が必要となることから断ったと聞いております。

将来的には、屋久島空港の延伸に伴いまして、併せましてターミナルビルも新築されると思われまので、当然、そこに拠点を置くことが観光協会にとりましても最善ではありますが、それまでの間、移転先をどこにするかということになるわけですが、先日、協会長のほうとお話しした中では、現在の役場安房出張所の事務所、そこでもということもございました。その場合、今のスペースよりは狭くなるので、物を置く場所を別に借りられればということで、それであれば、移転費用などもそれほど発生しないものと考えられますが、出張所をどこにするかという問題も出てまいりますので、そのあたりを含めまして、町としましても一緒に検討していければと思います。

○7番（岩山鶴美君）

今、課長が色々説明されたんですけれども、月々12万円の家賃の場所、それがちょっと今、把握できなかつたんですけれども、そこをもう一度説明してもらっていいですか。その場所です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

環境文化村センターの中にあります。宮之浦の村センターです。

○7番（岩山鶴美君）

今、色々説明をありがとうございました。

ずっと島の保健室構想をみんなで盛り上げてきたここに至って、観光協会が問題になっているということで、観光協会さんも大変重要な位置だということは私も常々申し上げてきました。ただどこに来て、やはり場所だけの問題であるというふうに、今のお話の中から伺えるんですけれども、安房のAコープの中に、以前食堂をしていた、その場所は、今、言われた中にありましたか。今、空いているんですけど。今、課長が言われた中にはありましたか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

その件は、今、ここで初めてお聞きしました。以前、Aコープ、エコタウンの入ってすぐ右に事務所を置いておりましたが、あそこではなく、別な飲食スペースということですか。そこが空いているということ。それはちょっと検討はしていないと思います。

○7番（岩山鶴美君）

今、安房のAコープの食堂をしていた部分が空いています。あそこはガラス張りで、しかも大変見やすい場所。トッピーから降りてきても、観光客も便利な場所。以前、Aコープにあったところは大変狭かったです。だけど、今の場所は空いています。

私は、ちょっと何で役場が契約更新したんだろうというのがあったので、契約書を見せていただいたんです。その中には、やっぱり（13）の①に、公用または公共用に供するために必要が生じた場合には、許可を取り消すということもうたわれています。

観光協会さんも、こういう町の構想の説明を受けて協力してくれないということはない

いと思いますので、まずそこが問題であるのであれば、やはり安房のAコープのことも考えていただいて、とにかく一日も早くこれが進んでいくということを願っていますので、やはり町が交渉するしかないなというふうに思っています。

あと、南日本銀行の話が出ましたが、町長にお聞きします。町長は、私もそこがうまくいけばいいなと思っていたのですが、もう尾之間支所の耐震とかを見ていただいたプロの方たちにお願ひしましたよね。そういう方たちに、そこを見ていただくという気持ちはないのでしょうか。もう南日本銀行は、もう使えないというふうに、もう割り切ったというふうに捉えるのでしょうか、その辺を教えてくださいたいのですが。

○政策推進課長（三角謙二君）

私のほうで、南日本銀行の本店とこれまで協議を進めておりました。最終的には、全て寄附をしていただくという機関決定の直前まで行っておりました。ただ、その際、ATMだけは今の現状がということで協議を進めてきまして、そうすると、ATMのセキュリティーの関係があるので、そのセキュリティーの部分はどういうふうに責任分担を負うかという部分で、実際に現場のほうに建築士と行ってみました。最初の協議の頃は使える状態に思えたんですけども、最終的に現地に出向いたときに、2階にもう雨が3cmぐらい、1階のフロアは屋根が全部落ちた状態ぐらいまでひどい状態になってまして、これをまずするとすると、もう電気系統から雨漏り防止まですると数千万円はかかるという見積りも出たものですから、御丁寧にお断りをしたという経緯があります。

○7番（岩山鶴美君）

それは御丁寧にお断りしたということで、ラインを引いたということですので、それはもうしょうがないなと思います。

町長も御存じのように、安房支所で子ども食堂を有志の方たちが始めてくださって、本当にそこを使って1か月に1回ですけれども、子ども食堂が始まりました。そういうこともあり、あと、6月1日に町長は所用でいらっしゃいませんでしたけれども、コロナ禍で長くできなかったしゃくなげ未来館の総会に副町長が出席してくださいました。役場からも保健所からも出席を頂いて、本当にありがとうございました。

副町長が御挨拶の中で、安房支所のあの場所に島の保健室と書いた大きな看板が掛かれるのが楽しみですと言われてたときに、何かもうわくわくするようなお話をされたんですけども、しゃくなげ未来館の活動というのは、安房の体育館の後ろにある旧安房小学校の校舎の一部をお借りしています。私が安房小学校5年生、6年生のときに使っていた教室です。もう何十年になるんですかね。それで、35年、そこで活動していますけれども、皆さん、そんなに長く使うと大変居心地がいいんですけども、トイレは安房支所にみんな通っている状態です。

そんな中で、やっぱり副町長もそこにずっといないで、島の保健室構想の中に入れる

といいねというお話をされました。本当にそのとおりで、待っている人たちもいるんです。福祉関係の人たちも、一日も早くそういうところがあればいいね、いつでもどこでもそこに入れるところ、悩みを相談して受けてもらえるところ、そういう人たちがいるということをしっかり頭に入れていただいて、ちょっと南日本銀行に関しては大変残念でしたけれども、頑張っただけで進めていっていただきたいと思います。

やっぱり設計書までできているということに関して、やっぱりありがたいですので、一日も早く実現できるようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問なんですけれども、選挙に関わる期日前投票所について、期日前投票の場所を、本庁だけではなく、ほかに考える予定はないかを伺います。

○選挙管理委員会委員長（鎌田富士雄君）

選挙管理委員会委員長の鎌田富士雄です。岩山鶴美議員の質問に対しお答えいたします。

御質問は2点でございますが、まず1点目の期日前投票所の増設についてお答えをいたします。

令和元年第3回定例会において、大角議員からも同様の質問がございましたが、直近の選挙までのデータをお示ししながらお答えをいたします。

本庁舎に移転した令和元年5月以降の選挙において、これまで2か所あった期日前投票所を1か所にしております。

経緯については、分庁方式から本庁方式移転に併せ、選挙管理委員会として判断をしております。

ただし、選挙管理委員会のこの決定は、著しく投票率の低下につながるようであるならば再検討は必要だと、令和元年にも答弁をしております。

令和元年の本庁舎移転前後の投票率の推移を見ますと、配付の資料にありますとおり、国政選挙、県執行選挙及び町執行選挙にも著しく低下しているとは判断しかねる現状です。期日前投票の利用者も各種選挙でばらつきが見られるものの、1,500人から2,000人の投票者で推移しております。

選挙管理委員会としては、投票率の費用対効果など総合的に見ても、ひとまず定着してきたのではないかと認識しているところであります。現時点では、現状を維持していきたいながら、引き続き、投票率の動向を注視していきたいと存じます。

○7番（岩山鶴美君）

今日は、選挙管理委員長の鎌田さんに御足労頂いてありがとうございます。

2番目の、屋久島町は地理的にも広く、例えば車での移動式投票所が必要と思うが、どのようにお考えかということに関しても、回答がございましたら、続けて言っていたいてもよろしいでしょうか。すみません、お願いします。

○選挙管理委員会委員長（鎌田富士雄君）

次に、2点目の、移動式投票所の設置についてお答えいたします。

まず、御説明いたしました、投票所の設置については、当委員会としても屋久島町は地理的に広いことから慎重に判断を行っております。現在の形である期日前投票所1か所、当日投票所23か所を設置するところであります。

集落でいえば、安房と松峯が1か所、麦生と高平が1か所、本村と湯向が1か所としております。そのほかは、1集落1投票所を設置しております。

御質問の趣旨としては、投票弱者の配慮としての御提案だと認識しております。全国的にも、一部見られる高齢化と交通弱者への投票環境改善策が幾つかとられているところでもあります。本町においても、平成23年から、口永良部島の投票所において、投票環境改善策の取組を行っております。

口永良部島は御承知のように、繰上げ投票となりますので、その繰上げ投票日に、湯向地区の住民を対象に、自宅と投票所を送迎する移動支援業務を、湯向地区の方に、車両借り上げという形でお願いをしているところであります。ちなみに、国政選挙の交付金算定に、移動支援経費が加算されたのは、平成28年7月の参院選挙からであります。

御質問の移動式投票所ですが、現在、県内6市において、移動式投票所が設けられているようです。いずれも合併地であり、合併後に投票区の再編を行い、投票所が廃止されることとなった地区を、1か所あたり30分から2時間の範囲内で巡回して、投票所を開設しているところであります。

このように、移動期日前投票所を設けている市は、当日投票所を統廃合することで、財政面の負担を軽減する代わりに、投票所が廃止された地域に移動式期日前投票所を開設しているところであります。

本町の現状は冒頭で申し上げましたが、限られた予算で投票率の著しい低下を招くことなく、投票所の設置を行っております。

議員がおっしゃる移動式投票所を開設することになると、そこに係る人員確保などの経費を考えると、当委員会としては、先行して取り組んでいる自治体のように、既存の投票所の統廃合も検討しなければならない問題だと考えます。したがって、現状としては、投票所の統廃合論が上がっておりませんので、まだ先の課題だと判断している状況であります。

○7番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。4月9日に行われた県議選の前の3月末ぐらいの南日本新聞だったと思うんですけども、一面に大きな文字で、「期日前投票所が大幅増、前回比1.6倍、233か所設置」という記事が目に入りました。

内容は、43市町村が最低1か所は設けなければならない常設分を除く増設分は233か

所に上り、前回2019年、144か所の約1.6倍になる。利便性を高めようと、大学や商業施設などに置く動きも広がっている。9市町が前回より増やす、一方、減るのは屋久島町のみ、19年に完成した新庁舎1か所に集約するというものでした。

この「一方、減るのは屋久島町のみ」という文字を見たときに、やはりまさか、何でという、本当にやっぱりというか、そういう寂しい心境になったのです。色々調べてみると、今、委員長が言われたように、色んな形を取っているところがあります。

事前に、町長と選挙管理委員長には、この移動式期日前投票の初めて取り組んだ島根県浜田市の資料と、あと、総務省が出している資料の九州編だけをお渡ししてごきます。その中を見ていただければ分かるんですけども、私は今、北海道から九州までのを持っているんですけども、やはり島根県の浜田市という移動式投票所に初めて導入したところを見ると、今、委員長も言われましたけれども、合併をしたりして投票所が少なくなっている云々ということも入っているんですが、浜田市については、経費についても32万7,000円という、経費はそんなにかかっていませんよというのをアピールしてごきます。色々写真も入って、車もこういうのを使いましたよと、公用車がここにはあったから、こうこうですよという中を見たときに、じゃあその結果はどうだったのかというのが、住民に大変好評であったということなんです。

今日、先程頂いた資料を見たときに、やはり投票率というのはパーセントは下がっています。皆さんのお手元にある資料で分かるように。それで、屋久島町は納得するのかと、やっぱり私は申し上げたいのです。

もう一つの資料は、私が事前にあげた九州の伊佐市、それから薩摩川内市、南さつま市、南九州市、阿久根市のことを後ろに書いてごきます。これは、投票所の統廃合を行った上に実施していると書いてありますけれども、だからといって、屋久島町が該当を外れるというわけではないと思っています。

本町で、移動期日前投票所を実施した場合の方法や課題というのが表にありますけれども、これで、何で屋久島町ができないのかなという疑問があるんです。この二重投票を防ぐためのチェックが最重要、移動する車が、もうネットワークができないとかというのがあるんですけども、ほかのところを見ると、携帯電話で本庁に置いてある選挙管理委員会と連絡を取って、それで実施している部分というのがかなりあるんです。

だからそういうことを踏まえて資料をお渡しして、皆さんもうそれは、選挙委員の職員はじめ皆さん町長も御存じなことと思って資料も出した次第なんですけれども、選挙管理委員会では、出前授業で高校生とか、何か小学校とか中学校にも選挙の出前授業に出向いていらっしゃるよ。その出前授業は物すごくありがたいことだと思えるんですけども、全国で見ると、秋田県とか、それから福島県、そして茨城県、これはやっぱり学校が多いところというのもあるんですけども、もう出前授業を通り抜け

て、選挙カーが学校に出向いているのです。選挙カーというか出前の移動式の車が。そうすると、職員も一緒にそこで投票ができるという。やっぱり初めての高校生は、1人で行けるのか、友達と行くのか、親と行くのか、実際どうなっているのか私も分かりませんが、投票率が前回もワースト6位ということで、大変低い結果が出ている。それを考えると、向こうから来るのを待つんじゃなくて、こっちから出かけていくというのを、全国でやっているところをいいところをまねしてほしいなというのがあるんですが、その辺の考えは、今、やっぱり委員長が言われたとおり、予定はできないというふうになりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

選挙管理委員会の事務局長という立場でお答えさせていただきます。

先程も議員が言われましたように、確認作業というのが最も重要になってきます。尾之間、宮之浦、以前、期日前投票をしていた際も、システムを使いながら二重投票をさせないというような体制をつくってやっております。現在もシステムは使っておりますが、移動をするとすると、外部からの接続を一切禁じていますので、システムにつながらないというのがあります。そこを電話で確認をしながらやっていくという方法も確かにあるかと思いますが、本町の場合、期日前投票所が1か所でございます。1か所で集中する場合がありますので、その確認が取れるかどうか、ちょっとそこは今から検討はしていかないといけないところだとは思いますが、今後、システムの改修等によって外部からの接続が可能であれば、そういうところも含めて、また委員会のほうで検討していただきたいなというふうに思います。

○7番（岩山鶴美君）

今、課長が言われたことも分からなくはないです。先程委員長からも言われましたけれども、この期日前投票については、令和元年の第3回定例会でも同僚議員からの一般質問でもございました。

その中でも言われていましたけれども、やはり距離的なもの、屋久島の距離的なことを考えると、やはり栗生から40km、永田から30km、屋久島の地形でありながら、やはり本町に1か所というのは、私もそうなんですけども、当日の投票を今はしたことがないです、ほとんど。もう当日は何があるか分かんないから、もう期日前をするという。年齢が高くなるほど当日は何があるか分かんないから早くしとこうという気持ちも出てくるんです。そうしたときに、車がある人は子どもさんに頼めたりします。だけど、親戚だったり他人だったりすると、頼みたくても頼めなかったり、あと、若い人は車を運転する人は、じゃあちょっとここに買物に行くついでにしとこうという人たちはできますけれども、そうじゃない人たちのことを考えると、昨日も町長が言われていましたけど、できないものをできるようにする、そして弱い地域のためにやるという、町民の幸せの

ために働くということを考えたら、最初にやることは大変なことですけども、やってみてくださいよというのを言いたいです。

やってみて、何が難しかったのか大変だったのかというのを皆さんにお伝えしていただければ、そうなのかなという納得しようもありますけれども、まずやる努力をしていただきたいなという思いがありますので、それをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

3番目に、屋久島町民歌と町民歌体操についてです。

町民が自分たちの故郷の歌としてしっかり浸透するためにも、朝や3時の防災無線に流すことができないかを伺います。

あと、2番目も一緒でもよろしいんですけど、町長、別ですかね。すばらしい町民歌体操が出来上がっています。これを役場と町民が一緒になって健康づくりに取り組むことが、町の活性化につながると思うが、その有効活用について伺います。

○町長（荒木耕治君）

1番目は私のほうから、2番目は教育長のほうから答弁をさせていただきます。

防災行政無線は、地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急、救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局として、総務省より許可を受け運用をしており、本町におきましては、行政情報のほか、交通情報の提供等を行っております。

議員御質問の町民歌の放送につきましては、平成25年頃に世界自然遺産登録20周年記念歌として発表された、細川たかしさんの「屋久島」を放送しておりましたが、住民からの苦情が多く、放送を取りやめた経緯があります。

防災行政無線は、放送文が長い場合や、繰り返しの放送などにより放送時間が長くなることに關し、相当数の苦情を受けていることから、なるべく簡潔に、回数も制限しながら放送を行っている状況です。

また、このような状況の中では、議員御提案の防災行政無線での町民歌の放送は、なかなか難しいものだというふうに考えております。

町民歌につきましては、町のホームページで視聴可能であり、本年は新型コロナウイルスの5類への移行によりイベントが再開され、町主催のイベントも数多く計画されておりますことから、イベントでの町民歌の放送により、広く町民に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（塩川文博君）

町民歌体操についての御質問にお答えいたします。

町民歌体操は、町スポーツ推進委員が中心となりまして、令和2年に創作したものでございます。町民歌を広く町民の皆さんに知ってもらいたいということ、健康づくりに

も寄与したいとの思いから、町民歌に合わせて体操を創作したものでございます。多くの人が気軽にできる体操となっており、立ったままでも、椅子に座ったままでもできる体操となっております。

当初は、普及に向けた取組を行う予定にしておりましたが、コロナ禍でもあり、現地に出向き指導するなど対面での活動ができずに、インターネット動画で配信を行いましたが、再生回数も伸びていないことから、本年度は町民歌体操を周知する取組に重点を置くこととしております。

なお、その取組の一環といたしまして、10月1日開催予定の町民体育祭開会式で、町民歌体操を準備運動として行う予定にしております。町民の健康づくりの一環として、町民歌体操を創作しておりますので、これからは、町スポーツ推進委員も集落に出向き、普及啓発を図る取組を行い、町長部局とも連携を取りながら、町民の健康増進につなげたいと考えております。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

お二人に答弁を頂きましたけれども、町長の答弁に対しては全然納得がいかないです。町長、この町民歌は歌えますか。知っていますか。流れれば歌えますよね。それと細川たかしの屋久島の話が出ましたけど、全然違います。細川たかしの屋久島を流したのもどうかと思っています、私は。それは苦情が来ますよ。何だろうと思う。私もちょっと記憶になかったので、細川たかしの屋久島が。もちろんいい歌ですよ。私たちも細川たかしの後ろで踊った経緯があるので、大変いい歌だというのは分かっていますが、全然違うことをやっているなという役場はって、それを思っています。

この町民歌は、今、言われたように、平成19年の10月1日に上屋久町と屋久町が合併したときに出来上がった町民歌なんですけれども、当初はやはり出来たての歌でありましたから、防災無線で流れていたというのを私は記憶しています。

でも、今、コロナ禍もあって、町体も先程教育長が言われましたけれども、実施できなかったこともあったので、聞くこともなくなって、とても遠くなっているような気がするんです。今回、町民歌体操ができたということで、私はこれをやっぱり普及しなければいけない、みんなが知らないといけないなと思って今回の質問をしています、みんなそんな歌、町民歌ってあったっけ、どんなのだったっけとか、本当に寂しい、知らない方もいっぱいいるんです。

今、防災無線で流すと云々と町長の答弁がありましたけれども、これ、防災無線で流しても、もう心が洗われるような、本当に実にすばらしい歌詞であって、曲だと思っています。聴いただけで、けんかしていても気持ちが優しくなれる、癒される、本当にメロディーで、私は大好きです、これ。もう作ってくださった方に心から感謝しているん

ですが、1番から3番まで全部いい歌詞なんですけど、その中でもやっぱり、私は特に2番目が大好きです。本当はここで歌いたいですけど、許可。

○議長（石田尾茂樹君）

どうぞ。

○7番（岩山鶴美君）

「揺れる石楠花 遊ぶ屋久鹿 浜にウミガメ 命の島よ 明日の希望に ころろ震わす 子供らの目に 今何を映す ここが故郷 愛する島で たくましく生きる 屋久島町」（拍手）

ごめんなさい、声も悪くて音痴なので、こんないい歌を防災では流せないとか、屋久島町民でいながら、屋久島町民歌を知らないとか、これを作ってくださった方に大変失礼だと思いますし、これ、今、私が歌ったところは何で好きかという、ここがふるさと愛する島でという、これ、屋久島の私たちのふるさとの歌なんです。そういうふるさとの歌にしなくちゃいけないのに、知らない人が多い。屋久島町民歌の体操ができていながら、これをじゃあ今から広めていきましょうというときに、私は防災無線で流してくださいという提案はしていますけれども、オルゴールバージョンもあるんです。だからそういうことを考えて、これ、町長、大切なことだと思いますよ。

町を活性化するこの屋久島町民歌体操ができたことによって、また再び、町民歌をみんなが自分のものとして、ふるさとの歌として覚えてもらうということに関して、ぜひ防災無線で、オルゴールバージョンでも、この歌のバージョンでもいいです。今の私のような声じゃありません。とつてもすてきな声の人が歌っています。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

個人的には私は流したいと思っております。だけど、ニーズが色々ありまして、今も議場で拍手をした人、しない人、色々いますから、なかなかそれは難しいのかなというふうに思っております。

実は、まつばんだも流したことがあるんです、夕方。まつばんだ。あれも非常にいい歌。私は個人的には、やっぱり古い、町民歌に勝るとも劣らない歌だと思っております。あれでも苦情が来るんですよ。それで、あれも屋久島高校の吹奏楽部が作ってくれたやつなんで、非常に、私個人はそうでしたけれども、なかなか難しい世の中になっているなという思いはあります。

ですが、今、議員の熱い思いはしっかりと受け止めて、少し内部で再度また検討をさせていただければというふうに思います。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○7番（岩山鶴美君）

まさか歌うことになるとは思わなかったんですけども、まだ教育長のところまでたど

り着かないでいるんですが、町民歌を覚えるに当たっては、例えば、私たち商工会女性部は、会が始まる前に商工会の歌を歌います。町女性連は婦人会の歌を歌います。町に関しては、区町連絡協議会とか行政事務連絡会、民生委員なんかもどうなんですか。あと、色んなグループがありますけれども、やはり会の始まる前に町民歌を流していただいて、覚えて一緒に歌う。そうすると、最初に歌を歌うと気持ちがリラックスして、会合もスムーズに私はいくと思っています。

色んなやり方で、これ、みんなに浸透していければなと思っておりますので、防災無線はぜひお願いします。町長が、今言われた、うるさいと言われた人たち、うるさいと思うんだったら切ってくださいって言うっていいんじゃないですか。防災無線を。外ですか。もうそんなこと言ったら何でもきりがないんですよ。分かりました。

町民歌については、教育長の回答の町民歌体操に移りたいと思います。

まず最初に、日頃から地域のスポーツ振興のために御尽力されているスポーツ推進委員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。これ、先程教育長が言われたように、スポーツ推進委員が中心になって、町民歌に合わせて誰もが踊れる体操を考案してくださいました。

実は、5月14日に、屋久島町の地域女性団体連絡協議会の総会がございまして、来賓で町長も教育長も来てくださったのですが、所用があったのか、すぐ、御挨拶があったらお帰りになったんですけれども、一番最後に、初めて私たちはこの町民歌体操をしたんです。その日が初めてでした。社会教育課長は御一緒してくださいましたけれども、そのとき初めて体験して、何かすごく音楽もいいし、色んな細かいところ、椅子に座ってもできるし、トビウオや色んなのが出てきて、それに合わせた覚えやすいように、認知症予防のことも入っていたりして、大変いい体操になっていました。

やはり、これも町民歌と一緒に、先程答弁がありましたけれども、みんなで広めていって健康づくりにつながればいいなと思っています。

防災無線のことは、3時にそれを流すと、役場職員もそこで休憩して踊る、踊るといふか体操、これ踊る体操なんです、笑わないでください。踊る体操なんですから、覚えて、健康づくりのためにやるべきだと思うんですが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

3時は北部は流れないんです。南部のほうだけ流れる。防災無線。

○7番（岩山鶴美君）

それはどっちでもいいんですけど。だから、流れていないんだったら流してくださいという思いですよ。3時のサイレンが流れないってこと。（発言する者あり）それ……。

○町長（荒木耕治君）

合併をしていますから、南部の人たちは朝が早いから6時に鳴るんです。北部は朝が

遅いから7時なんです。昼間鳴らないというのは、生活が、小さい頃から屋久島電工という会社が3勤交代なんです。その時間帯に寝ている人がいるとうるさいと言われていて、そういう関係で時間がちょっとずれているというのはある。それは了解をいただければと思います。

○7番（岩山鶴美君）

分かりました。できる範囲で、できる人たちがやるというのが大変理想だということが分かりますけれども、できるんだったら、北部の方もやはり3時に本当は体操をして、みんなで健康づくりで屋久島町を盛り上げていければと思いますので、その辺はここにいらっしゃる皆さん、一緒にやっっていこうではないですかと申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません。1件だけ議長よりお伝えしたいことがあります。議場では歌うことはできません。ただ、この質問が、町民歌のことでございましたので、議長判断で特別許可したということであります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月9日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時30分

令和5年第2回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和5年6月9日

令和5年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
5番 眞邊真紀	1. 屋久島行政事務の委託について 委託料の振り込み先が、集落と個人の場合があり、統一されていないのは何故か。	町 長
	2. 子育て支援センターについて (1) 子育て支援センター開設に伴うアンケート調査の結果を教えてください。	町 長
	(2) 開設に向けて進捗状況を教えてください。	町 長
	(3) 住民への広報の予定は。またその内容は。	町 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

統一されていないのはなぜかについて御答弁よろしく申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。眞邊真紀議員の質問にお答えします。

自治会行政連絡協議会の取扱いにおいては、合併時まで調整することとされており、区長連絡協議会において十分な協議を行った結果、駐在員制度を採用し、駐在員に報酬を支給しておりました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、これまで非常勤の特別職としての位置づけが厳格化されたことにより、行政区長等の職種が該当しないこととされたことから、屋久島町駐在員の設置に関する要綱を廃止し、新たに令和2年度から、屋久島町行政事務の委託に関する要綱を制定し、現在の業務委託契約として各区長と契約を締結しております。

これまでの協議の中で、区と契約、区長個人と契約とそれぞれ意見がありましたが、現在区への振込を希望する3集落、松峯、原、尾の間については、源泉徴収せずに区の口座へお支払いし、その他23集落については、所得税の源泉徴収をした上で、区長個人口座にお支払いをしております。したがって、これらの違いは、以前は駐在員個人への任命であったことや集落の規約（給与額）などや会計上の理由により、各集落の要望に合わせて行っているものであります。

なお、昨年、業務委託内容を踏まえて、改めて区長連絡協議会で協議をしていただいたところですが、それぞれで対応を決定すると報告をいただいているところであります。

○5番（眞邊真紀君）

原集落と尾の間だけだと思っていたんですが、松峯含めて3集落が区に振り込まれているということで、この件に関しては、私が駐在員と行政事務委託に関する知識はあんまりなくて、ごちゃごちゃになっていたんですけれども、町民の方から、これ、統一すべきじゃないかという声は何件かありまして、そのうちお一人からもう3月議会の前に議会で一般質問してくれないかということでお話があって、3月議会、自分もちょっとやりたいことがあったので、今回に見送らせていただいて今になってしまったんですけれども、聞くところによると、町としても本当は区に振込をするということで統一したいというようなことをおっしゃっていたと言んですが、それは実際にはどうなんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

契約の内容が区長と契約をしておりますので、できれば区の口座にお支払いをするほうがいいのかと思います。あくまでも契約者が指定した口座に振り込んでおります。

ので、そこはその集落、先程町長の答弁でもございましたように、集落の事情がございますので、十分また話をさせていただいて、出た結論であると思っております。

○5番（眞邊真紀君）

どうしても一本化しなければいけないということでもないと思うんですが、できれば様々な形態というか、2本形態があるよりは一本化したほうがいいのかと思うのと、あとどうして統一したほうがよいと思われるのかという理由が、行政事務委託に関しては、区長と、確かに町が個人で契約されているのも様式を見て分かっています。

それで、例えば、区によって委託料が違うんですけども、行政事務委託料だけでなく、区民が払った区費からも区長への報酬が支払われてますよね。それを行政事務委託料を支払われているということを報告している区と、どうも区から払ったものしか報告していないところとばらつきがあるようで、この行政事務委託料に関しては確かに区長さんに個人に払ってもいいのかもしれませんが、町からこういう委託料が払われているということを区民の方に知らせるべきなんじゃないかなと思うんです。それは、支払っている町もそこをきちんと考慮して各区に、その総会の中で会計報告を行政事務委託料に関しても必ず報告するよというように努力する必要があると思うんですけれども、その点に関してはいかがですか。

○副町長（日高 豊君）

私、区長もやらせていただきました。ちょうどこの駐在員から行政事務委託に変わる時でございました。

集落の中で、やはり区長さんの報酬についてどう現状あるのかとか、あるいはその区長の報酬が適正であるのかということは、区の中で、区政の中できっちり議論をさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、それが集落自治に対しての町としての姿勢ではないのかなというふうに思いますので、もし、そういう疑問を持つ町民の方がおられましたら、多分、その方、どこかの集落に所属をしているというふうに思いますので、集落区長なり、あるいは区の役員なり、そういったところでまた議論をさせていただいて、報酬等あるいは町から頂いている様々な委託料も、この委託料だけでなく、ほかにもございますので、そういったところもしっかり説明はさせていただきたいというふうに思いますし、また、集落に対しても町民のほうから説明を求めていただいたほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

各集落ごとにはできるところとできないところというか、その意識の差というのが当然あると思うんですね。別に故意に隠しているわけじゃなくて、区からの支出だから会計上は、この委託料に関しては出しても出さなくてもいいものだと思いますよ。ただ、区長さんの仕事というのも結構大変な仕事で、これしかもらってないのかというような

ふうに思う区民もいらっしゃるらしいんですね。

区長さんの仕事が、結局は、行政事務委託の中に、行政事務の地域住民への連絡及び調整に関する事、地域住民への町広報紙、その他配布物の配布に関する事、気象災害の発生時または発生のおそれのある場合の町との連携に関する事、その他町政を推進する上で必要な事務に関する事、4つ、ただ、ぼんぼんと書いてあるんですが、結構内容が濃くて、例えば、この災害に関する事とかを町と連携するって、ものすごい重大な役目だと思うんですね。こういう役目を背負っているということと、町からそれなりの報酬が支払われていて、区民の皆さん、大丈夫ですよということを知らせることがすごく大事なかなと思います。

私が聞いた中では、今回の総会で、おおむね区の会計の中で行政事務委託料がこれだけ支払われてますというのを書いてあるところもありますし、口頭できちんと報告したところもたくさんあるのは知ってます。なんですけど、そこが全体に及ぶように、町からも、この例えば、行政事務連絡会のときに、そういう工夫をしてくれないかというようなことを言っていただくとか、その辺はいかがですか。できますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今、議員おっしゃるように、集落の総会の中で、区長さんから説明をしていただくように、区長連絡協議会のほうでは、過去、お願いをしたということは聞いております。

○5番（眞邊真紀君）

あ、そういうことですね。会計の報告を見せてもらおうと、実際書いてあるところと、そういうふうに恐らく言われたことを覚えていて、口頭で説明したところがあるらしいんですよ。それをできれば、区民が、参加しない人もいますので、会計の報告の中にきちんと特記事項として書いていただくように伝えていただけると非常にいいかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そこは、集落の自主性にお任せをしたいと思います。しております。

○5番（眞邊真紀君）

これも、事務委託は、さっきから繰り返すように、区長さんと個人で結んでいるからそういう解釈でいいかと思うんですけど、結局、原資は町民の税金ですし、この委託の事業の中で、事業というか、内容の中で、町広報紙、その他の配布物の配布に関する事というのは、区長さんだけじゃなくて、やっぱり区の皆さんが関わってやっていることだと思うんですね。なんで、こういう委託をされているんだということを知らせるためにも、やっぱりその行政事務委託というものを町から区長さんが受けていて、それを区が行っているんだというような認識を持っていただく必要があると思います。なんで、おおむね報告していただいているようなんで、できればもうちょっと分かりやすい形で

各区民の方に周知をしていただけたらなと思います。

全部の集落見せていただいたり、聞いたわけじゃないので、また今後も聞いて、改善ができるようであれば、お願いしていきたいと思っています。また、議会でも取り上げさせていただくかもしれませんが、よろしくお願いします。

次に移ります。2番目で、子育て支援センターについて。

子育て支援センター開設に伴うアンケート調査の結果を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

子育て支援センターにつきましては、屋久島町総合センター2階の改修工事を行い、7月3日の開所に向け、準備を進めているところです。

まず、開設に伴うアンケート調査につきましては、子育て中または子育て支援に興味・関心のある方を対象として、町報、町ホームページ、屋久島子育てアプリ「母子モ」により広報を行い、広く意見を集めました。その結果、約40名の方から貴重な御意見を賜りました。

アンケートの内容としましては、回答者の年代とお子さんの日中の状況、センターの開所希望曜日、時間帯、希望するサービスやイベント、センターの愛称、その他自由意見等についてであります。

意見・要望等多岐にわたりますので、全てにお答えすることは難しい側面もございますが、可能な限り対応をしてみたいというふうに思っております。

○5番（真邊真紀君）

アンケートの回答が40名から寄せられたということで、おおむね小さいお子さんをお持ちのお母さんなんじゃないかなというふうに思っています。町がアンケートを取っているよというのを自分のところにも連絡があったりしたので。

それで、アンケートを取った結果、特にこういう要望があったというような内容があれば、聞かせていただければと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えいたします。

22件ほど意見・要望というのがございました。中には厳しい意見や様々な要望というものもございましたけれども、センターができて、うれしい、楽しみ、期待しているという意見ももちろんありました。

また、開所は楽しみ、しかし、宮之浦から往復1時間かけて安房まで行くのはとても遠くて、保健センター開放がなくなるのは寂しいという、残念という声もありました。これは、屋久島特有の悩みだというふうに思っております。

このアンケートの中で、個人的に一番印象に残っているのが、こういう意見でございました。「子育てなど様々なことに困ったときは、取りあえずここに来れば何とかなる

というような、常にオープンで立ち寄りやすい、そんな場所であってほしい」という御意見でした。そういう施設を目指してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。当然、安房一点に開設するわけですから、場所のことは意見が出て当然だと思います。

常にオープンでという施設であってほしいというのは全く私も同じ気持ちですし、そんな施設であってほしいなと思うんですけれども、そのアンケートを実際に、例えば、何曜日に開設したほうが良いと思うかとか、開所時間はどのぐらいが良いと思うかという設問もありますが、それに対応した実際の運営ができるのかどうか、ちょっとその辺、今、御回答いただいていないので、曜日とか、時間についてはどういうふうに回答を得られていますでしょうか。また、それについての対応が、7月4日開所だと聞いておりますけれども、どんなふうに設定されているか、お伺いします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えいたします。

曜日につきましては、一番多かったのが毎日という意見でございました。次に多かったのが水曜日、そして土曜日ということで、アンケートでは回答がございました。

今、基本的には、月曜日から金曜日ということで考えております。というのが、もちろん当初は土曜日のほうも検討していましたが、人員の体制が今取れないということで、当面については月曜日から金曜日ということで、時間についても色々ありましたけども、午前と午後を分けるように今考えております。午前が9時半から12時、午後が14時から16時30分というふうに分けて、この間があるというのはお掃除とか色々な、昼食とかありますので、そういうふうに時間を取っているということです。

これについては、今、スタッフ4名、5月1日から雇用しておりますので、その中で職員と色々協議して決定しているということをお伺いしております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。アンケート結果はあくまでもアンケート結果で、運用していくとまた随分色々な声出てくると思いますので、月曜日から金曜日ということは大いにみんなが想定している曜日なのかなというふうに思っています。

開設に向けての進捗状況を教えてください。今、6月の、もう今日9日ですけど、あと1か月切ってます。なので、その進捗状況を教えていただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

当初、改修工事を5月に終える予定でございました。仕様の変更を行い、6月15日を

工期としております。

また、子育て支援施設等に勤務経験のある者を広く募集し、週5日勤務の常勤を2名、週2日程度勤務のパートタイム2名を雇用し、常時2名体制の配置により施設を運営していく予定でございます。

○5番（眞邊真紀君）

6月15日に工事が終わって、雇用は常勤が2名、パートタイムが2名ということでお聞かせくださいました。

開設に向けて具体的に物品の準備とか、中身はどんなふうに進捗しているのか、担当課でよろしいですので、教えていただければと思います。

例えば、開所するとき、皆さんにどういうふうに説明をするのかって、内容がもう決まっているのかどうか、もうすぐに運営開始されるんでしょうから、プログラムがもう既に決まっているのかどうかとか、その辺も含めてお願いします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えします。

開所に向けて、今、先程も申しましたけども、4名の2名がフルタイム、2名がパートタイムですけども、随時、ここの本庁舎で、職員も交えて、色んな今後の内容、運営についての協議というか、話し合いは行っています。

物品についても、今、発注をかけたとしても開所には間に合うというふうに思っております。完全かどうかは別として、色々また要望もあるでしょうから、またその声を聞いて、開所してからでもそろえていくということは可能かと思っています。

開所につきましては、町長も先程申しましたけども、7月3日、午後1時30分から30分程度を考えておまして、ここでいうと、案内をする方が保育園、こども園関係者、あと民児協、民生委員児童委員協議会の関係者、保健所、区長連絡協議会、あと議会関係、場所もそんなに広くないので、十五、六名程度を今考えているところです。

開所の内容につきましても、今、ちょうど課内のほうで協議してまして、先程議員おっしゃるような、挨拶から、今、くす玉を割る、そして内容の説明、会場の説明、見学、そういったのを今考えているところであります。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。3日のことに関しては分かりました。4日からもう利用者の受入れが始まると思うんですけども、その利用者の受入れをするための進捗はどんなふうか教えていただけると助かります。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

すみません。私のほうでまだその4日からの内容については把握しておりません。申

し訳ないです。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

経験がある方が御参加くださって、今、詰めているのは分かっているので、内容がちょっと分からなかったもんですから聞きたかったんですけども、十分間に合うのかなとは思っております。

次に移ります。住民への広報の予定は、またその内容は。

今の段階で、アンケートは2月に取られていましたけど、子育て支援センターがいつ具体的に開所するのかということはまだ広報していないと思うんですね。なので、これから赤ちゃん産まれる方、もう小さいお子さんをお持ちの方、対象の方がほとんどそれを把握していない状況にあると思いますので、広報がいつなされるのか教えてください。

○町長（荒木耕治君）

町報の広報としましては、町報2月号等により、子育て支援センターの概要と、7月に開所予定であることをお知らせしており、開所日の案内につきましては、町のホームページと子育てアプリにおいて、6月中に行い、改めて町報7月号において、事業内容や主な設備等について詳しくお知らせする予定であります。

開所後の運営に当たっては、創意工夫を重ねながら、親しみを持っていただけるような子育て支援の拠点施設を目指していきたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

町のホームページと子育てアプリで6月中には広報をすると、7月の町報に掲載をするという御予定だそうですが、ホームページは子育て関係の記事を、内容を確認しようと思うと、どの項目もなんですけども、非常に、以前から言っているように非常に見にくいです。言っている意味が分かると思いますので、例えば、子育てのところを調べてみてほしいです。なかなか情報に行き着けないという状況になっています。

それで、子育てアプリを利用されるということですけども、今、実際に利用されている方が何名ほどいらっしゃいますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

子育てアプリは、これ、母子手帳アプリのことでございまして、子育てサロンの日程など、子育てに関する情報を発信しているものでありまして、本町では、昨年、令和4年から活用しております。母子手帳の交付時に登録をしてもらっているということで、現在215名が登録をしております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

その母子手帳の交付の際に、そのアプリの登録をしていただくようにお勧めして、

200名を超える登録者があるということですが、例えば、ここで母子手帳の交付をされていない乳幼児をお持ちの方は、このアプリをどういうふうにするべきかあるのでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

色々な健診時に、お知らせはしているというふう聞いております。

以上です。

○5番（真邊真紀君）

ありがとうございます。自分も子育ても卒業して、母子手帳もなければ、健診にも来ないので、全く分からなかったんですけど、例えば、町のLINEの仕組みもとてもいいと思うんですね、各課の情報が流れてきますので。

見ていると、普通の一般市民から見ていると、「どんぐりころころ」とかの子育てサロンがどこでやります、参加費が幾らですという情報だけで、内容が何をするのか全く分からないんですね。なので、子育てアプリもそうなんですけれども、LINEで子育てに関してどういう支援をされているのか、一般市民にも知らせることができれば、例えば、私なんか、引っ越してきた小さい子供を持つお母さんに、こういうことをやっているんだよということを教えることができると思うんですよ。

やっぱり子育てというのは、当事者もそうなんですけど、保育者とかもそうなんですけど、みんなでやったらとてもいいと思うんですね。なので、2月に産業厚生常任委員会で伊佐市のほうに、子育てですごく力を入れている伊佐市のほうに視察に行かせていただいて、参考になったことがたくさんあって、みんなで子育てしているなという、町というか、市ですね。また、課長のほうに委員会から報告がありますけれども、情報を共有して、町の職員もだし、議会もだし、住んでいる人たちみんなが子育てをするんだと、もう出生数がかなり減ってますから、みんなで支えられると思うんですね。隣近所で同じような月齢の子がいないということも多々出てくると思います。なので、その情報といかに早くつなげてあげられるか。

アプリを見て、情報を見ている、行くか行かないか躊躇する方がたくさんいると思うんですよ。昨日も少し話ししましたが、そういうサロンとかに出かけるときに、もう既にグループができているんじゃないかというふうなことってあるんです。やっぱり小さい子たちも既に仲良くなっていて、そこに入り込みにくいとか。だから、当事者にいきなり行きなさいよと言っても、なかなか入り込みにくいのを誰かが手助けしてあげるといような、そういう役目をしてあげる方も必要だと思うんですね。なので、広報については、現段階でどうやってやるかというのはもう分かりましたので、自分のほうでも町が情報を出していただければ、対象の御家庭に少しでも広めることができるといふふうに思っています。

そういうセンターが開設する前に、例えば、窓に、ここで何月何日から子育て支援センターを開所しますとか、開設しますとか、何かそういうような工夫をされているところって結構あると思うんですよ。店のオープン予定もそうですけど、安房支所のところがちょっと見にくいは見にくいですけど、貼れなくもないし、あそこ、寄る人もたくさんいますから、銀行等に。なので、できれば窓に内側から、雨に濡れないような、そういう告知の紙を貼るとか、一人でも多くの人に情報を発信していただけたらなと思っています。もう開設していただけるのは非常にありがたいことなので、情報だけはきちんと発信していただきたいと思います。

ちょっと早いですけど、以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月16日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前10時32分

令和5年第2回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和5年6月16日

令和5年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第42号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第43号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第44号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第45号 屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第48号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第49号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第50号 神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第51号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第12 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案
- 日程第13 発議第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案について
- 日程第14 産業厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第17 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第18 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付しております議事日程のとおりです。

次に、岩川卓誉君から発言を求められていますので、これを許可します。

○1番（岩川卓誉君）

おはようございます。

私が、6月8日の一般質問にて発言した内容の中で、一部事実と異なる表現となってしまう部分がありましたので、ここにお詫びし、申出書のとおり取消しをお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいま、岩川卓誉君から6月8日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、一部事実と異なる発言があったため、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を、取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、岩川卓誉君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

- △ 日程第1 議案第42号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第2 議案第43号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第3 議案第44号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- △ 日程第4 議案第45号 屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第46号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第47号 令和5年度屋久島町一般会計補正予

算（第2号）について

△ 日程第7 議案第48号 令和5年度屋久島町上水道事業特別
会計補正予算（第1号）について

△ 日程第8 議案第49号 令和5年度屋久島町電気事業特別会
計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第8、議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。

令和5年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第42号、43号、44号、47号の計画案2件、条例案1件、予算案1件の計4件でした。

委員会審査は、6月12日、10時より第一委員会室において関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い議案審査を行いました。

それでは、まず議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてであります。

委員から、消防施設について、過去に避難シェルターが造られたことがあるが、現在も有効かとの質疑に対し、有効に設置しているところもあるが、災害を受け埋没したところもある。今後の災害復旧の計画の中で新設などの検討をしていくとの回答がありました。

また、委員より、防災施設の中で照明施設の未整備箇所については検討してほしいとの要望がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員から、条例が変わった場合、施行はいつからかとの質疑に対し、国の公布が6月17日になっており、起算して3年以内に政令で定めるとなっているとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）分割についてであります。

多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

委員より、防火水槽の設置についての詳細を求める質疑に対し、既存施設を撤去し、新たに近くの町有地に設置することで予算を組んでいる。当初予算でも他地区の防火水槽改修で900万円を組んでいたもので、それと併せて設置を行うとの回答がありました。

委員より、鹿児島国体関係の工事費について、3年前にも同じ工事を行っているが、建設課との協議は十分に行われているかとの質疑に対し、建設課とも現地を一緒に見たうえで協議を行い、今回の予算計上になっているとの回答がありました。

委員より、一般管理費、役務費の内訳が公用車の洗車とあったが、庁舎内には洗車機などは設置していないのかとの質疑に対し、旧本庁に高圧洗浄機があり使っているが、近年の黄砂などにより見苦しい汚れもあるので予算を計上している。現在の駐車場には残地があるので、今後、車庫や防災倉庫も含め洗車機も検討していきたいとの回答がありました。

委員より、防災対策費、備品購入で口永良部島のヘリポート整備のための草刈り機購入とのことだが、これは職員が対応するものかとの質疑に対し、出張所職員が対応することになっている。これまでは職員1名であったが、今は会計年度任用職員もいるので機械を用意し、余裕のある時間にやっていくとの回答がありました。

また、委員より、同地域は建設課から草刈り業務の発注がされているので、業務の範囲内にヘリポートも入れていただくような契約の見直しの提案がありました。

委員より、熊毛地区消防組合負担費の減について、退職者2名の補充はできているかとの質疑に対し、前年度前倒しで採用しているとの回答がありました。

委員より、文化財保護の修繕費は何か所を予定しているかとの質疑に対し、10基を予定しており、石碑の文字が見えにくいところの改修を予定しているとの回答がありました。

なお、6月13日、現地調査において、神山小学校、安房小学校、安房総合センター大ホールを巡回いたしました。

安房総合センターにおいては、2階部分の子育て支援センターや1階については、今後、様々な計画があり協議中であります。ホールに関しても公共施設管理計画やワーク

ショップで協議されてはいるが、町としての明確な方針というものはないと感じましたので、なるべく早い段階でホールの方針を決定してほしいという意見が出ましたので御報告いたします。

教育総務課職員、地域住民課長にはお忙しい中、対応していただきまして誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和5年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第45号、46号、47号、48号、49号、条例案2件、予算案3件の5件でありました。

委員会審査は、6月12日、10時より役場本庁舎第二委員会室において関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第45号、屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正については、委員より、利用時間が午後2時から午後8時までとなっているが、見直す考えはないかとの質疑に対し、基本的には本村温泉に合わせた形となっているが、これまでと違うのは、かけ流しではなく、1日1回ためたら清掃を行う作業が出てきたため、温泉をためるのに4時間を要することで午後2時開始とした。今後は状況を見ながら協議していきたいとの回答がありました。

委員より、口永良部島の観光客も利用しやすいよう考慮してもらいたいとの要望もありました。要望に対し、今後の利活用を進める中で様々な課題が出てくると思うので、双方で協議しながら進めていきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）分割については、産業振興課所管では、町営牧場管理運営費の時間外勤務手当、特殊勤務手当等が計上されているが、その内容はどの質疑に対し、特殊勤務手当は人工授精師に対する手当で、以前から採用している職員が資格を持っているので対応してもらおう。時間外手当については両施設の会計年度任用職員分を計上している。実際に職員に話を聞き、労働に対する

対価をしっかりと払うべきだと計上した。今後はタイムレコーダーで管理していく。実態を見て補正で対応していくとの回答がありました。

健康長寿課所管では、新型コロナウイルスの状況はとの質疑に対し、ワクチン接種状況は、5類に下がってからワクチン接種人数は減っている。感染者数は1週間ごとに鹿児島県が出しているが、屋久島町在住に限られたものではなく、医療機関が検査し鹿児島県に報告したものなので、観光客等も含まれていると思われるとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、観光施設整備費で一湊海水浴場施設工事請負費が計上されているが、現状はとの質疑に対し、5月の連休明けから整備をしている。想定以上に状況が悪いため補正予算を計上した。今後は周辺整備も含め、7月1日のオープンウオーターまでに整備を進めていくとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6月13日、13時30分より子育て支援センター、南部堆肥センター、湯泊港、南部林道の4か所の現地調査を行いました。福祉支援課長、生活環境課長、産業振興課長、建設課長にはお忙しい中、御対応いただき誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決いたします。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關する
条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
關する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、屋久島町口永良部島湯向温泉条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第50号 神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結について

△ 日程第10 議案第51号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第9、議案第50号、神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結についてから、日程第10、議案第51号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和5年第2回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案いたします案件は、契約案1件、補正予算案1件の計2件であります。

それでは、議事日程に従いまして説明いたします。

まず、議案第50号、神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結につきましては、神

山小学校の校舎棟、特別教育棟及び渡り廊下の外壁改修及び屋根防水工事のため、7社を指名し、5月29日に入札を執行した結果、6,325万円で落札いたしました有限会社岩川興業、代表取締役、岩川和則と工事請負契約を締結するものであります。

議案第51号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）につきましては、総務費において、令和4年度繰越金の確定により財政調整基金の調整を行うとともに、災害復旧費において、口永良部島の向江浜川、本村向江浜線の災害復旧事業の実施に国庫負担金及び町債等で調整し、歳入歳出それぞれ8億2,144万3,000円を追加し、予算の総額を126億4,102万9,000円とする予算措置に併せ、地方債に現年発生補助災害復旧事業債を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第50号から議案第51号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第50号から議案第51号までの2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第51号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第50号、神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号、神山小学校防災機能強化工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第11、令和5年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請につ

いてを議題とします。

本件につきましては、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

令和5年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会審査は、6月13日、午後1時から役場本庁第一委員会室で行いました。

趣旨を了として妥当だと思うので賛成したいという意見があり、討論を行いましたが討論はなく、賛成多数で本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、令和5年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第12 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国
庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹君）

日程第12、総務文教常任委員長から提出の発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題とします。

お諮りします。

発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号については趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 発議第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直し
を求める意見書案について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第13、緒方健太君ほか2名から提出の発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書案については原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 産業厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第14、産業厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

産業厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

所管事務調査に当たり、1月27日に福祉支援課課長、担当職員に出席いただき、屋久島町子育て支援センターの設置目的、事業計画の詳細な説明を受けました。

令和5年2月20日、伊佐市子育て支援センタールピナスを視察させていただきました。伊佐市市役所こども課、長里課長ほか担当職員、子育て支援センター職員2名に御対応いただき、2か所で運営されている子育て支援センター事業の詳細な説明をいただきました。

伊佐市は、おぎゃー献金の発祥の地で「子育てにやさしいまち」日本一を目指し子育て支援を行っていました。

子育て支援ネットワークの取組、旧校舎を利活用し子育て支援センタールピナス、まむさるーんの2施設を拠点に、市役所、保健師、保育所、小児科等が連携しネットワークを活用、各種事業開催も多いことから、小まめにコミュニケーションを取り、課題、問題点の共有を図りながら共通の認識を持ち運営を行っていました。

また、広報誌ルピナスを毎月発行し、イベント、月1回講習会、ファミリーサポート支援センター情報、月間スケジュールなどの情報発信を行っていました。

所管事務調査終了後、6月12日に福祉支援課課長、担当職員に出席いただき報告会を行いました。今後、運用に当たり議会としてサポートをしていきたいと思っております。

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで、所管事務調査の報告を終わります。

△ 日程第15 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第16 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第17 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第17、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第18 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時39分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員